

決算特別委員会

令和4年9月14日・15日・16日

葛城市議会

決 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 令和4年9月14日(水) 午前9時30分 開会
午後6時01分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	杉 本 訓 規
副委員長	奥 本 佳 史
委 員	西 川 善 浩
〃	柴 田 三 乃
〃	梨 本 洪 珪
〃	松 林 謙 司
〃	谷 原 一 安
〃	増 田 順 弘

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	川 村 優 子
議 員	横 井 晶 行
〃	吉 村 始

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
教 育 長	椿 本 剛 也
企画部長	高 垣 倫 浩
人事課長	植 田 和 明
人事課主幹	南 直 美
企画政策課長	勝 眞 由 美
情報推進課長	西 川 雅 大
総務部長	東 錦 也
総務部理事兼都市整備部理事	安 川 博 敏
総務課主幹	吉 村 浩 尚
庁舎機能再編推進室長	吉 田 和 裕
管財課長	倉 田 主 税
生活安全課長	津 本 佳 成

〃	補佐	安川賢明
財務部長		米田匡勝
財政課長		内蔵清
税務課長		椿本真司
税務課主幹兼収納促進室長		油谷知之
税務課主幹		白澤良枝
市民生活部長		前村芳安
市民生活部理事		林本裕明
市民窓口課長		森本欣樹
保険課長		増井朋子
人権政策課長		高橋勝英
〃	補佐	芦高由訓
クリーンセンター所長		石橋和佳
保健福祉部長		森井敏英
社会福祉課長		山岡邦啓
介護保険課長		堀川雅樹
地域包括支援課長		西川賢
健康増進課長		松本育子
新型コロナウイルス対策室長		鬼頭卓子
こども未来創造部長		井上理恵
こども未来課長		中井智恵
子育て支援課長		新澤健嗣
こども・若者サポートセンター所長		川崎圭三
産業観光部長		早田幸介
商工観光プロモーション課長		竹内和代
建設課長		竹本淳逸
教育部長		西川育子
教育部理事		板橋行則
会計管理者		吉井忠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長		岩永睦治
書記		新澤明子
〃		神橋秀幸

7. 付議事件（付託議案の審査）

認第1号 令和3年度葛城市一般会計決算の認定について

- 認第2号 令和3年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第5号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 令和3年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第6号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第4号 令和3年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第8号 令和3年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 認第9号 令和3年度葛城市下水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。決算特別委員会、3日間よろしくお願いいいたします。初めての委員長で不手際ばかりやと思いますけども、ご了承お願いいいたします。重要な案件ですので、限られた時間ですけども、なるべく時間厳守で、言いたいことを優先的にやっていたいで、皆さん質問できるようによろしくお願いいいたします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。吉村議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お願いいいたします。委員会の会議進行については、休憩を取りながら、理事者側の出席職員についてもあまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めたいと思いますので、各委員ご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力お願いいいたします。

ここで、決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認したいと思っております。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の決算特別委員会次第に記載の順で1議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等については、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算については、まず歳出の1款及び2款の説明を受けて、その部分に対して質疑を行います。新型コロナウイルス感染症対策で密を防ぐために3つの部分に分けて質疑を行いたいと思います。1つ目の部分は、決算書50ページまで、またこのときに全ての款の人事課配当の人件費の質疑を行います。2つ目の部分は55ページから64ページの2款の最後まで、そして3つ目の部分は51ページから54ページまでの質疑を行います。地方創生関係は多くの部署が関係することから、その前に休憩を取り、休憩中に質疑箇所をお聞きしてから、再開後に関係部署のみ入室いただいて地方創生関係の質疑を行います。次に、3款及び4款の説明を受けて質疑に入りますが、質疑については理事者側の出席者があまり多くならないように、款ごとに職員を入れ替えて行います。次に、5款及び6款の説明を受けて、先ほど同様に、質疑については款ごとに職員を入れ替えて行います。次の7款及び8款についても同様に行います。そして、9款から歳出の最後までの説明を受けて、その部分について一括で質疑を行います。続けて、歳入について説明を受け、質疑は一括で行いたいと思いますが、歳入また次の総括質問については範囲が広うございますので、歳入の前に休憩を取り、出席職員の調整を行いたいと思いますので、ご承知おきお願いいいたします。その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。また、総括質疑

は市政全体に係るものとなりますのでご注意ください。特別会計決算について、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算と下水道事業会計決算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策で待ち時間等の密を防ぐため、審査日程については厳守いただきますようご協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付の決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をご覧ください。1番から3番までは先ほどの説明させていただいたとおりでございます。続いて、裏面の4番、質問項目は1回につき3問までとします。質疑回数については原則2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合などについては、委員長の判断の下、この回数を超え質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたします。6番、発言内容の制限については、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますようお願いいたします。7番、質問される場合は、決算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思っております。8番、理事者側において、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者については、部長または担当課長でお願いいたします。原則として、課長補佐級以下の委員会室の入室は認めません。理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室の入口付近のマイクにより答弁をお願いいたします。

最後に、お手元に配付の決算特別委員会時間配分表、資料3をご覧ください。委員会を進めるに当たっての時間配分として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思っておりますので、委員をはじめ、理事者側も厳守いただきますようよろしくお願いいたします。

以上のことについて、何かご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことといたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、令和3年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、まず歳出の1款議会費及び2款総務費の内容説明を求めます。

吉井会計管理者、よろしくお願いいたします。

吉井会計管理者 皆さん、おはようございます。会計管理者の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程となっております認第1号、令和3年度一般会計決算につきまして説明させていただきます。お手元の歳入歳出決算書3ページをご覧くださいと思います。それでは、実質収支に関する調書からご説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。

歳入総額177億4,155万8,000円、歳出総額169億7,718万2,000円でございます。歳入歳出差

引額といたしまして7億6,437万6,000円の余剰金がございました。翌年度に繰越明許費繰越額といたしまして4,805万5,000円を繰越しいたしますので、実質収支額といたしましては7億1,632万1,000円でございます。

それでは、続きまして、歳入歳出決算事項別明細書の歳出、1款のご説明を申し上げます。35ページをご覧くださいと思います。左から、科目、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっております。備考欄の各事業につきましては、目のうち主な事業のみをご説明させていただきます。

それでは、1款議会費でございます。全体といたしまして1億6,606万2,616円の支出済額でございます。主な事業といたしましては、議会運営事業で3,544万4,496円の支出でございます。

次に、36ページをご覧くださいと思います。2款総務費でございます。全体といたしまして17億5,280万8,366円の支出でございます。また456万5,000円を繰越しいたしました。1項1目一般管理費におきましては6億3,754万8,216円の支出でございます。主な事業といたしましては、37ページにございます一般管理事業（人事課配当分）で4,347万1,784円の支出でございます。

次に、41ページをお願いいたします。2目文書広報費でございます。1,171万7,287円の支出でございます。主な事業といたしましては、広報発行事業で854万3,677円の支出でございます。

3目会計管理費では、会計管理事業といたしまして1,031万6,161円の支出でございます。

次に、42ページをお願いいたします。4目の財産管理費におきましては、2億8,659万4,561円でございます。主な事業といたしましては、44ページにございます市有財産管理事業で2億462万998円の支出でございます。

45ページをお願いいたします。5目電子計算費におきましては、5,061万3,590円の支出でございます。主な事業といたしましては、電算システム共同化推進事業で3,989万4,902円の支出でございます。

6目地域情報化推進費におきましては、2,494万9,946円の支出でございます。主な事業といたしましては、イントラネットシステム整備事業といたしまして2,232万5,046円の支出でございます。

次に、46ページをお願いいたします。7目交通安全対策費におきましては2,422万6,053円の支出でございます。主な事業といたしましては、47ページにあります交通安全施設整備事業で1,595万円の支出でございます。

8目自治振興費におきましては1億5,542万5,350円の支出でございます。主な事業といたしましては、次の48ページにございます街灯管理事業で1,849万9,539円の支出でございます。

9目企画費におきましては1,132万7,390円の支出でございます。主な事業といたしましては、企画政策事業702万7,362円の支出でございます。

次に、50ページをお願いいたします。10目公平委員会費では17万7,000円の支出が、11目防災行政無線管理費におきましては496万4,973円の支出でございます。

次に、51ページをお願いいたします。12目地方創生推進交付金事業費では、広域連携事業といたしまして50万円の支出でございます。

13目地方創生臨時交付金事業費におきましては1億6,205万6,741円の支出でございます。主な事業といたしましては、ただいまご覧になっております51ページから54ページまでご覧いただくようお願いいたします。内容といたしましては、市内の公共施設等での新型コロナウイルス対策感染症拡大防止事業といたしまして消毒用アルコールやゴム手袋などの購入による支出のほか、直接的対策といたしまして新型コロナウイルスワクチンの接種実施のための支出でございます。

次に、55ページをお願いいたします。2項1目税務総務費におきましては1億4,742万4,578円の支出でございます。主な事業といたしましては、56ページでございますふるさと応援寄附事業で2,450万2,081円の支出でございます。

2目賦課徴収費におきましては3,969万416円の支出でございます。主な事業といたしましては、次のページに移らせていただきまして、諸税徴収事業で1,513万7,826円の支出でございます。

58ページをお願いいたします。3目過年度支出金では、過誤納金還付事業としまして2,374万5,768円の支出でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては9,440万1,202円の支出でございます。主な事業といたしましては、次のページに移っていただきまして、個人番号カード関連事業で2,881万4,435円の支出でございます。

4項1目人権啓発費では2,690万8,157円の支出でございます。主な事業といたしましては、60ページでございます人権擁護事業で154万8,190円の支出でございます。

61ページをお願いいたします。5項1目選挙管理委員会費におきましては53万4,721円の支出、2目選挙啓発費におきましては1万7,204円の支出、3目衆議院議員選挙費におきましては2,312万9,829円の支出でございます。

62ページをお願いいたします。4目市議会議員選挙費では1,399万9,879円の支出でございます。

6項1目統計調査総務費におきましては19万6,808円の支出でございます。

2目基幹統計費では120万2,605円の支出でございます。

64ページをお願いいたします。7項1目監査委員費におきましては113万9,931円の支出でございます。

以上で1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願ひました部分に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただいたとおり、初めに決算書50ページまでの部分と全ての款の人事課配当の人件費に関する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。3日間、よろしく申し上げます。

決算審査ですので、予算が適正、効率的に使われているかどうか、また事業効果を上げているかどうかという観点から質問させていただきます。

まず最初に、37ページになります。2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の中の、事業で言いますけれども一般管理事業、及びそれからその上の人件費、このことについてお伺いします。

まず、36ページの人件費のほうから行きますけれども、ここに大体全体の職員の人件費が上がっていると思うんですけれども、葛城市全体の職員の数、正職員、それから予算のときにお聞きしたんですけれども、正職員としてフルタイムの会計年度任用職員とか、市費講師も含めて人数を予算のときにお聞きしてますので、実際にどういう正職員の人数になっているかということをお伺いします。

併せて、会計年度任用職員制度のことに関わってですけど、下の37ページの一般管理事業におきまして、フルタイム以外のパートタイムの会計年度任用職員の総時間数を把握されていると思うんですけれども、それが何時間になっているのかということについてお伺いします。

それから、最後3つ目ですけれども、39ページになります。同じく2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の中の人事管理事業ですね。人事課の担当になっておりますけれども、職員採用試験委託料というのが計上されておりますけれども、職員採用数、これについてお伺いします。成果報告書の中には受験者数は書いてあったんですけれども、この令和3年度で何人新任の方を採用されたのかについてお伺いします。

以上、3点お伺いします。

杉本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、職員の数でございます。令和4年4月1日現在でございます。常勤のほう、職員が317人、再任用が9人、任期付きが4人、常勤のほう合計で330人、会計年度任用職員はフルタイムで12人、パートタイムの社会保険ありが247人、社会保険なしが158人の計417人で、総計といたしましては747人となっております。

それから、会計年度任用職員の総勤務時間数ですけれども、46万7,000時間というふうになってございます。

それから、職員の採用についてでございますけれども、令和3年9月1日の採用者数が一般事務職が6人、土木技術職が1人、保健師が2人の計9人。それから、令和4年4月1日採用でございますけれども、一般事務職が5人、土木技術職が1人、建築技術職が1人、保育士、幼稚園教諭が3人、社会福祉士が1人、学芸員が2人、一般事務職の障がい者対象が1人で計14人となっております。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。正職員についてもよく分かりました。また、会計年度任用職員に

つきましても総時間数を人事課で一元的に把握されたということで、今後、その時間数については、各課からこれまで上がった部分を全く把握できてない状況が続いてましたので、大変、総時間数把握ということで、この行財政改革に生かしていただけたらと思っております。

それから、職員採用数につきましてですけども、土木建築のそれぞれ専門職が採れたというのは葛城市にとって大変嬉しいことでありまして、本当にそういう点では、この間努力された結果が実ったものと思います。また、学芸員の方2人ほど採られたということで、歴史博物館等、今後、市史の編纂等につきましてもまた質問させていただきますけれども、専門職はそういう形で採っていただいたこと感謝申し上げます。

以上で質問を終わります。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 私、49ページの企画費で、一番右端の備考欄では、上から空家等対策実施支援業務委託料というところで、成果報告書ではこれは16ページになるんです。16ページの企画費で企画政策安全事業というところで、この部分、成果報告書では空家等対策実施支援業務委託料ということで、当初この空き家の対策では、実態調査では市内の空き家が411件で、そのうち管理不全な空き家が38件ということであって、411件のうち何件が空き家バンクに登録されているのか現状、そして何件の空き家が利活用されているのか。結局、現在の空き家の数というのは何件となり、管理不全の空き家は何件となるのか、現在の状況をお示し願えますか。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

今、ご質問いただきました空き家の件でございます。令和元年度に空き家の実態調査というのをさせていただきまして、今、委員おっしゃっていただきました411件の空き家というのが判明いたしております。そのうち、空き家バンクに登録されているということでございますけれども、その411件のうち、これまで登録された物件は7件ございました。

活用ということでございますけれども、そのうちの令和2年度でしたら1件の活用ということがございまして、成約が整っているという状況でございます。

管理不全というところでございます。現状の空き家の数というのは把握しておりませんが、管理不全等でご連絡のあった分につきましては、企画政策課のほうで現場に出向かせていただきまして現地を確認させていただいております。また、現地を確認した上で、所有者等につきましては空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき確認をさせていただき、現地の状況等分かっているように写真等を付けて管理をしていただくよう文書を送付させていただいております。その件数で申し上げますと、令和2年では11件、令和3年では10件、令和4年の現在の時点では5件ということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 7件登録されて、利活用は実際問題、契約成立したということは1件ということで、現在の空き家は単純に考えると404件になるのかなと思うたりもするんですけれども、アンケー

ト調査による意識調査も実施されたと思うんですけども、空き家の利活用も含めて、今後適正な管理に努めていくという意思がある方は、多少変わりますけども、411件の空き家のうち何割程度がそういう意思のある方なんでしょうか。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 利活用の意思がある方ということで、アンケート調査を実施させていただきました。411件のうち354人の方にアンケートを実施させていただいております。回答があった208件の中で、管理というところ、「今後売りたい」、「貸したい」、「どちらもしたくない」というようなアンケートの内容で申し上げますと、「売りたい」と回答された方はそのうちの54人、35%で、「貸したい」と答えられた方は21人、13.6%、「どちらもしたくない」と回答された方は79人、51.2%というような結果でございます。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 51.2%の方は、今後、適正管理に努める、売りたいとかそういう方やと思いますけども、あと大事なことは、あとの残りのそういう人たちにどのようにアプローチしていくんかということで、今後、意識啓発も含めて、例えば書面でそういう空き家をお持ちの方に意識啓発の文書で送るとか、そういうような形で今後しっかりとそういう残った方、まだ意思のない方に対してしっかりとアプローチしていただきますように、よろしく願い申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

私も今の松林委員の関連で、空家解体補助金の70万円についてお伺いしたいんですけども、これ、令和3年度の新規事業というところで300万円の予算計上されてると思うんです。この概算の内容、この300万円をした内容を教えていただきたいんです。これ、自主的に巡回して査定されての金額なのか、もしくは大字からの要望があってそういったところを計算されているのかということをお教えいただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

空家解体補助金というところでございます。もともとの予算の算定というところでございますけれども、解体に申請されますと1件当たり50万円ということで補助を出させていただいております。特に予算の要望のときには特定の大字からの要望等はございませんけれども、概算で計算をさせていただきまして予算を上程させていただきました。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 ということは、50万円掛ける6件というところの大体のおおまかな計算ということですね。今回70万円の決算額ということはどういうことやったのか、ちょっとそこだけ補足でお伺いできますか。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

解体に係る費用につきましては1件50万円というのを上限としておりますけれども、その後、土地の活用といたしまして、公共の用に供する使い方をされるという場合には、そこに20万円の上乗せをして補助を出させていただいているという、要綱に基づいてそのように対応させていただいております。1件だけです。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。

柴田委員。

柴田委員 よろしくをお願いします。私も松林委員が質問されたことに関しての関連なんですけど、この委託の業者の業務内容というのをお聞かせいただきたいんですけども、それをまず聞かせていただけますでしょうか。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

空家等対策実施支援業務委託料ということで24万9,700円委託させていただいております。業務内容といたしましては、常設で空き家に関する相談というのを受けていただいております。まず、それが1点でございます。また、空き家の所有者の方、空き家を利用されたい方、移住を希望される方も含めますけれども、に関しても現地調査へ行ったり、専門家のほう、法務であったり税務であったり建築であったり、不動産に関するそういう相談も受けていただいております。また、空き家バンクの登録、運営に関する業務もしていただいております。また、個別相談会というのを年に数回開催していただいております。

業務につきましては、以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 こちらも、空き家を登録して売りたい方とか利活用されたい方とかも少ないけれどいらっしやるということで、逆に移住希望とか、市外からの問合せとかの件数とかも把握されてるのかということと、それからそういう空き家バンクの業者の方に委託されるのもいいと思うんですけども、市自体がその空き家利用というか、これから観光に力を入れていかれるということもあると思うんですけども、例えば、はならあとだったら空き家を利用してそこにアートを一時的に展示してということも、そういうイベントもあると思うんですけども、そういった市が積極的にその空き家を活用するということは考えられているのかどうかというのを聞かせてください。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

空き家バンクに登録されている利用者登録者数でいいますと、令和3年度で39件の登録がございました。また、物件のほうの登録でございますけれども、令和3年度で5件の登録がございました。市外の方ということでございますけれども、正確に件数ということではなくて、登録者数を見ていると半分以上の方が市外から登録されているという状況が見られると思います。

市として空き家の活用ということでございますけれども、今後、事業の中で必要であればまた検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ちょっと分かりにくかったので、移住を希望されたりとか、問合せがあった件数、実際に葛城市に住みたいのという件数を本当は知りたかったんですけども。私もホームページを見させてもらって、その空き家バンクというのはどういうものかというのを調べたんですけど、1件はそういう空き家相談とか、外からの方の移住希望とかの方の相談もされてるみたいなんですけど、もう一つは元不動産だったんですよ。不動産業者の方が仲介してらっしゃるといって、不動産の業務とこの空き家対策のこの業務がどう違うのかというのは、ちょっと私、疑問に思ったところなんですけど、あとやっぱり市主体で一時的でもいいですから、そういったイベントに使えるようなところを所有者に聞いていただいて、いいよと言ってくださる方々があればぜひ活用していただいて、はならあとも活用された方が後にその空き家がカフェになったりとかという事例もありますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 いろいろあるので、まず空き家関連でお聞きをします。空き家問題については2つあって、ここでは業務委託料で24万9,700円と先ほどの説明にあったわけなんですけども、1つは各委員がおっしゃってる老朽化したというか、迷惑のかかる空き家を今後どうしていくんかという課題と、それともう一つは住まなくなったその空き家をどう活用するかという考え方と、2つに整理をされると思うんです。以前から私、古い町並みをどう活用すんのかというところに、こういう空き家をどう市として活用すんのかということも整理していかんなん違うかと。観光のところで、景観重要建造物、何か指定をしてというテーマがあるんです。企画政策課は部署が違うから分かんと思われんですけど、そういった空き家であって、今言ったような景観重要建造物、要するに残していかなん建物というふうな位置付けをして、市がどう今後その空き家を仲介して活用してというふうな事業につなげんのかということも、この空き家問題について課題として持っていただくべきじゃないかなと私は思うんです。そういったことに対するお考えをお聞きしたい。

それから、住まなくなった空き家があって、近所の方お困りなんで何とかせなあかんと。これ実例ですけども、市にご相談を区長がさせていただきましたが、連絡つかないんで撤去せえとかいうことに手を出せないという状況やというふうに聞きました。実際、市としてというか、連絡つかないというのは、企画政策課の担当としては探せなかった。もうそんで終わりなんです。非常に危険な状態やと。アライグマとか狸とか、そういうものが住まいをしているようなのが近所にあって、また火災、それから倒壊のおそれ等々が非常に問題になってるけども実情はそうなんだと。これ、もう一步踏み込んだ対策でけへんのかなと、これ2つ目の質問。

3つ目は、これ、ほっといたら得をするというのが大きな原因やと思うんです、家主がね。壊したらどうなるかというたら、固定資産税が上がるんですよ、雑種地としてね。3倍ぐ

らいになるんですか。建物という免税措置で安くなっていると。私、これ何を言いたいかというと、免税措置をしてその3倍上がるやつを市として3年間待ってやると、活用できるまで待ってやろうかということがでけへんのかなという、そういう提案なんですけども、これもう税務課になるんでここではお話できないと思うんですけど。

それともう一つは、今言った何で税務課を絡めたかということ、税務課は税金を取ったはる、要するに行方知れずの家主の所在というのは取れるんですわ。ところが、守秘義務があって、ご存じじゃないと。税の関連でいくと、そういったことも相手に促すようなそういう接点が見つかるのかなと。こういうふうなこともあるので、この空き家に対する3つのお考えについてお聞かせください。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 先に2つ目の管理不全のところをお答えさせていただきます。

まず、先ほども松林委員のときにお答えさせていただいたところとかぶるところもありますけれども、市民の方から、空き家に対して管理不全があるということでお問合せをいただきました。その場合には、企画政策課のほうは現地に向かいまして現地の確認をさせていただきます。所有者情報というのは、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして一定の手続を経て、守秘義務を守りながら、その所有者の住所なんていうのを確認させていただいております。文書を送らせていただきまして、現地の写真も添えて、一応管理してくださいということで送らせていただいているところです。それでも返ってくる場合というのもありますけれども、そのまま届く場合もあります。今後はその届いた分についても、もう一歩踏み込んで家のほうに行かせていただいたりとかいう形で連絡を取っていきたいというふうに考えております。

それが、3つ目のほうにもつながるかなと思います。その所有者情報というのは税務課のほうから一応一定の手続を経ていただいておりますので、所有者のほうにはそういった手続で文書のほうを送らせていただいているという管理状況がございます。

以上でございます。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。よろしく申し上げます。

まず、増田委員の最初のご質問された、住まなくなった空き家をどう活用していくのか、特に建物としての価値がある場合の考え方とおっしゃってると思うんですが、先ほどの柴田委員のおっしゃってるのにもつながる部分があるんですけど、地方創生とか地域の活性化という観点でまちづくりとしてどう活用するのかという考え方を取り入れて考えていかなければいけない課題だとは思っておりますが、今のところ整理もできてないので、今後の課題であるという認識で考えております。

それと、3番目でしたかね。税情報、所有者情報については、市の側には調査権があるけど一歩踏み込んだ形でということでは不十分な面が見受けられるという意味でおっしゃってる部分については、制度上の空家等対策の推進に関する特別措置法上の問題、調査権はありますけど、いわゆる指導とか助言といった形ではできるんですが、そこから一歩踏み込んだ

形で行くのは制度上も難しい。あくまでも個人の所有物でございますので、その点が地域の方が心配して管理していただいている状況も分かっておるんですけども、その点については制度上の問題と現実的にどこまで踏み込んで所有者の方にお問い合わせできるかという問題の2点であるという認識で、今後も適切に管理のほうをお願いする形で進めていきたいと考えております。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 最初に言わはった、現実には連絡つかない物件があるので、私、それクリアせんなんあかんの違うかということ言ってるんです。やってますじゃなしに、現実にあるんです。連絡つかないと、もうギブアップですわと企画政策課が言うてるから、これ企画政策課が空き家対策を全て包括できるかというたら、私、前もお話しましたように、ちょっと無理があって、横のつながりがないとでけへん問題やと思うので、もう少しいろんなタイアップした形で部署横断的な取組をせんなん、今の状態が前へ進まんの違いかなという問題と、私、税のことを言ったんは、きちっとお聞きをしていただいてないんか分かりませんが、解体等を促すための施策として、税金、何を言うてんねん。これ潰したら、今まで固定資産税これやったんが更地にしたらこないなんのん、みすみす損やから、金出さんのんは、税金上がる、そんなあほな話乗れるかよというのが家主の本音であるとするれば、いや、それはもう免除しましょう。用途先が決まるまで何とか免税措置しますというふうな空き家対策の中の1つの市の施策としてそういうことも考えていかんと、この税金が高くなる問題はクリアでけへんの違いかなということ提案してるわけなんです。

それから、活用に関しては、さっき言った景観重要建造物、どっちが先か別として、そういった制度が景観計画の中にもうたわれてると、もうさっき言ったとおりですわ。いや、それ知りませんねんと違いまんねん。違う部署でそんなんやってはると。そこ連携して、残すべき重要文化財までいかんけども、市として活用もしくは古民家等々の、今はやりのと言いますか、そういうような活用につなげるためにはそこでの連携も必要になってくるんじゃないですかと。どっちが先か知りませんよ。町並みのこのエリアのこの建物については残していかんなん保存地域やとかというふうな指定をした場合に、それが空き家であるとするれば、そういった連携も取っていかんなん違うかと。そこが活用の、まだ新しいよって使えるからもったいないと違うバージョンの価値の創出やと思うので、そういったことも空き家対策の一環として入ってくると思うんですよ。そこを聞きたかった。難しいけどね。答えられますかね、もう一回。横断的にわたるんやったら、副市長でもお答えいただいたら結構です。

杉本委員長 誰かは答えやんとね。

勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の中では、空き家を担当する担当課は固定資産税の住宅用地の特例の解除の手続などについては税務課と連携してというところの文言もございますので、今後もう少し連携してお話していけたらというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 2点でいいんですかね。その税の関係というのと景観という関係ですかね。

税については、空き家について大きく、特定空家と普通の空き家をしっかり分けて考える必要があると思います。特定空家というのは、本当に周りに影響を及ぼす、人に身体に影響を及ぼすようなもの。それについては、葛城市はどうなっているか分かりませんが、税の軽減だったりとか補助金を出してとかという制度があったかと思いますので、そういうものについては考える余地はあるかと思います。

一方で、特定空家までいかない空き家についてどこまで行政が手を出すのかというのは、しっかり検討しないといけないと思います。特定空家になっていないものについて、解体するのがゴールではなくて、その後そのまま空き地にするのか、本当に公共の用地として活用するのか、売ったり貸したりしてもう民間の方に使っていただくのか、というのものでも大きく考え方が違ってくるかと思いますので、特定空家と普通の空き家でしっかり考え方を変えながら、税についてもどこまでやるのかというのは考えないといけないかなと思います。

景観についてですけれども、葛城市として文化、歴史として保存をしっかりしていくという方向でいくのか、観光として見てもらうためにというのが、どこまで観光産業として効果があるのかというのはちょっと分かりませんが、確かに京都だったりとか、愛媛の内子だったりとか、ああいうふうにもう全国的にも珍しく、ここはもう北海道からとか沖縄とか東京からとか来て、全国にも例がない景観の地域だなというようなものであれば、観光としてもその景観としてやっていくという考え方はあると思います。葛城市がどうなのかという判断と、あとは歴史、文化として葛城市として残していくんだという気持ちを持ってやってやるのがいいのかどうなのか。行政負担としてそれにどこまでお金をかけるのか。維持管理にはやはりお金がかかりますので、それを税として活用していくのかどうなのかという観点はしっかり考えながら、歴史的景観地域についても考えていかないといけないと思いますし、企画政策課だけではなくて、都市計画課だったり連携しながらしっかりとする必要があるので思っています。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。空き家の問題は、単なるといいますか、社会情勢といいますか、大体10件に1件ぐらい集落の家のうちの、そういう実情なんです、多かれ少なかれ。その見方はいろいろありますよ。市が把握してる件数とは別に、集落の実態を見たら大体10件に1件ぐらいの割合で歯抜け、ぽつぽつぽつぽつとこう。非常に防犯上の問題もあって、現実には集落内で非常にお困りであるという実情を踏まえて、この問題についてはしっかりと地に足のついた取組をしていただきたいと思うのと、先ほど最後の活用のところの文化遺産的なもの、具体的に言うと、當麻寺参道の古い古民家を利用した飲食店というのは優良事例やと思うんですね。あの町並みはちょっと実態よく分かりませんが、もう一つの残すべきエリアという竹内街道沿いの空き家の実態、これも先ほど言った10件に1件にほぼ等しいと思われるほど空き家が増えてきて、あの家並みというのは、あの空き家になってる家も含めた

竹内街道の1つの遺産やと思うんです。それはやっぱりさっき言った残すべき課題であるというふうに思うし、それを民間の不動産屋が活用するかというと、なかなかそのところは難しい。先ほど副市長がおっしゃられたように、ほかの部署と連携取って、先ほど言ったそういう指定もしながら残していく1つの方向も、空き家対策の中で十分ご検討いただきたいなというお願いでございます。

以上でございます。

杉本委員長 空き家はこの程度でよろしいですか。ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。聞きたいことがたくさんあって、簡潔に1つずつ聞いていきます。

決算書39ページ、人事管理事業662万9,542円のうち、報償費として講師謝礼45万5,000円計上されてると思うんです。これ当初、講師謝礼は95万5,000円の予算を取られてたと思うんですけれども約半分というところで、この庁内職員研修の内容を詳しく教えていただけますか。これが1点目でございます。

2点目が、決算書42ページ、3目会計管理費の役務費の指定金融機関派出手数料264万円、これ私、何回も聞いてて申し訳ないんですけれども、この令和3年度から新規事業ということで、新しく計上されたこの264万円だと思うんです。これ、まず開いている期間と時間、そして年間の市民の利用回数を教えていただけますか。これが2つ目です。

3つ目が、決算書42ページ、4目の財産管理費の13節使用料及び賃借料の空調設備賃借料136万700円ですね。これ、当初の予算のときには10年リースで平準化という説明で503万1,000円の予算を計上されてたと思うんです。3月の補正で367万円の減額補正されてるんですけれども、3月のときにその説明、私よく聞いてなかったといいますか、メモで手元にないもんですから、この減額された理由といいますか、なぜこの差額が生まれたのかということをお願ひいただけますか。

以上、3点お願ひします。

杉本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、講師謝礼でございますけれども、庁内職員の研修に係る講師謝礼でございます。全体研修といたしまして、コンプライアンス研修を1日3回、2日に分けて計6回実施いたしました。213人が受講しております。講師謝礼としては、1回3万円掛ける6回の18万円を支出しております。また、接遇研修を1日3回、2日にわけて計6回実施いたしました。これも213人が受講いたしました。これも、講師謝礼として1回3万円掛ける6回の18万円を支出しております。また、人事評価研修を2回実施しております。被評価者11人と評価者11人、合計22人が受講しております。講師謝礼として1回3万円掛ける2回の6万円を支出しております。それと、職員採用試験、第3次試験の個人面接実施に当たりまして臨床心理士に出席を依頼しており、謝礼として3万5,000円を支出しております。

それから、予算よりも執行が少ない理由でございますけれども、階層別の研修等を計画しておりましたが、計画の一部として管理職員等による窓口研修、職員が講師として実施した

こと、また新型コロナウイルス感染拡大で8月実施を予定していた全体研修が延期になったことによりまして、研修日程を確保することが困難になったことによるものでございます。

以上でございます。

杉本委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 派出所の開いてる時間でございますが、4月、5月の出納閉鎖期間中は昼休みを除きまして朝9時からお昼の3時までということでございますが、6月からは午前中のみ開いてるということにしております。

それと、取扱い件数でございますが、毎月約350件の取扱い件数がございますので、年間といたしましては3,500件強ぐらいの件数になると思っております。

以上です。

杉本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの梨本委員の空調の賃借料の減額についての説明でございます。予算計上時のときと若干工事の完了の時期がずれてということでございまして、月額68万円ほどの賃貸料で10年にわたってというところは変更はないのですが、工事の完了が令和3年1月末となっております。リース期間が始まりましたのが令和4年2月1日からとなっておりますので、期間がちょっと後ろにずれるというふうになりますので、リースの完了もこれに伴いまして令和14年1月末というふうになっておりますので、その辺ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 まずその研修事業のことなんですけど、コンプライアンス研修が3回掛ける2日、213名、それから接遇研修も同じく213名ということなんです。この効果なんです。実際にこれが本当に効果を出してるのかといいますか、これだけやって本当に職員に対してこのコンプライアンスの意識が高まってるのか接遇が高まってるかというところなんです。その辺の人事課の考え方を聞かせていただきたいんです。といいますのも、やはりこの令和2年、総務建設常任委員会でも取り上げましたけれども、契約事務の大きな問題も出てきてるわけです。ああいったところもコンプライアンス研修で、やっぱりこれだけ阿古市長になられてからずっとコンプライアンス研修やってるわけですから、なぜ食い止められなかったのかというところで非常に私は問題があるというふうに思うんです。あと、接遇研修にしても、これも阿古市長の肝煎りで始まってますよね。ところが、市民からの声を聞くと、本当に葛城市は市役所に来たときに対応がよくないという声をよく聞くんですよ。接遇をやってながら、例えば窓口で、今、各窓口ちょっと皆さん見ていただいたら分かると思うんですけども、ちんちんという何かベルを置いてあるんですよ。ベルを押さないと目が合っても出てこないとか、窓口で市民が来てるのにその対応をしてくれないというところで、本当にこれが接遇研修でそういったところの市民に対するサービスの向上がなってるのかなというところが私非常に疑問に思いますというか、ちょっとどうなのかなというふうに思っておりますので、その辺、人事課としての考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから指定金融機関派出手数料の件なんですけれども、これ今、月間350件ぐらい、そして年間になると3,500件強ぐらいかなということでお聞かせいただきました。ちょっと踏み込んで聞かせていただくと、これたしか市長が市長会の席で南都銀行の頭取が来られて、これはもう必要だということで市長会でそういう話があって、葛城市としてもやむにやまれずというところでこの年から始まったと思うんですけれども、今のその県内12市の状況はどうなのかということをもっと聞きたいんですよ。

それと、指定金融機関、これ南都銀行しか駄目なのかなということもお聞かせいただきたいんです。南都銀行であれば目の前にあるわけですよ。なぜここにあつて、そこにあるものをわざわざここにお金をかけてまで置かないといけない理由というのを聞きたいんです。その辺りもう少しお聞かせいただけますでしょうか。

3つ目の、新庄庁舎管理事業、空調設備賃借料については分かりました。2か月分というところでちょっと後ろにずれたということなんですけれども、後ろにずれた理由だけお聞かせいただけますか。

以上、3点お伺いします。

杉本委員長 植田課長。

植田人事課長 まず、研修の成果ということで、接遇のほうから説明させていただきます。接遇研修終了後に職員から集めておりますアンケートでは、ほとんどの職員が、「接遇研修が今後の業務に役立つ」と回答しており、「前回学んだことを再認識できた」、「定期的な研修で見直す良い機会となった」というようなご意見がございました。また、「今回は技術的なことだけでなく、自らの接遇を見直す機会となりよかった」というご意見もございました。継続的な研修が、知識、技能の定着、接遇マインドの維持につながっていると考えております。また、個別に対応の悪いことはまた事例を教えていただければいいかと思っておりますけれども、人事課のほうといたしましては、お叱りやご意見を頂戴することは減ってきているんじゃないかと感じておまして、職員の丁寧な窓口対応に対する感謝の気持ちも頂戴することもございますので、また何か不具合があったら個々に教えていただきたいと思います。

それから、コンプライアンス研修でございますけれども、コンプライアンス研修につきましては平成30年度から全職員に毎年継続的に実施してきたことで、大部分の職員のコンプライアンス意識は高まってきておると感じております。コンプライアンス研修、その方向性は間違っていないと考えております。しかしながら、職員の間では習熟度に差があるとも感じております。契約事務の手引きの改正とか、その徹底をはじめとする契約事務に関しましては、適正な執行確保に向けて令和3年度のコンプライアンス研修では特に契約事務における注意事項を中心に研修いたしましたし、令和4年度は5月16日に管理職対象、5月19日に一般職を対象として、コンプライアンスの推進とリスクマネジメントのプロセスを学ぶことを目的に、公務員倫理、コンプライアンス推進、リスクマネジメントの基礎知識を学び、事故防止と不祥事対策を検証しております。なお、令和4年度の研修には市長、副市長もご参加いただいております。

以上でございます。

杉本委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 先ほどご質問いただきました件でお答えさせていただきます。

県内の葛城市を含めまして12市の派出所でございますが、全てに派出所がございます。

それから2つ目のご質問ですが、指定金融機関は南都銀行以外は駄目なのかということですが、さっき言いました12市の市の中で1つの市だけ南都銀行以外のところが指定金融機関として指定されているところがございます。それで、うちの場合もその南都銀行以外のところで市内の金融機関にできないかということはお尋ねしたんですけども、そこではできないという回答をいただいておりますので、南都銀行を指定金融機関としてしていただいております。

それと最後の質問ですが、南都銀行の店舗が前にあるのということですが、1日に扱う現金の取扱量、それとお金を扱うプロの方に、たとえ近い距離でありましても、職員が現金に携わることなく仕事をやっていければ、安全性の面におきまして問題がなくいけるということもありますので、銀行の方に現金、あるいは小切手等につきまして取り扱っていただきたいということもありますので、近いですけども、安全性ということを考えて今の現状でやっていきたいと思っております。

以上です。

杉本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

工期のずれということがございます。これ、仕様書を提示しまして入札という形ではございませんで、熱源設備が更新時期を迎えたことにつきまして、プロポーザルによりまして民間の企業の知恵と工夫、利用可能な補助金等を提案していただき業者の選定に至っております。この中で、補助金等の探す期間というのもございます、令和4年3月30日に優先業者は設定はしとるんですけども、その辺の補助金の確認等がございます、契約に至ったのが令和3年6月4日というふうになっております。実際、工事をするに当たりましては、夏場のクーラーの時期、それから冬場の暖房の時期等も空調を止めるということ避け、協議の中で工事の期間を決定しております。それからまた、空調の必要のない10月にちょうど衆議院議員の選挙等もございましたので、そのときに空調のクレーンの吊り上げ工事とかその辺ができないというところもありまして、いろいろ諸々の理由が重なりまして1月の末というふうになっております。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず人事管理事業の件なんですけれども、研修の件、分かりました。コンプライアンス研修に関しては市長、副市長も積極的に参加して下さったということで、本当にコンプライアンスは非常に大事なことやと思うんですけども、やっぱりどんな研修でも一緒なんですけれども、職員だけが参加して管理職であったりトップが参加しないということは、非常にその研修効果を薄めてしまうというふうに私考えます。

あと、接遇の件に関してはまた個別でも人事課のほうにお伝えさせていただきますけれど

も、特にベルですね。あれは評判悪い。本当に、ちんちんと鳴らないと出てこないというようなことは、私、何度か話も聞いておりますし、電話に関しても、電話をかけてもなかなか職員が電話を取ってくださらないとかいうこともよく聞いたりします。こういった接遇をせっかく研修されてるわけですから、先ほど職員のアンケートで、非常に理解が深まったということはおっしゃられてるんですけども、これ理解深まるだけではなくて、その各課で実践して初めて身につけていくものだと思うんです。そういったところまでしっかりと踏み込んで、研修が無駄にならないように、それがちゃんと実践でそういった行動に移せるようにということ念頭に置いてやっていただけたらなというふうにお願いしておきます。

2つ目の指定金融機関派出手数料に関しましては、もう2回質問しましたのでこれで終わっておきますけれども、12市のうち1つは南都銀行以外でやってらっしゃって、できないという回答をもらったがゆえにということだったんですけども、そのできない理由ももう一度調べていただいて、私やっぱりこれはもう南都銀行しか駄目だと言うんだったら交渉の余地はないんですよ。でも、ほかにもできる場所があるんだったら、この金額が本当に妥当なのかというところ、私はできるだけ減額していただくとか、コスト削減に努めていただく、そういったことも努力が必要やと思うんです。ですから、その点も含めて、もちろん職員の安全性の点から、目の前にあってもということも分かるんですけども、ほかの例えば法務局であったりいろんなところでは、あそこの銀行まで行ってきてくださいなんてことはざらにあるわけですよ。ですから、そういったことも加味しながら、このコストの削減というところも含めて、もう一度多様な角度から検討していただけたらなというふうにお願いだけしておきます。

空調設備賃借料に関しましては、理解いたしました。ありがとうございました。

杉本委員長 窓口対応の件なんですけど、質問でもなんでもないので、僕、ある市に用事で書類を取りに行ったとき、3人ぐらい出てきてくれて、どないしました、何が必要ですか。みたいな。それがいいか悪いかは別として、忙しいのは分かるんですけど、そういうことを見ちゃったら、葛城市に帰ってきたときに確かに物足らんなどというのは分からんでもないんです。研修何やってはるんか僕分かんないんですけども、そういった好評の市をお忍びで見に行っていて、差があるんか、市民の皆さんがどう感じてるのかというのを、研修は何やってはるんか知らないんですけども、後で僕、どこの市ですと言いますけども、そこではそういうクレームないとお聞きしています、正直。そういうところをもう変装して見に行っていて、確かになと痛感していただくことも1つじゃないかなと思いました。

ほかに質問はありませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。また3日間よろしく願いいたします。

私からは、まず決算書の40ページの2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、それの各種相談事業（クリーンセンター）と書いてある220万円なんですけど、これ報告書で見ると9ページに訴訟着手金と書いてるんです。これ、僕も昨年度から議員にあずかりましたので、ちょっと内容というのが全く分からへんというところもありますので、この内容も教

えていただきたい。これ、現在も係争中となっておりますので、また何かあんのかなというところで、ちょっと教えていただきたいというところです。

それと、決算書の48ページの2款1項8目の、すむなら葛城市住宅取得事業補助金、その416万円なんですけど、これはたしか当初予算で約400万円になってたと思うんですけど、これについては当初予算より決算額が上回ってるんですけど、想定していたより住宅を取得された方が多いのか、その辺の内訳というのを教えてほしいというところと。

それと、決算書の47ページの2款1項7目幼児2人同乗用自転車購入補助事業、18節の負担金補助及び交付金なんですけど、85万4,100円。これ、当初予算ですと半額ぐらいの決算になってるんです。これについてどういう理由であったかということをお教えいただきたい。

この3点、よろしく願います。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンターの石橋です。よろしく願います。

令和3年4月19日公金支出等差止請求事件としまして、奈良地方裁判所に市民5名の名前で訴状を提出されております。請求の趣旨といたしまして、葛城市長と宇陀環境開発株式会社が令和2年11月20日付で締結した業務委託契約について、一切の公金を支出し、契約を締結し、または債務その他の義務を負担してはならないというふうな内容で訴状を提出されております。

以上です。

杉本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

ただいまご質問いただきました、すむなら葛城市住宅取得事業補助金、こちらでございます。まず、内訳のほうから申し上げます。葛城市内で新築住宅を取得された方につきましては、2万円ということで補助金を出させていただいております。また、15歳以下の子どもがいるご家庭につきましては、1人につき1万円加算ということで、2万円と合わせまして最大5万円ということで補助をさせていただいております。令和3年度につきましては、新築住宅ということで申込みが121件ございました。2万円で242万円。それと、子育て加算ということで、先ほどの15歳以下の子どもがいるご家庭につきましては、加算額全体で174万円ということで最終の実績が出ております。当初予算につきましては、370万円でございます。足りない分というのは、葛城市のほうに外から来ていただいた方も多くございましたので、流用ということで代用させていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。よろしく願います。

ただいま西川委員からご質問あった件についてお答えさせていただきます。

幼児2人同乗用の自転車購入の補助事業についてでございますが、当初予算としては160万円を見させていただいておりましたが、こちらのほうの補助の申請が上がってきてる段階で件数がなかなか伸びておりませんでした。そこで、金額のほうも減額させていただいて、

昨年度としては22件の85万4,100円ということで上げさせていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。まず住宅取得補助金のほうで、これ流用という形になってしまってるんですけど、葛城市に住むというか、新築をされる方というのは結構まだ伸びてるというところで、もうちょっと概算のほう、最初のところをもうちょっときっちり見といていただけたらなと思っております。難しいところやと思うんですけど、やっぱりその辺は補正も組みにくいものやと思うんで流用ということになるんだと思うんですけど、これについてはもうちょっとしっかりと概算を当初に組んでおくことが必要かなと思っております。

それと、幼児2人同乗用自転車、これについてやっぱり周知がされていないかどうかというところが問題なんかなと思っております、これ僕さっきの、すむなら葛城市住宅取得補助事業のところになるんですけど、これ葛城市に来られたとか、葛城市で新しく建てられた方が、転入届か何か窓口に行きますよね。そのときにこれ案内はすると思うんですけど、しないんですかね。そしたら、ちょっと質問しますね。この住宅取得補助事業とこの幼児2人同乗用自転車のところというのは、どういう形で申請をされるような形になっておりますか。

それと、さっきの訴訟の件なんですけど、これあんまり今の説明では分かりづらいんです。その裁判中の話やからというところなんですけど、市民の方が訴えられたというところやと思うんですけど、裁判中でまた答えにくいことも出てくるんかもしれないんですけど、これはざっくりどういうことで、今その裁判のことは分かったんですけど、何かその内容というか、何で市民の方が訴えられてるかというのを、言える範囲でも教えてもらうことというのはできるかなというところです。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

周知の方法というところでご説明をさせていただきたいと思っております。ホームページなどはもちろんなんですけれども、市内の金融機関にいろいろチラシを配布させていただいたり、市内に物件を取り扱っておられる不動産会社にチラシを配布させていただいたりですとか、あと家屋調査の際に税務課の職員からいろいろ説明をしていただいたりとかいうところで周知を図らせていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター石橋です。

令和2年に行われました葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務、この契約の入札等の段階でちょっと疑義があるということで、この契約が無効であるというような内容の訴訟となっております。

以上です。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 事務方の説明というのは非常にもう端的な内容なんですけども、その当時の宇陀環境開発

株式会社と市との契約、入札になったんですけども、非常に低単価な入札になりました。そのことにつきまして、市民の方というのは実はその入札で入札が落ちなかった業者の方々が、その宇陀環境開発株式会社との契約が無効ではないかと、その宇陀環境開発株式会社が入札する資格等がないのではないかとというような趣旨で訴えられました。こちらのほうは当然、入札段階でその資格等は審査しておりますので、その資格はあるというところで裁判が始まったというところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 津本課長、自転車のやつ。

津本生活安全課長 生活安全課、津本です。よろしく申し上げます。ただいまの西川委員の質問についてお答えさせていただきます。

こちらの幼児2人乗りの補助についてでございますが、周知方法につきましては、本来であれば対象の方が集まる機会にチラシなどの周知をさせていただいておりましたが、コロナ禍における集まりというのが減少によりまして、周知の機会の減少が主な理由となっておりますが、今年度、令和4年度につきましては、周知方法としては広報誌、ホームページは前回からもやっておりますが、市内の各幼稚園、保育所等を通じまして、未就園児の家庭のチラシのほうを直接配布させていただきましての周知をさせてもらっております。

それと周知対象でございますが、こちらにつきましては、購入時及び申請時に2人以上の幼児の方、小学校就学の時期に達するまでの方の養育者の方で、市内に住所を有しまして現に居住される方を対象としておりまして、こちらのほうの申請を行っていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。ありがとうございます。周知はしてくれてはるんですけど、僕思うんですけど、住宅取得される方は2万円、これ結構やっぱりみんな知ってくれてはるというのはあるんです。ほんなら、そのときにも同じような形で、この幼児2人同乗用自転車の方、恐らくお子さん持ってはる方がほとんどやと思うので、そこについて同じような形で周知とかできたらもうちょっとできるん違うんかなと。あと、新エネルギーのやつも一緒やと思うんです。全部そういう新築住宅とか子どものことに関してとかいうのを、同じような形で周知できれば、もうちょっとバランスがちゃんと取れていくような気がするので、その辺ちょっとお願いをしておきたいというところでございます。

それと、阿古市長からもちょっと話あって、葛城市としてはここでいろいろ契約事務ということで、今かなり厳しく葛城市に対してやってもらうというところに関して、ここについてもこういう訴訟というのが出てくるということ自体もなかなかどうしたもんかなというところもあるんですけど、これについてはなかなか市内の業者が訴えられたというところもあるし、いろいろなところがあるんかなというところで難しいところもあると思いますけど、できるだけこういうことは早めに解決して、やっぱりちゃんと和解、和解じゃないですけど、きっちり葛城市として対応していかなあかんことかなと思いますので、こういう今、220万

円またかかっていますけど、これからずっとまた裁判が続くというようなことは、なかなか早く決着をしていただくようお願いをしたいなというところでございます。和解というのは取り消してください。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 ちょっと関連で1つだけ。先ほど流用という言葉が出てきたので、これに関しては私、反応させてもらわんとあかんと思ってるんです。その流用されたその理由というか、これ何で補正でけへんかったんかということ詳しく聞かせてください。ここに関しては、西川委員は穏やかにおっしゃったけれども、私、これまで予算特別委員会でも決算特別委員会でもこの流用に関してはかなり、法的にはいけるということで説明いただいておりますけれども、小枠を審査してきてるわけですよ、この委員会の中で。ですので、流用に関して、なぜこの流用に至ったのかということをお願いいただけますか。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

流用の時期といいますが、年度末の3月にさせていただいております、補正の時期に合わなかったものですから、流用ということで対応させていただきました。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 本当に流用される場合は、もうしょうがなかったということでちゃんとお説明いただかないと、我々もこれ1つ1つ見逃してしまう。特にそうやってほんと簡単に流用という言葉が出てくると反応してしまうことになりますので、その辺り、理事者の皆さん、使われるときにはそういった説明も含めてやっていただくようお願いいたします。

杉本委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時10分をお願いします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 41ページです。2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の中の、事業で言いますと入札・契約事業、1報酬の入札監視委員会委員報酬ということで2万4,000円執行になっております。予算が7万8,000円でしたので、この委員会の開催の数及びその当初の予定との違い、またどういふことを審査されたのか。今回初めて決算に上がってきたと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、2つ目でございます。2つ目は49ページになります。2款総務費、1項総務管理費、9目企画費の中の、事業で言いますと国際交流・友好自治体交流事業ということで286万円余り執行になっておりますけれども、予算書におきまして当初予算は784万円計上されておりました。当時もコロナの問題があったわけですから、なぜこういう執行状況になっ

たのか、そのことについてお伺いします。

それから、これは3つ目でございますが、同じくこの企画費の中に、予算書の中には行政改革推進委員会事業ということが計上されておりました、11万2,000円ほど計上されておりました。ところが、決算では行政改革推進委員会の事業が全くありませんので、執行されなかったものと思いますが、その理由についてお伺いします。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。先ほどの谷原委員の質問にお答えします。

入札監視委員会につきましては、当初の予定では早々にとということでしたが、4月に人事異動等がありまして私が担当することになりまして、一応課内で協議いたしまして、条例を制定してからしっかりと入札監視委員会を開きたいというふうの方針を決めましたので、昨年の12月の議会でご承認いただきまして入札監視委員会の条例ができて、それに基づきまして2月に第1回の入札監視委員会を開催しております。その会議に出席された方が3名おられまして、そのうち1名の方は公的な立場の方でございますので、2名の方にこの金額の報酬を支払い済みということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。よろしく申し上げます。

2点目の国際交流の予算のところでお答えさせていただきます。不用額というところがございます。当初予算におきましては、国際交流というところで東アジア地方政府会合のほうに出席する可能性があるというところで予算のほうを上げさせていただいておりましたけれども、今、国際交流というのは少し休止をさせていただいている状況でもございまして、予算の執行はなかったということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部、安川です。よろしく申し上げます。

行政改革推進委員会の報酬について決算に上がってきておらないというところがございます。この件につきましては、行政改革推進に関する重要事項、それがなかったというところで委員会を開催してないというところがございます。

以上です。

杉本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

ちょっと答弁漏れがありましたので、補足させていただきます。審議の内容についてでございます。指名停止等の運用状況、再苦情処理、入札・契約方式別の発注状況について報告を行いまして、令和3年4月1日から9月30日までの契約に至った案件の中から、一般競争入札が1件、指名競争入札130件、随意契約157件の中から抽出していただきまして、一般競

争入札から1件、指名競争入札から2件、随意契約の中から2件を選んでいただきまして、今回、計5件の審議をしていただいております。市が抽出したのではなく、委員によって案件を抽出していただいております。

内容につきましては、平均落札率が隔たりがある落札の案件、随意契約の相手等、契約の価格、指名業者が妥当であったかどうかについて審議をしていただいております。

議事概要につきましては、ホームページ上で公表させていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。入札監視委員会については第三者委員会ということで、議事内容についてもホームページで公表するということですね。今後とも入札・契約改革が進むことを願っております。

それから国際交流・友好自治体交流ですけれども、言ってみれば人件費のみのことで具体的には1年間何もなかったということで、決算ですから、来年度予算に向けてコロナ禍の下で国際交流についてどう進めるか、ぜひ検討していただけたらと思います。

それから、最後の行政改革推進委員会事業が重要課題がなかったからということで開かれなかったということでもありますけれども、この点につきまして、私は葛城市行財政改革の取組が全く自覚的に行われてないのではないかという認識を持っております。葛城市の行政課題、財政改革の課題、これを議会とともに共有しながら、行財政改革を今後進めていく必要があるということだけ申し上げまして、以上とします。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 よろしく願いいたします。手短にいけますので、お願いしますね。

まず40ページ、各種相談事業（商工観光課）で、担当の方入ってもらわんと駄目やと思うんですけど、商工観光課の各種相談事業、これの報告書で言うと9ページに当たります。これ、相談件数52件なんですよね。全ての事業の総額で言うと137万9,975円、これ1件当たりになると、この相談事業を1件こなすのに2万6,538円かかっているんです。この金額が妥当かどうか分からないんですけども、そこにある中で、需用費、消耗品費、これが啓発用ティッシュ、スマホクリーナーというので71万4,769円。ここまで啓発用にかけてこの数字というのは果たしてどうなんかと。正直、やっぱり相談したい方は、そういうティッシュとかスマホクリーナーを見て来られてるんじゃないかと、やはりホームページなり窓口で聞いて来られてるので、このところは果たしてこの啓発用スマホクリーナーとかこういうノベルティ、これまで配ってらっしゃるんですけども、その効果が果たしてどこまであるのかというのはちょっと分からないので、その辺の説明をできたらお願いしたいと思います。可能であれば、相談事業はなくすことはできないんですけども、1件当たりのかけるお金というのはできるだけ少なくできるんじゃないかと思っておりますので、その辺りお答えください。それがまず1件。

2件目が、42ページ、3款会計管理費の中の需用費です。需用費の消耗品費のところ、これ報告書でいくと10ページになるんですけども、全課共通コピー用紙及び用度分になっております。これも多い少ないというわけじゃないんですけども、後ほど出てくるペーパーレスシステムに関するところで、これがペーパーレスシステムが稼働することによって将来的にどこまで減額を見込んでいらっしゃるか。要するに、この費用効果が、どこまでそれが上がってこれが減っていくかという見通しをお聞かせください。これが2点目。

次、3点目、これせっかくなので聞いておきますね。44ページ、市有財産管理事業（庁舎機能再編推進室）の備品購入費のところ。報告書で言うと11ページになります。リモートブース、今回入れていただいて、その稼働状況を、どれくらい稼働してるかというのを教えてください。それと併せて、新庄庁舎の1階のエレベーター前に置いていただいた授乳室ですか、あの辺りの稼働状況とかも、どれくらいの効果があるかというのをお示しください。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの奥本副委員長の消費生活に係る費用が少しどうなんだということでのお問合せなんですけれども、まずこの事業としましては、県の支出金をいただきまして、消費者行政活性化交付金63万7,000円をいただきまして行っている事業でございます。消費生活相談を毎週月曜日、それから御所市のほうと連携しまして毎週木曜日を実施しておりますが、まだまだ知られておられない方々もいらっしゃるということで、啓発物品を作製して周知をしているところでございます。先ほどの52件の相談以外に、御所市のほうの相談件数も21件ということでございます。相談内容としましては、ゲーム等の娯楽サービスへの課金や解約に関する相談、それから携帯電話の購入に関する相談などがございまして、年齢的にも70代以上の方が相談が多いということで、やはりこの相談は続けていくべきものだと考えております。

以上です。

杉本委員長 吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計課の吉井でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど質問がございました消耗品費の件でございますが、こちらのうちコピー用紙が肝腎な点になってくると思うんですが、このうちコピー用紙としましては、令和3年度は約200万円がコピー用紙代になります。令和2年度の決算を見ますと約280万円ということで、金額的には節約をしていこうということで雑紙を使ったりという形で、できるだけ消費は押さえております。

副委員長先ほどおっしゃっておられましたペーパーレス化との見通しではございますが、今のところ連携して計算しているところはございませんので、今後はその辺のところも見通しを立てまして、節約の方向で進んでいきたいと思っております。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。よろしくお願いたします。

奥本副委員長の3問目の質問の備品購入費のリモートブース、これの稼働率でございますが、現在、総合窓口課が設置されておりますので、そちらで対応しているところなんですけれども、データとしていただいている件数では月5件以内というデータをいただいております。それがもっと直近では伸びている可能性もございますので、といったところでございます。

それから、新庄庁舎1階に設置しました授乳室、こちらにつきましては設置当初は私どものほうも1階に下りまして状況を見させていただきましたら、子ども連れのお母さんが入っておられるのを確認しておりますけれども、それ以降データとして何件というのは分かりかねますので、ご了承願います。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。まず1件目の商工観光課のほうの消費生活相談、内容的にはこれは私はやめろと言ってるわけじゃありません。かけてる費用に対してこれが妥当なかどうかという、その指標を捉えてらっしゃるかということを知りたかったんですけども、実際の内容としては70代ぐらいの方が多くて、ゲームの課金であったりとか、携帯の契約に関することということでした。その方たちにこのノベルティがどの程度その効果を上げてるかというのは私もあんまり分かりませんが、これノベルティ配ってる方で実際に受け取られる方というのはもっと若い方じゃないかなと思うんですけど、その辺りが増えてきたのであれば効果もあるんじゃないかなと思いますけども、実際そういう70代の方は、恐らく防災行政無線の放送とか、ホームページをご覧になってるか分からないんですけど、窓口に来て、こういう相談したいんですけどというところでこの相談に入っていられると思うんです。そうなってくると、やはりその辺の、幾ら県の補助金があるとはいえ、やはり本来の目的は相談件数を増やすということであればもう少し違ったやり方もあるんじゃないかなと思いますので、それは次期ちょっと検討いただきたいと。やみくもにやっぱりノベルティ作ったらオーケーという考え方が、もう時代にそぐわんかなという気がします。それが1つですね。

2つ目のところの消耗品費、今、単純にコピーのほうの数字を教えてくださいましたら、令和2年度が280万円に対して、令和3年度は200万円になってると、これ聞くと、雑紙を使用したことによって減っていると。それと、令和3年度入ってるペーパーレスシステムとの関連性は検証できてないという。やっぱりそこを、ペーパーレスシステム、これ次のところで言うべきことなんかもわかりませんが、そういうシステムを入れる、ペーパーレスを目的にするのであれば、どこまでその費用対効果が生かせるかというのを検証しないと、やっぱりここと連動してますので、やみくもにこういうのがあるからこういうのがあるからというだけでお金使って入れるべきもんでもないと思うんです。やはり葛城市にとって、これを入れることによってこだけコピー用紙が節約できて経費が浮いてきますという、そこまで踏み込んだ検証をした上で費用というのを使っていただきたいと思いますので、これ今後ということなので、そこだけまた検証していただきます。お願いします。

それから3点目、庁舎備品のところでリモートブース、これからのところなので、まだまだどれだけこの活用が増えるか分からないんですけども、せっかくなので、庁舎に行かなくても、行かなくてというか、離れてても担当の窓口の方とできるというところがやっぱりメリットですので、その辺り有効性ももっとアピールしていただいて活用をお願いしたいと思います。

授乳室に関しては、これデータは分からない。当然やと思うんですけど、私が言いたいのには、エレベーターの前であそこに置いて、ちょっと入りにくいんじゃないかなという気がするんです。場所の検討をすれば、もう少し利用しやすいかなという気がします。この辺は私よりも女性の意見があったほうがいいかもしれませんので、利用された方もしあったら、市民の方のお声を聞いてまた今後の運用に生かすとか、その辺りまた検討してもらえればと思います。私もエレベーターのホールの前にあれがあるという、ちょっと気を遣ったりしますので、その辺りまた今後、配慮をお願いしたいと思います。もう結構です。ありがとうございます。

杉本委員長 授乳室に関しては、物理的にほかに置ける場所がないからあそこに置いてるとかいう理由があったりするんですか。僕はこの前、普通に入っていくお母さんを見たので、同じ意見ですけど、最初は。まあでも問題ないかなと思ったんですけど、その辺の調査はできてるんですかね。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。

ただいまの質問ですけれども、設置をする際にはいろいろと検討させていただきました。まず、市民ホール、あちらのほうにも置けないかと検討しましたが、市民ホールの周りがガラス張りになっていますので外からも見えてしまうといったこともありますし、2階に204会議室があるんですが、あちらはも西側がガラス張りになっておりまして市民ホールを見渡せるようになってるんです。そういったこともいろいろと検討した結果、今のエレベーター前というところに設置をした次第でございます。

以上でございます。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

梨本委員。

梨本委員 今の奥本副委員長の質問に1つ関連するのと、あと2つ行きたいんですけども、決算書44ページの庁舎備品購入費ですね。これ1,951万1,389円ということで決算額なってるんですけども、これ6月補正で2,890万円が計上されて、その後9月補正で増額されて3,140万円まで増額されてるんですよ。3月補正で790万円減額されてるんです。今回、決算額が1,951万円。これ、どういう経緯とどういう査定して、こういう増額して補正して減額してというふうになったのか、それで決算がこの数字なのかということも1つ目聞かせてください。

2つ目が、同じく44ページ、これも庁舎機能再編推進室のほうなんですけれども、市有財産管理事業の公共施設再配置検討支援委託料611万4,900円、これ令和2年度の繰越しですよ。繰越し明許費で1,400万円上げられてたわけなんですけれども、これ執行との差額大きい

と思うんです。これもどんな予算の組み方されてたのかということをお聞かせください。

3つ目も44ページです。こちら、管財課のほうになります。これも市有財産管理事業で土地借上料の60万円、これ当初60万円で予算組まれてて9月補正で120万円になったんですよ。ところが、決算額60万円になったんですよ。これ、補正の必要あったのかなというところで、その経緯と理由を教えてください。

以上、3つお願いします。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 庁舎機能再編推進室の吉田です。

ただいまの梨本委員の1つ目の質問で、こちら市有財産管理費の備品購入費、こちらの補正、それから減額といった経緯なんですけれども、まずこの庁舎機能再編推進室が出来上がった令和3年4月でございますが、このときには当初予算の計上がされておりませんので、全て補正対応をさせていただいております。その中で、この備品購入費、委員おっしゃいましたように、令和3年6月に2,890万円の補正、それから令和3年9月に250万円の補正、令和4年3月に790万円の減額補正という経緯をたどっております。まず、令和3年6月の頃には、これは当麻庁舎の危険性排除に伴いまして一時的な移転ということも考えておりましたので、そういったところの備品購入に充てた経費になります。ところが、この令和3年9月にその備品購入費2,890万円計上しましたけれども、それは現当麻庁舎の今現在、総合窓口課が設置されておりますフロアの改修であるとか、そういったところの備品にも充てようと考えていたところなんです。総合窓口課を設置するに当たりPOSレジというレジスターを購入することにもなりましたので、そのレジスターの購入分として令和3年9月に補正をしております。それから、現当麻庁舎の総合窓口課の備品購入費、それから新庄庁舎の市民窓口課の机や椅子の備品購入費、それと新庄庁舎4階の今、総務部が入っておりますフロアの備品購入費、そういったところを充てたわけなんですけれども、この4階の総務部の備品購入費につきましては、年度末ぎりぎりまで導入するかどうか、要はユニバーサルデザインに対応した備品等を買おうということでぎりぎりまで検討してございまして、最終的に導入をさせていただいた次第であります。

それから、2点目の公共施設再配置検討支援業務委託につきましては、これは令和2年度から令和3年度にかけての繰越事業になりますけれども、こちらのところは令和2年度に約1,200万円でこの公共施設再配置検討支援委託料として契約をさせていただきました。令和2年度に完結する予定でしたけれども、コロナ等の影響もございまして、一旦令和2年度で出来上がったものを支払いし、残りを次年度の令和3年度に繰り越して執行したわけでございます。令和2年度には588万5,000円の執行、令和3年度に、今、決算額となっております611万4,900円の決算となった次第でございます。

以上でございます。

杉本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

先ほどの土地借上料についてでございます。当麻庁舎の一部に借地の部分もございまして、

合併前の當麻町時代から現在に至るまで毎年賃借料を支払っております。管財課で補正予算を組みましたのは、去年、年度末に電気代と電話の使用料を組んだだけでございますので、この辺、増減はなかったと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 1つ目、ちょっと予算の組み方ざっくりし過ぎてませんか。これ、もちろん令和3年4月から庁舎機能再編推進室ができたということは分かるんですけども、結局、その6月補正の2,890万円で十分足りてたわけですよ。もちろん、その計画の中でいろいろ議会のほうも含めていろんな経緯があったということは承知してるんですけども、もう少しその査定に関して、ここまでざっくりした感じで予算を組んで執行決算というふうになってくると、果たして中身の議論が本当に意味があるのかなというふうにも思ってくるので、ちょっとこの組み方に関してはどうなのかなということだけお伝えしておきます。

公共施設再配置検討支援委託料の件も、これも1,200万円で令和2年度に契約してるわけですよ。588万5,000円もう執行して、残り611万4,900円を執行するわけでしょう。これ、何で繰越し1,400万円になってるんですか。これが分からないんですよ。それやったら、もうある程度分かった金額をぽんと乗せとけば、繰越しと大体同額で決算額来てたと思うんですけども、これ何で1,400万円ここで繰越しされたのかという、その理由をちょっと聞きたいんです。ですから、これ以外にも何か頼もうと思ってたとか、こういう計画があったんだとかということがあればお伝えいただけますか。

3つ目ですけども、課長、僕の理解力不足か、よく理解ができなかったんです。当初で60万円組んでたわけですよ。補正で120万円組んだわけですよ。組んでないですか。これ、去年の予算の9月補正で組んでませんか、120万円。組んでないんですか。分かりました。ほんなら、僕の見間違いかもしれないので、もう一回確認します。

じゃあ、庁舎のほうだけ申し上げます。

杉本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 梨本委員のただいまの質問でございますけれども、この1,400万円を繰越ししてるというところで、この繰り越した金額の中には、もちろん公共施設再配置検討支援業務委託の令和3年度分と、それから當麻庁舎の危険性排除に伴うこの特別委員会でのいろいろと検討していただいている内容について、當麻周辺の再配置についての検討をしていただいているということで、何かそこで動きが出れば柔軟に対応できるようにということで1,400万円を繰越しさせていただいた次第でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 室長、僕思うんですけど、それやったらもう令和3年度の当初で組んだらいい話じゃないですか。それはまた別の話としてきちっと必要な経費としてやられたらいいと思うので、こっただけざっくりとこんな繰越しされて執行されると、ちょっと私としてはよく分からなくなってしまいますよ。ですから、こういうことをしようと思うというきちっとした見込みの上で、もちろん庁舎機能再編推進室が昨年、言うてみたら4月にできて、そこからもう慌て

ていろんなことで走っていただいたという理由はよく分かるんですけども、その中でもしっかりとした予算組みの計画をしていただいた上で予算を上げてきていただくということをぜひ念頭に置いてやっていただけたらなということだけお願いしておきます。

以上です。

杉本委員長 さっきの補正は上がってないでいいんですか。答えてください。上がってないと言うてもらわんと。上がってるで話するんならややこしいです。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 梨本委員の3つ目の質問で、駐車場の賃借料、こちらはこの庁舎機能再編推進室で予算を計上しておりましたので説明させていただきます。この120万円の計上した理由なんですけれども、こちらは當麻庁舎危険性排除に伴いまして、職員の一時的移転に伴いますその駐車場の確保ということで計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 それではお願いします。47ページですか。交通安全対策費の市営磐城駅前自転車等駐車場管理事業ですね。葛城市として、JR並びに近鉄の駅に設置をしている駐輪場の実情ですね。ここに上がってんのは、磐城駅前の駐輪場。実態は有料であって、鉄骨の2階建てで、2階は使えなくて閉鎖中で、有料化されてると。それ以外の駅については無償ですか。広場を確保して無料で駐輪されてるという実態なんですけども、もう結論のほうを言うたほうがやり取り早いので、私はこう思うということなんですけども、ペンキの塗料のはげた錆の浮いた2階の使えないあいう老朽化した施設は、ちょっと整理をしていただく必要があんのかなと。この際、ほかの駅と同じような貸与の仕方といいますか、利用の仕方を整備されるべきじゃないかなと。ここでは130万円でシルバー人材センターに運営委託をされて76万円の利用料を回収されてるということで、差引き60万円、70万円ぐらい赤字運営をされてると。それは赤字はどうかこうとか別なんですけど、それは別として、市が関わる駐輪場としての駅間の格差が、従来の関わりもあってか分かりませんがちょっとばらばらですので、ある一定、統一化されるべきじゃないかなというのが1つ。

2つ目は、48ページですね。防犯カメラの設置、これは現状、57台設置をされてる。その賃借料が562万6,452円と。これは今後、何ぼ付けるという予算化はされてない。増やす必要性のある防犯カメラが今後発生しないのか。一方、市民の方からは、あそこで事件が起きたと。再発防止のために防犯カメラ付けてくれと、こういうご要望です。それに対して、いや、もう57台から増やすことは考えてませんと言うのか、いや、こういう条件があれば今後増やすことは可能ですというふうなことの考えがあんのかどうか。

それから、3つ目は50ページの防災行政無線ですね。いろいろと工事請負費とか修繕料とかいうて出てますけど、防災行政無線の電波の受信状況がちょっと偏りがあんのかなと。入りにくいエリア、正常に入るエリアと。これはこの修繕料とか工事請負費というのは、個人的に問題があってそれに対処されてるんですよね。ところが、現実には電波ですので、入らな

いというのは個人的なもんやなしにエリア的なもんやと思うんです。私、もう一回、その入りにくいエリアの中継基地のご検討をされる必要があんのん違うかなというふうに思うので、その辺のところをお聞かせください。3つ。

杉本委員長 自転車からいきましょう。早く。

津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。よろしく申し上げます。

ただいま増田委員からご質問があった件についてお答えさせていただきたいと思います。

自転車の駐輪場の有料とかいうことでございます。今、市内各駅7か所のうち、尺土駅を除く6駅のほうで市営の駐輪場のほうは設置、運営を行っておりますが、磐城駅のみが有料でございます。それにつきましては、現在、今おっしゃっておられましたように、屋根付きであっての駐輪場で施設管理のほうを今現在行っておりますが、今後につきましては無料化とかそのような形でほかの駐輪場に合わせた形での統一というのは今現在はちょっと難しいかなと考えておりますが、今後その辺に関しては周辺の駐輪場の状況も見ながら検討も必要かと考えております。

次に、2点目の防犯カメラについてでございます。防犯カメラにつきましては、今、委員がおっしゃっておられましたように、今現在、57台ということでの運用ということになっております。それ以外で市として所有しておりますカメラいうのも5台ございまして、今、足していただいで62台ということでの運用はさせていただいてますが、今後の見通しということでございます。そちらにつきましては、防犯カメラにつきましてはどういった場所に設置をするかということもいろいろと考えていかなければいけないところはございますが、こちらにつきましては、今おっしゃっておられましたように大字からの要望、あとそのような危険な箇所とかいうことがあった場合につきましては、警察との協議を行いまして、実際にそこに必要かどうか、犯罪によります危険な箇所というのを検討していただきまして、必要であれば検討という形でなっていくかと思っております。

あと、行政防災無線に関してでございます。今、委員がおっしゃっておられましたように、実際に、設置以降から今の現状を見ましたら、一部入りにくいということでもお声をいただいているところもございます。それにつきましては、各職員のほうが赴きまして、電波の入りに具合とかを確認させていただきまして、どうしても入らないということでありましたら、外部のアンテナの設置工事を行っておるということになっております。今入りにくいエリアもあるかということでもご指摘ありましたが、それに関しても設立の当時と比べましたら周辺の立地条件とかも変わってきておりますので、それに関しても今後、必要とあればその辺の調査も行っていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 磐城駅前駐輪場だけ、私が言ったように有料であると。私はもうこれ不自然やと思います。それから、あれだけ老朽化してる施設をまだほっとくんかという、そういう危険性も含めて、それから景観上の問題も含めて、あれ見たときに、市の管理する施設として望ましくない景

色やということだけ自覚しといてください。方向性出してくださいね。

それから、防犯カメラ、これ私がちょっとお願いしたいなと思うのは、こういう条件が整ったら増設も考えますというある一定の設置条件というのを決められたらいかかかなと。先ほど私言ったように、やっぱり現実問題そういう犯罪が発生したと。警察も協力いただいて捜査に当たっていただいたと。事件が発生したというふうなところの再発防止策として見逃すことはできなかなという。私も一部そういう箇所の問題についてお問合せいただいたことがあるので、返す言葉としては、防犯カメラを設置してほしい、怖いと言われたら放つとかれへん。それも市の生活安全課、そない言われて、いや、もう我慢しとかなはれ。これ57台以上設置予定ないでんねんと。やっぱり被害に遭われた方の思いも察すれば、そういう再発防止ということも十分頭に入れて今後の設置条件というのを整理していただきたいと思いません。

それから、防災行政無線については私が提案してんのは、個人個人に1件ずつ、市に、うち入りにくいねんと、その1件ずつに対して改善をして、もしかしたら1エリアに数件の方からの改善のお願いがあって1件ずつに戸外のアンテナを増設するというふうなやり方やなしに、このエリアに複数苦情来てるということは、このエリアは電波自体が入りにくいエリアやから共同アンテナ的なものを設置するような、見えない部分、届きにくい部分のエリアの改善というのをしていかなと、戸別ではちょっと効率悪いん違うかなという意味の今後の取組についてお願いをしたということですので、改めてご答弁をお願いします。公共施設ファシリティマネジメントにそんなん載せてないかな。

杉本委員長 東部長。

東 総務部長 東でございます。よろしくお願ひいたします。増田委員のご質問にお答えをしたいと思ひます。

まず、駐輪場が老朽化してる、また景観上というこの部分につきましては、十分我々も確認しております、あの施設につきましては社会適用訓練の一環として社会福祉法人ふれあいの会への業務委託も行っておるところでございます、それらもひっくるめまして、その管理運営、また景観上の問題については今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、防犯カメラの件でございます。条件を決めたらというご指摘でございます。現在57台ということでございますけれども、やはり治安であったり防犯上必要な場所につきましては、今後検討の余地は十分あると思われまますので、今後検討してまいりたいと思っております。

それと、最後の中継基地ですね。防災行政無線です。現に私の家もちょっと入りにくいところでございます、十分承知をしておるところでございますけれども、屋内アンテナを少し振りますと若干感度がよくなるといったこともございます。それは言えてるんですけれども、今、委員ご指摘の広域的に考えろよということであろうかと思ひます。それは今後、電波状況等も調べまして対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 磐城駅前の駐輪場については、前向きに市の施設をどうするんだという考え方も含めて、公共施設マネジメントの中で総合的にご判断をいただきたいなと思います。

それから、防犯カメラについては、やっぱり57台という限定じゃなしに、条件の整うところから増設も必要、どんどん住宅事情等も変わってきてますので、ご対処いただきたいなと思います。

それから、無線については先ほど申し上げましたように、やっぱり自分で自分の家の環境を改善するだけで越えられない、例えば谷あいに入った家とかだったら、その谷あい全体が入りにくいというようなことも考えられますので、もう当初からエリア格差といいますか、地域格差といいますか、そういうものがあって、私の集落もどちらかというところに入りにくいエリアなんです。高圧電線等があるという影響をもろに受ける場所なので、普通のテレビとかでしたらそういう専用の共同アンテナを立てていただいて、そういう電波障害補償というのから設置をされたというようなことも経緯として聞いてるんですけども、それに準じた形で防災行政無線も同じ条件で、どこのエリアに行ってもきちっと入るような、そういう日々の管理をしていただくことをお願い申し上げます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 ICT絡みで3点質問させていただきます。

まず41ページ、入札・契約事業（管財課）のところの13節使用料及び賃借料、電子入札コアシステム使用料、電子入札システム等使用料、電子入札は今年度の目玉の事業の1つかと思うんですけども、細かい話ですが、使用料が当初予算43万6,000円に対して若干上がっております。これは理由としては、予算のときおっしゃってたように、入札の対象事業が拡大されたことによってこれが増えてるのかどうか確認したいと思います。それと、その入札システムを利用する事業者、この事業者のシステム利用への体制の移行というのはスムーズに進んでいるのか。まずこれについて、この2つお願いします。

続きまして2つ目のところが、46ページ中ほどにある汎用受付システム開発運営事業、報告書の13ページにもあるんですけども、県と共同でと書いてますが、具体的にどういうものかちょっと分からないので説明をお願いします。また、それはどの課が主に使われるのかということも併せてお願いします。

それと最後、49ページ、企画費の中の企画政策事業の中の13節使用料及び賃借料、RPAソフト使用料についてです。これ以前から私、一般質問で何度か言って、当時の部長から回答いただいているんですけども、実際これを導入して運用に入っていることは非常に喜ばしいことなんですけども、中身についてちょっと質問します。まず、RPAというのはロボティック・プロセス・オートメーションですね。要するに、パソコン上の画面にある業務を定型化して、もうボタン1つで自動的にそれ処理すると。非常に業務が短縮化になって、国が進めるデジタルDXのもう一番柱となるようなやり方なんですけども、まず試験運用として櫃

原市と共同でやってらっしゃったRPAのシステム、ものは当時U i P a t hというやつ、非常に市場の規模の大きいところなんですけども、その辺のところでは使われてるか、実際の本格稼働に至っているのかどうか。そうであれば、このU i P a t hというシステム自体の特徴として、業務のシナリオを担当者自らが簡単に作れるということにあると思うんです。そうであれば、今回、導入には結構な費用がかかるとしても、ランニングコストのほうはかなり浮いてくるはずなんです。その辺りはちゃんとシナリオのほうの作成というのは担当者レベルで共有できてるのかどうか、そこについてお願いします。

杉本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしく申し上げます。

電子入札コアシステムの使用料でございます。当初見込んでおりましたシステムの利用状況と若干異なる利用体系をやるということになってしまいましたので、若干その金額の差が生じまして、こういう決算の結果というふうになっております。あと、電子入札の使用状況についてでございます。電子入札の使用につきましては、要綱の改正等もございまして、昨年11月から電子入札において入札の事務を開始しております。全て工事の要件で14件、契約金額は総額で2億367万5,000円、平均落札率87.06%を行っております。このシステムにつきましても国、県と同様のシステムでございまして、事業者につきましては県なり国に既に電子入札の実績のある業者につきましては、こちらが普通に利用できるという形になっております。

今後につきましては、もっと啓発等をいたしまして、電子入札の利用件数が伸びるように啓発、啓蒙して利用率向上に努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

杉本委員長 西川課長。

西川情報推進課長 情報推進課の西川でございます。よろしくお願いたします。

2つ目のご質問でございます。汎用受付システム開発運営事業の内容ということでございます。こちらにつきましては、奈良県が県内全市町村が利用できる電子申請や施設予約ができるシステム、いわゆるe古都なら、こちらのほうを導入されております。そちらを葛城市も利用しておりますので、それに係る負担金となっております。

葛城市での使用内容といたしましては、電子申請では水道の開栓・閉栓の申込み、あと大型ごみの収集依頼、また児童手当及び児童扶養手当の一部の申請業務、そして住民票の交付予約、あと屋外広告物に関する申請、そして飼い犬の死亡届、あと職員採用試験の申込みとなっております。あと施設予約につきましては、6か所の受付をしております。葛城市民体育館、新庄第2健民グラウンド、屋敷山公園テニスコート、新庄スポーツセンターの体育館、新町公園、當麻スポーツセンターとなっております。

実績といたしましては、令和3年度で申し上げますと、電子申請では全件で495件、そのうち職員採用試験で458件、大型ごみ収集依頼件数で34件、水道の開栓依頼で2件、閉栓依頼で1件となっております。施設予約につきましては、合計68件、當麻スポーツセンターで11件、新町公園のテニスコートで1件、屋敷山公園テニスコートで2件、市民体育館で40件、新庄スポーツセンター体育館で14件となっております。

以上でございます。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本副委員長のご質問、RPAソフトの使用料についてのご説明させていただきます。

まず質問といたしまして、令和元年度より橿原市と一緒に実証実験を行いまして、導入しておるソフトにつきましては、NTTのソフトでウィンアクターを導入いたしまして現在も使用しております。令和3年度におきましては、保育所の入所申請、支給認定の申請及び学童保育所の入所申請でRPA、AI-OCRを実証実験を行っております。その中でご質問で、シナリオの作成という部分で職員でできておるのかというご質問であったと思うんですけども、その部分がやはりかなり職員にも負担がかかるということで、現在もこの使用料の中でシナリオの作成支援も含めた形で取り組んでおるという状況でございます。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 まず1件目のところが電子入札、その利用の仕方が若干変更になったから増額というか、決算が変わってるということですけども、当初私が思ったのは、工事以外のところに電子入札の利用を広げられたのかなと思ったんです。実際、まだ対象は工事だけで14件ということでした。県も含めてやはり同じシステム、プラットフォームに乗ってるのであれば、事業者も葛城市だけが入札のやり方が違うということも避けられますので、やはり業務の効率をよくするためにこれをもっと活用していただくということが重要なこと。それと、やっぱり透明性を高めるために工事以外のところに設計とかいろんなことに使っていく予定だと当初おっしゃってましたので、その辺りできるだけ早期に取り組んでいただけるようお願いしておきます。

それから、続きましてのところの汎用受付システム、e古都ならのやつということは、これ従来あったので、私、そしたら見落とししてました。負担金ということで了解いたしました。ただ、私も認識としてはe古都ならというのは施設の予約のシステムかなと思ってたけども、今聞くといろんな日常生活の申込みができるということで、その辺り、やっぱり市民に対する啓発が少ないかなと思いますので、その辺り周知をやれば、これ結構、費用的に回収できるんじゃないかと思えますから、その辺もっとまた啓発お願いします。

それから、最後のRPAのところ、現状使ってるしゃるシステムがウィンアクターというやつということで、実証実験はこれだったので、ちょっと私、認識間違いでしたけど、ウィンアクターというのはシナリオ作成が難しいので、そこを業務委託するのであれば、言ってみれば従来のシステムを、システムを入れ替えるごとに業者に頼むというような、同じなんですよ。国が勧めるDXというのは、そこを自分たちで簡単にプログラミングというほどじゃないんですけども、シナリオを自分たちで業務のこの並びをこういうふうに変えるというところはやりやすくて、そこは外部のシステム会社にかかる経費を少なくしようというのが趣旨なので、やはりその辺りのシステム選定、今本当に全国の自治体は、ウ

インアクターよりもU i P a t hというやつの方が自分たちでシステムのシナリオを作って変更できるということで、この使用率が非常にシェアが高いんです。そういったことも含めて、今後のR P A政策、市としての施策として、本来、中で完結できるやつはもっと増やして行って、外部のシステム開発に委託するような費用を抑えるという方向を目指して行ってほしいなと思います。これはもう要望として言うておきます。

杉本委員長 答弁要らないですか。

奥本副委員長 結構です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 時間も迫ってますので、さっきの増田委員の関連で防災行政無線の件なんですけど、これもう1点だけなんですけど、今の設置状況、さっきは電波の話やったんですけど、設置状況ですね。それをちょっと教えていただきたいです。要は、さっき例えば新築住宅やったら121件の申込み、それ以上多分建てられてると思うんですけど、ここであった新規の設置台数が79台というところで、40台ぐらいいうたら設置されてないとかもあると思うので、要は今の設置状況はどうなってますかねというところを教えてほしいです。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。よろしくお願いします。

今、西川委員の質問のあった件についてお答えさせていただきます。

今おっしゃっておられましたように、新規の設置台数79件ということとなっておりますが、こちらにつきましては、転入されたときとかに防災行政無線のほうの設置ということでの説明のほうはさせていただいておりますが、その中でも実際に上がってきたということで、設置の要望があったのが79件ということでございます。

あと、全体につきましては今、手元に資料がございませんので、申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

杉本委員長 資料はあるんですか。

西川委員、どうぞ。

西川委員 要望があればというところなんですけど、やっぱり今、水害とかもいろいろもう結構大変なことになってる状態で、この新築のやつで121件あって、それが普通やったら120件ぐらいはちゃんと防災行政無線設置してますよというところが、そこを目指さなあかんの違うんかなと思うんですけど、その辺の周知をちゃんとできてんのか、それかもう要りませんねんと言われんのか、何かその辺をちょっと教えてほしいんですよね。その辺、教えてもらえますか。もう防災行政無線要りませんねんと言わはんのか、ちゃんと周知ができてんのかというところを教えてほしいと思います。

杉本委員長 安川補佐。

安川生活安全課長補佐 生活安全課、安川です。よろしくお願いします。

今、西川委員の聞いていただいた周知方法なんですけど、ホームページ、広報等での周知は行っております。あと、転入されてきた方への案内も行っております。

その要る要らないの話なんですけど、今は要らないという答えをいただくところもあります。なぜかと言いますと、まだお子様が小さくて、無線が鳴ったらその音でお子さんが起きるので、ちょっと音の鳴るもんは遠慮したいということで、ただその小さいお子様が幼稚園、小学校に上がられたときに、情報が欲しいから付けてくれということで設置させていただくことも増えてきております。世代によって欲しい人、欲しくない人というのは確かに分かれています。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 後でいいので、また設置状況、どんだけの戸数の方がやられてるのか。どんだけ電波が今入ったとしても、そこに届かんかったら意味ないので、それはちょっと教えてほしいというのと推進して行ってほしい。ほんで、お子さんのことも重々よう分かると思うんですけど、やっぱりそやからそういう親御さんがいはったら、また親御さんが今は要らんと言うたはっても、追っかけるように、いうたら何歳ぐらいになったらどうですかというふうなぐらいまでしてもらわんと、やっぱり今、避難指示とかも出てくるようなときやのに、そこだけ取り残されたらということにもなってくると思うので、その辺だけお願い、要望とさせていただきたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田委員 よろしくお願ひします。私も1点だけで、47ページの2款1項7目の交通安全施設整備事業で1,595万円の工事請負費なんですけど、私、本当に決算も初めてなので素朴に質問させていただくんですけど、この工事請負なんですけど、これは各大字からの要望とかPTAからの通学路に関しての要望を受けての工事なのかということと、それから令和3年度の予算案の概要のところでは、請負費の中で詳細に、カーブミラーが65か所とか防護柵が60メートル、区画線が1万1,500メートルとかという具体的に出てて、決算のほうの成果報告書のところでは、カーブミラーが47か所で逆に防護柵が220メートル余りぐらいというふうな、ちょっと増えたり減ったりしているところがあるんですけども、これの変更理由というか、それを教えていただきたいと思います。

杉本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本です。どうぞよろしくお願ひします。

ただいま柴田委員ご質問の交通安全施設対策事業でございますが、こちらについては今、柴田委員もおっしゃっていただいている、毎年度出てくる各大字からの設置要望と、今現在進行しております通学路合同点検等での部分で、それぞれこの施設にはカーブミラー、防護柵、区画線等、昨今でしたら通学路に対するグリーンベルト等多種にわたりますので、当初計画している部分で例年の平均で予算の計上はさせていただいておるんですけども、どうしてもバランス的には変わってくる状況で、実績的には予算とはその数量的には差異が出てくるというところはお理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。じゃあ、その要望が100%とすると、今何%ぐらいできてるのかなということを知りたいのと、あとそれから優先順位ですよね。だから、カーブミラーを付ける代わりに防護柵を長くするとかという優先順位の付け方というか、そういうのを、危険度なのかどうなのかというのを聞かせていただきたいと思います。

杉本委員長 答えれますか。

竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本です。

そのパーセントまでは出してないんですけども、その大字の要望等の優先度もありますし、我々、現状見た中での危険性の高いところ等を踏まえた中で、その辺りを総合的に加味した中で設置等させていただいておりますので、だからそのパーセントとかそういう形では見るものではございません。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ちょっと分からないかもわからないんですけど、私が聞くのはもう何回も何回も同じところを言ってもなかなか直らないところを聞いたりもするし、あと細かいところですよ。目が行き届かないところも、やっぱり危ない箇所がいっぱい通学路はあるのもうあれなんですけど、樫原市がやってるのが、市民がここは危ないと思ったところを写メ撮って市役所のほうに送れるようなシステムをつくってらっしゃるんですよ。それは何かもうとんでもないことになるんじゃないかなというふうに思われるかもわかりませんが、多分同じ場所が結構何回も何回も上がってくる可能性があるんで、そういうところはやっぱり危険なところだなということの認識が市役所側でできるんじゃないかなというふうに思いますので、もし採用できるのであればまた採用していただきたいなと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

そしたら、僕、最後1個だけよろしいですか。代わらせていただきます。

(正副委員長交代)

奥本副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

杉本委員長。

杉本委員長 簡単に行きます。ホームページなんですけども、いつも言うてて、僕が議員にならせていただいてもずっと言うて、ホームページを見やすくしてくれしてくれとやっただいて、効果のほどを1回、どれぐらいアクセス上がってどれぐらいの方がと、これももう何遍も言うてんですけど出てきた試しないので、ちょっと1回明確な数字を上げていただきたいのを、これはもう要望だけにしておきます。

もう一つ、この前のLINEですよね。市民の皆さんにLINE使える。これも昔から、

僕、今の柴田委員おっしゃるとおりで、このLINEを使ってこういうことができるんじゃないのと僕ずっと言うてて、LINE作っていただいて、やるやんと思ってたけど、今、登録者数2,600人ですよ。これ、何しますのという話なんですよ、僕。例えば、これ僕、LINEの友達、LINE結構するので、もう今の葛城市のLINEの探すの大変です、トークのところ。なぜなら何の動きもないから。あそこに何かの情報を流したり、何かの意見を聞いたりする場のためやのに、ホームページの簡易版みたいになってませんか、あれ。目的は何ですかとなってるんです。もうあれを日々更新して行って、例えば防災行政無線で流してる情報を流すであるとか、川の状態がこうであるとか台風来てますとかいうて上に上がってきて、そんなん今どき皆さん分かってるから通知なんかオフにしてるから、勝手に上がってきたらその情報何かあったなと見るわけじゃないですか。ほんで、これ便利やよと広げていくんじゃないのと思うんですけど、登録者数2,600人の理由がそこにあると思うんですけど、あれ何するつもりなんですか、これから。

奥本副委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

まず、ホームページでございます。アクセス数から申し上げます。令和2年度は22万490件でございました。そして、令和3年度には36万9,321件ということで、アクセス数のほうは上がってきているかと感じております。以前からいろいろ聞いていただいております、どんな方が新たに見に来られているのかということところです。新たに見に来られてるかどうかということはちょっと難しいんですけども、検索ワードというところでいろいろ調べさせていただきました。まず、閲覧ページもそうですけれども、市のホームページを訪れる際の検索ワードというところから申し上げますと、葛城市や葛城市ホームページというのを除きますと、上から行きますと葛城市図書館、また葛城市の入札参加資格申請でありますとか、あと各公共施設の名前での検索と、あと葛城市議会でありますとか、葛城市ハザードマップというのが順でございました。次にそのサイトの中でグーグル検索というのがございます。その中で検索されているワードといいますのが、入札資格、図書館、採用、バス、広報、公園、地域振興券、成人式、あと各公共施設の名前での検索というのが多くございました。閲覧されているページというのがどういうページが多いのかというところでいろいろ見ていきますと、令和2年度では入札情報ですとか観光情報、職員採用というのが順に多くございましたけれども、令和3年度では新着情報一覧というところを多く検索されてまして、その次に市への問合せというのが多くございました。入札関係と小・中学校のホームページですとか市議会という順に、閲覧ページの件数がずっと多い順に並んでおります。

こういうところから分析いたしますと、やはり市へのお問合せというのはかなり増えておりまして、令和2年度は259件、市への問合せは企画政策課のほうにまず入ってくるんですけども、令和2年度259件でしたけれども令和3年度は678件ということで、お問合せが増えております。内容につきましても、やはりコロナワクチンの情報についてのお問合せとかいうのが結構多いんですけども、地域振興券であったり、休館、休園の情報であったり、住民異動の情報であったりという問合せが結構多くございました。これを受けまして、市の

ホームページのほう、一応令和3年度のほうの分でもう少し改善させていただきまして、やはりコロナの情報という問合せなり検索件数というのは多くございますので、市のホームページのトップのところの特設サイトを設けさせていただきまして、簡単にいろんな情報を見ただけやすくなるようにということで対応させていただいております。

次に、LINEでございます。今おっしゃっていただきます公式LINE、私も先ほど確認いたしましても2,687件ということで、周知のほうはいろいろな形でさせていただいております。イベントがあるごとということではさせてもらってるんですけども、どういふことをこれからさせていただくのかということでございます。今、防災行政無線とか受信設定のところを選んでいただきますと、毎日、防災行政無線も受けていただくことができたりとかいうのがございます。LINEのトップページのところのメニューからは市のホームページのところに入っていきやすいというのもございますので、今後、観光情報ですとか子育ての情報、いろんな情報というのはいろいろ流させていただきたいというふうには考えておりますけれども、今、検討しておりますのは、この間から少し変更させていただきましたトップページのところにオンラインサービスというのも追加させていただきました。ここを押しますと、各種証明のオンライン申請であったり、ここにもコロナワクチンの予約ができたりとかというふうには、いろいろ使っていただきやすいように工夫を重ねてきております。またいろいろご意見をいただきまして、使っていただきやすいように進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

奥本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 ホームページのほうの結果というか出てきていると、効果があると、新しくしてよかったなということですね。ありがとうございます。それも踏まえて、これからどんどん若い人、何か今、聞いてたらちょっと偏ってるかなと思っちゃって、子どもたちの何ちゃらとかともっと増えてるのかなと、そのためにちょっと見やすくしたのになど。入札の人らは多分、どんなしょうもないホームページでも絶対来ると思うんですけども、そういう若い人らが分かりやすいのを作ったのにもかかわらず、何かその辺が薄いような気がして、細かい数字を言ってないので、まだ効果はあったのかも分かんないですけど、その辺を引き続きお願いします。

LINEのほうは受信設定があるんですね。僕、知らなかったですね。今初めて知りました。でも、逆じゃないですか。全部の情報が来るようにして削除しやんと、みんなこれほっといたら何か来る思うてますよ、多分。そんなことないですかね。僕の感覚は、やかましいから受信設定で絞っていくから、だからほっといたらずっと来ると思ってる僕はもう大分待ち続けてたわけなんですけども、最初に何が欲しいかを選ぶということですよ。分かりにくいねという感じなんですけども、その辺は皆さんどうですか。今のところ2,600人なんですけども、少なくとも僕はほっといたら何か情報が来ると思ってたんですけど、違うんですね。

奥本副委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 一番最初にLINEにお友達ということで追加をしていただいたときに、受信設定をしてくださいということでご案内をさせていただいております。それで皆さん受信を選定していただいているのかなというふうに思っております。今後もですけれども、コロナワクチンの接種予約もそうですけど、もう少しトップのところですぐ入っていけるようとかいうふうに今、検討はしておりますので、もっともっと改良していきたいというふうには思っております。

以上でございます。

奥本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 だったら、僕ちょっと勘違いしてるかもわからない。僕はもういきなりこの画面に移ったような気がしたので、それは設定があるということですね。こっちから言えるようにはならない、受けるだけですよ。そこを、多分、柴田委員はおっしゃってるわけやと思うんです。というか、僕もそう言ったので、例えば今のお話でも、例えば災害時に家の前の川が溢れそうやったら、これ送ったら見に行かんでいいじゃないですか。危ないとなるわけじゃないですか。そういう利活用できるようにしていただきたいというのが、僕が一番最初から言ってる意味なので、例えばもう道路に穴が空いてますとすぐ送ったら、もうずっと集まるみたいな、これはもうずっと言ってたことで、それもできるように、何が言いたいかというたら、ホームページもLINEも、できた、やったあじゃなくて、どんどん進化していつてやっていただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございました。

奥本副委員長 それではここで、杉本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

杉本委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は予定どおり午後2時でお願いいたします。

休 憩 午後0時29分

再 開 午後2時00分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

東部長より訂正があるということなので、発言を許可します。

どうぞ。

東 総務部長 東でございます。よろしく申し上げます。

午前中の増田委員のご質問の中で、市営磐城駅前自転車等駐輪場管理委託の答弁の中で、業務委託に関しまして、私のほうから、社会福祉法人ふれあいの会と申しましたが、管理委託先はシルバー人材センターということで間違いでございましたので、申し訳ありませんがご訂正をお願いいたします。

それと、社会福祉法人ふれあいの会につきましては、市内の他の無人の駅前駐輪場にそれぞれ就労継続支援B型事業といたしまして、社会適応訓練の一環で駐輪場内の整理整頓の委託をお願いしておるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、西川委員のご質問の中で、防災行政無線の設置状況というお問いがあったと思います。令和4年3月31日現在で1万2,839台設置しているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 よろしいですか。

増田委員。

増田委員 ありがとうございます。私の想定してたのと違うなと思うて聞いてたんですけども、もう一つ、この駐輪場に関してご提言申し上げておりました公共施設マネジメントの対象施設であるかないかということでもお問合せをさせていただきましたけども、公共施設マネジメント対象の施設であるというお話でございました。確認が取れました。公共施設マネジメントというのは、大きな今後の葛城市の公共施設をどう運営していくかという大事なテーマであります。その中でいろいろと今後のことについてということは語られてますけども、できるところから公共施設を淘汰するであったり、統廃合するであったりということを着手していかないと、課題ばかり上げられて、解決に向けてのご努力もお願いしたいなど。その最たる施設が、私は錆びた駐輪場であんのかなと。あれを撤去する、リニューアルするというふうなことはそんなに難しい公共施設の今後の方向性の1つの課題であるかなと思いますので、できるところから公共施設統廃合について着手をいただくようお願い申し上げます。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。調べていただいてありがとうございました。今、葛城市は1万5,444世帯ですか、9月の時点で言うたら。なら、恐らく3,000世帯ぐらいのところ、二世帯とかもちろんあるかもしれませんが、この数字で見たら3,000世帯は付けられてないというところなので、やっぱりその辺は葛城市に来られる、新しく建てられる方にもその防災行政無線の必要性というのをしっかり訴えて、取り付けていただけるようなところにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

杉本委員長 次に、決算書55ページから64ページの2款の最後までの部分の質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。56ページです。2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費ですね。その56ページ、事業で言うとふるさと応援寄附事業です。委託料、ふるさと応援寄附事務委託料となっております。ふるさと納税に関係すること、ふるさと応援寄附金、この中には事務委託料のほかに、言ってみれば返礼品の配送料等もあると思いますので、その内訳、返礼品としてどの程度使われているかという、その内訳について質問いたします。

それから2つ目ですけれども、58ページです。2款総務費、2項徴税费の3目過年度支出金ということで過誤納金還付事業ということですが、当初予算1,300万円だったんですけども、補正を組んで1,200万円追加になったけれども、過誤納金の還付が更に2,300万円まで膨れ上がったということで、この事情だけ説明いただけたらと思います。

それから、3つ目です。63ページになります。2款総務費の6項統計調査費の中の2目基幹統計費のところでありまして。事業でいきますと、基幹統計事業の1報酬ということで、統

計調査員・指導員報酬で75万2,970円とあります。これは成果報告書につきましても18名分ということでもあります。予算についても18名分なんですけど、当初予算と比べるとかなり低いんですね。調査員の人数は同じなのに、当初の予算の計上と比べて大分実際の執行は低いので、ここら辺どういうことになってるのかということについて伺います。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたします。

ただいまのふるさと応援寄附金事務委託料のことで回答させていただきます。こちらは令和3年度に5,160万8,000円のふるさと応援寄附金をいただきましたものに対する経費でございまして、件数にしますと2,944件ございました。そちらの返礼品代、それと送料等が1,805万121円でございます、ポータルサイトへの掲載とかその受付、それからお礼状の発送、それから返礼品の手配、ワンストップ特例受付、データ取り込み業務等の委託料としまして277万9,535円を執行したものでございます。

以上です。

杉本委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課、椿本でございます。よろしくお願いいたします。

過誤納金還付事業でございますが、こちらは税額の構成や修正申告等によりまして、過年度に納めていただきました税金を還付するものでございます。前年度と比較いたしまして、755万83円増額となっているところでございます。内訳といたしまして、個人市民税、配当割・株式等譲渡所得割で増額となっております。個人市民税、法人市民税、配当割・株式等譲渡所得割の還付金額につきましては、申告書、こちらのほうが提出されるまで金額、税額というのが不明でございまして、景気動向、経済状況によりまして変動するため、予測は大変困難となっております。6月時点におきまして還付金が330万円不足することになりまして、9月の議会の補正で大きな額の還付金が発生したため1,200万円を補正させていただきました。これの内訳は、ほぼ1つ大きな1件の還付がございましたことに由来するものでございます。

以上でございます。

杉本委員長 西川課長。

西川情報推進課長 情報推進課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度は経済センサス活動調査が実施をされまして、その際、調査員16名、指導員2名のご協力を得まして調査を行いました。その報酬といたしまして75万2,970円を決算額として上げさせていただきましたが、不用額が多いのではないかと伺います。その理由といたしましては、この統計調査員や指導員の報酬につきましては予算の段階で国から報酬額が示されないため、前回、これ5年に1度の調査になりますので、5年前、平成28年度の同調査の報酬額を参考に予算を計上する必要がございます。今回の経済センサス活動調査につきましては、その当初平成28年の報酬の15%上乗せした形で予算計上を行いました。

た。しかしながら、コロナの影響で調査に係る訪問回数等減らすような形の調査方法に切り替えられたために報酬額が引き下げられ、今回、51万5,030円の不用額が発生したところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。ふるさと応援寄附金につきましては、従来なかなか出のほうが大きいということで努力していただきまして、先ほどありましたように、寄附金に対して出入りとまた後で出てくると思いますが、葛城市頑張っていたらいいと思います。1,800万円程度、送料も込みですけども、地元の業者の方々、返礼品としてホームページにも上げておられて、ああこういう会社があるのかと我々も勉強になるところでありますけれども、引き続き、地元の、言ってみれば、返礼品でコロナで大変な中、巣ごもり需要も含めて、更に業者の助けになるようなことがあればと思って伺いました。

それから2つ目のところですけども、過誤納金につきましては1件の大きなことがあって予測つきかねたということです。分かりました。

それから統計調査員のことにつきましてですけども、これなかなか仕事でありまして、地元で統計調査員をやっておられる方、長年やっておられて、なかなか代わってくれる人がいないということで、本当はこれ1件1件訪ねて調査するというので、なかなか大変な仕事なんですけれども、その点報酬が下がったのかなということですけど、コロナのために回数を減らしてということですので、国の報酬基準ということがよく分かりました。ありがとうございます。

以上です。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 そしたら、今の谷原委員のふるさと応援寄附事業の関連で質問させていただきます。

まず、これはもう本市に対する寄附事業の報告をいただいたわけなんですけども、本市に住んでらっしゃる方がほかの自治体に寄附された額、それからその額に応じる市税の減収額というのを教えてください。令和2年度のときの報告として、ほかへの寄附が9,196万3,000円、それからそのときの市税の減収額として4,139万7,000円ということの報告をいただいておりますが、それが今現状どういう形になってるか。それと併せて、今現状、本市のほうでのいただくふるさと応援寄附事業が非常に好調でありますので、その辺りかなりプラスに転じてるのではないかと思いますので、その辺の数字を教えてください。

併せて、以前、私、一般質問でお願いしました企業版のふるさと納税、これ企業の減税が最大9割ぐらいの減税があるということなんですけども、これ時限措置で令和6年度までしか使えないんです。過去に人材派遣型の企業版ふるさと納税をやっていた経緯があると思うんですが、それが今現状どうなってるのか。それ以外のところで企業版のふるさと納税、これは市にとっても……。

(「歳入ですけどいいんですか」の声あり)

奥本副委員長 歳入か。いけますか、関連。歳入でいけましょか。じゃあ、歳入でそれは、委員長。

杉本委員長 どちらでもええかなという感じですけどね。

(「今のほうが分かりやすい」の声あり)

奥本副委員長 分かりやすいですね。

杉本委員長 歳入かなとも思うところもあるけど、まあまあ今上がってるし。

奥本副委員長 予算のときは、これここで説明してもらったんですよ。よろしいですか。

杉本委員長 いいです。

奥本副委員長 じゃあ、そういうことで質問をお願いします。

杉本委員長 白澤主幹。

白澤税務課主幹 税務課の白澤でございます。よろしくお願いいたします。

1点目の質問でございますが、葛城市在住の方が市外にどれだけ寄附をされてるかということでございます。葛城市以外の市町村に寄附されることによります影響額といたしまして、令和元年中は1,043件で、令和2年度市民税影響額といたしましては税額ベースで3,987万2,000円、令和2年中は1,462件で、令和3年度市民税影響額としましては税額ベースで5,373万4,000円の減収となっているところであります。そのうち、交付税の影響がございまして25%が市の減収となりますので、5,373万4,000円の25%で約1,300万円が実際の減収となります。

2点目です。ふるさと応援寄附金としまして実績なんですけども、令和3年度ふるさと応援寄附に係る実績でございますが、寄附金額総額が5,160万8,000円、件数にいたしまして2,944件となっているところでございます。令和2年度実績は、寄附金額が1,520万5,000円、件数が609件となっております。寄附金額では約3,600万円の増、件数で約2,300件の増となったところでございます。

以上です。

杉本委員長 答えれますか。

溝尾副市長。

溝尾副市長 担当課がいませんので、私のほうから。企業版ふるさと納税のほうを別にあきらめているわけではなくて、今、葛城市でもプロモーションビデオみたいなのを、ビデオかパワーポイントかを作って、他県、他市の企業にPRしようではないかということで、今、作成しているところでございますので、しっかり1件でも増えるように取り組んでまいりたいと思います。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。ふるさと納税、市の持ち出し、持ち出しという表現はおかしいですね。ほかに行っちゃってしまってる税金を補う以上の取組をしていただいて、非常にこれは歳入に係ることですけども、ここで税収アップが実現できてるというのは、非常にこの事業としては成功じゃないかと思えます。

それと、企業版のふるさと納税、これが企業誘致のほうに多分つないでいかれるということだと思んですけども、今現状どうなるか分かりませんが、令和6年度までの時限的な措置なんですね。だから、法律が続くと思えるんですけども、現状ある範囲内で早く対応

いただいて、これについては非常に市としても地方創生のところに兼ねて、市がやりたいという計画のところに対して寄附いただけることになりますので、非常にまたその辺、自由に使えるお金になるのかなと思いますから、その辺の取組、また引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございました。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 期日前投票の件費といいますか出ておりますけども、期日前投票率が非常に近年上昇してるというふうにお伺いしてるんです。そういうふうにも私も認識してるんですけども、期日前投票に対する体制というのは、当初見込まれてた、体制じゃないな、数字とどうなんですかね。予想以上に増えてるというふうな状況なんですかね。過去の選挙から推移、どのように変化していったか分かるようでしたら教えてください。

杉本委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 総務部、安川です。

期日前投票者数というか、率というか推移という話でございますが、平成28年の市長選挙におきましては38.67%、そこから3年後の平成31年4月7日については39.91%で、今年7月10日の参議院選挙は46.67%と、選挙ごとには違いますが、どんどん増加してるというような傾向になってございます。特に見込んだ数字は特にはないんですが、その2か所の中で進めてる中では増えてきてるところです。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 私が聞きたかったんは、当初、前回といいますか、平成31年の39%から46%まで増えた。これ、やっぱり対応すんのに、期日前投票管理者、投票立会人も含めて、それでこっだけ増えた対応が従来の体制でできるのかなという心配なんです、場所も含めてね。今後、どこでしたっけ、監査委員のお話のところでしたっけ、今後はそういう場所も増やしていくというふうなお話もありましたし、今後はこういった体制も増えるような、まあ言うと、土日に集中してて並ばなあかんというふうなことになりかねんし、それに近いような状況やというふうにも私もちらっと聞いてるので、その辺の今後のことを十分頭に入れてこういう体制整備をしていただく必要があんのかなと感じたので、あえて聞きました。逆に、ここで言うてええんかな。投票所の人数がその分だけ減ってるにもかかわらず同じように立会人がおられて、大体何人いいるかな、5人か6人ぐらいいはって、投票所に来はる人が何人に対してそういう準備をせなあかんのかということになると、その逆のシミュレーションといいますか、体制というのも今後、考える時期が来てんのかなというふうにも思うので、その辺のお考えがございましたらお聞かせください。

杉本委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 増田委員のご指摘につきましては監査委員よりご指摘していただいている内容でして、本会議の中でも答弁させていただいたことにつきましては、ご指摘いただいている件については選挙管理委員会で検討を重ねていくというようなことで答えさせ

ていただいております。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 そうでしたね。選挙管理委員会でやっていただいているというご答弁でした。逆に、ある議員もいろいろとご要望として出されてましたけど、逆に不自由してんねんという投票所もあるんですよ、これ。逆の要望として。だから、一概に淘汰するというふうな考えではなしに、そこら実情に合った投票所の在り方ということを議論していただく必要があんのかなと。これ、選挙管理委員会に対してのお話になるかと思いますが、そういうふうに感じますので、今後よろしく願いしておきます。もうこんで結構です。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田委員 お願いします。61ページの2款4項1目の男女共同参画事業の中の講師謝礼なんですけれども、多分、この成果報告書によると、セミナー開かれた分の5万円とそれからフェミニストカウンセリングの51万8,000円のやつだと思うんですが、このフェミニストカウンセリングの講師の方というのはどういうふうな資格を持った方なのかというのをお聞きしたいのと、それから延べ63人ということで、悩みのある方が少ないのか、周知の方法がどういうふうにされてるのかというのをお聞きしたいのと、それから、取りあえずそれでお願いしたいと思っています。

杉本委員長 高橋課長。

高橋人権政策課長 人権政策課の高橋です。どうかよろしくお願いします。

柴田委員のご質問なんですけども、男女共同参画事業の報償費のところなんですけども、おっしゃっていただいたとおり、男女共同参画セミナーの講師謝礼につきまして5万円、それとフェミニストカウンセリング講師謝礼ということで、1回7,000円の6コマ掛ける12回、令和3年度は臨時に2回追加させていただいておりますので、それを計算させていただいて51万8,000円ということで、合計64万円ほどに積算させていただいております。

内容のほうなんですけども、相談のほうなんですけども、令和3年度、回数74回コマ数あるんですけども、そのうち実際の相談回数が63回、そのうち実人数18人、18回。何回も同じ人が相談に来られてるということになりますので、実人数は18人の方が相談に来られております。あと、参考までなんですけども一応、20歳代以下の方が1名、30歳代の方が4名、40歳代の方が6名、50歳代の方が3名、60歳代以上の方が4名ということに内訳はなっております。

あと周知方法なんですけども、毎月、市の広報のほうに無料相談コーナーのページとして記載させていただいております。またホームページのほうでも周知させていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 資格、どんな人というところ、お願いします。

高橋人権政策課長 あと資格のあるということなんですけども、フェミニストカウンセリング学会認定のフェミニストカウンセラーをはじめ、そういう方を召致させていただいております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 フェミニストカウンセラー自体がどういう資格がある方なのかなとというのがすごく興味があって、やっぱり深刻なご相談もたくさんあると思いますので、ちゃんと資格を持ってちゃんと学ばれた方がもちろんなってらっしゃると思うんですけど、ちゃんとしたそういった資格があるのかなと思って質問させていただいたんですけども。じゃあ、それもう一回確認で答えていただけたらと思うんですけど。

それと、相談されて、やっぱり何回も来てらっしゃる方がいるということで、相談したその先に何があるのかなというのも興味がありまして、相談されてからどこかそこからまたいろんなアドバイスで、こういうふうな機関がありますよとかというのを紹介されているのかというのと、今の相談内容をどのように市のほうで反映されているのかなというのをお聞きしたいです。

杉本委員長 高橋課長。

高橋人権政策課長 人権政策課の高橋です。どうかよろしく願いいたします。

現在、相談に来られた方18人、まだ相談終結してない方、悩みの相談で来られるんですけども、被害に苦しんでいる人を早期に発見して相談機関につなげるということで、職員のほうでDV対応マニュアル等を使わせていただきまして、その相談内容を把握させていただきまして、その方に一番ふさわしい相談機関、DVでしたら警察とか法テラスとか、女性の人権ホットライン等々、法務局でやっておられるんですけども、その辺のほうにつないでいくという形で対応させていただいております。

以上です。

杉本委員長 芦高補佐。

芦高人権政策課長補佐 人権政策課、芦高でございます。

その相談に来られた方の、どのように他機関への紹介とか反映されてるとか、そういうふうなことでございますが、女性の生きづらさというのを、個人の問題ではなく社会の問題であるというフェミニズムの視点で、気持ちや感情の整理をお手伝いし問題解決をサポートするというのがフェミニストカウンセリングでございまして、相談に来られる方、もちろんDVに係る方もいらっしゃいますけれども、それ以外、仕事の関係であるとか、人間関係、子育てなりいろんな悩みございます。そういったそれぞれの相談を、その方を自分でどういうふうにしていきたいかという、どうやっていきたいというエンパワーメントといいますか、そういうところを大事にして寄り添ってお話を聞いて解決をサポートしていくというふうなことでございまして、相談に乗っているうちに、こういうふうな力を取り戻して生活をやっていきますということで卒業される方ももちろん多くいらっしゃいますし、中には深刻な状況はこのカウンセリングだけじゃなしに他機関への連携、弁護士に相談しましょうねとか、市なりの関係機関に制度を活用しましょうねとかいうのを適切につなげるようになってございます。

資格としましては、先ほど課長も申しましたが、フェミニストカウンセラー学会認定フェミニストカウンセラーをはじめとしたカウンセラーというふうな方で、それなりの研修を積

んだ実績のある方に来ていただいております。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。そうですね。やっぱり相談しにくいことをわざわざ勇気出して相談しに来てくださっているの、市がそういう窓口をつくってくださっているのはすごくありがたいと思うし、そこで相談機関につなげていただいているということなので、継続して頑張ってくださいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

最後、1個いいですか。早く終わりそうなので、1個だけ。

(正副委員長交代)

奥本副委員長 それでは、委員長に代わり、暫時、委員長の職務を行います。

質疑を行います。質疑ありませんか。

杉本委員長。

杉本委員長 この成果報告書、どちらでもいいんですけども、24ページのほうの選挙費ですよ。これ、僕もう毎年言ってるんですけども、選挙いろいろありまして、啓発等々していただいて、みんなに選挙行っていただくという活動をしていただいていると思うんです、ポスター貼ったり、ティッシュ配ったり。一応、直近で言うたら、直近でもないか、衆議院選挙が投票率58.44%、低くもないし高くもないしというところ、ちょっと高いかな、県内の中では。これ、目的は皆、選挙に行きましょうよという、特に若い人たち、選挙に興味持ちましょうよという話やと思うんですけど、こんだけの、何ぼこん中でその啓発にお金かけてるかはあんまり分かんないですけども、選挙に行きましょうよというふうにお金をかけて、去年も言ったと思うんですけども、10代、20代、30代、40代、50代、60代とやられて、何歳代によって投票率が何%というのを去年も僕、出してくださいねとお願いして、出すように努力いたしますと答えをもらったと思うんですけども、じゃないと、どこの人たちに選挙を訴えたい、選挙の訴えをしなければならぬ、選挙行きましょうねという法則がほわっとしてわけじゃないですか。ティッシュ配りましてただけでオーケーじゃなくて、ほんまに投票率を上げようと思ったらどの層に訴えかけたらいいのかというのは、僕は政治家として思うんですけども、去年、僕、それで年代別でパーセンテージ投票率出してくれと言ったんですけども、結局出なかったんですかね。

奥本副委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 総務課、安川です。

18歳、19歳の投票率は計算させていただきました。それについて報告させていただきます。令和3年度の衆議院議員選挙につきましては、18歳の投票率は57.1%、19歳の投票率は42.7%、合計49.9%です。そのときの全体の投票率は58.44%。今年度、令和4年参議院議員通常選挙につきましては、18歳につきましては14.8%、19歳につきましては17.3%、合計16.1%で、そのときの全投票率は56.1%ということとなっております。今年度につきましては、期日前投票だけの分になっておりますので、だいぶ低くなっております。これは参考に

となります。ですので、令和3年度の衆議院選挙、令和4年度の参議院選挙については、全体投票率より少し低いという状況になっております。

以上です。

奥本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 18歳、19歳を調べてくれとは言ったつもりないんですけども、なぜか分かるんですよ。じゃあ、20代から30代とかという統計も取れるんじゃないのというのが僕思うんです、今どきね。18歳、19歳、今でもそうじゃないですか。これ、今、多分最初に皆さん聞いて、49.9%がいきなり10%台に下がるの何でと考えるわけじゃないですか。その数字を欲しい僕は言ってるので、別に18歳、19歳にこだわってるわけじゃなくて、10代何%、20代何%、別に細かく22歳、23歳、24歳と言ってるんじゃないかと、20代は何%、30代は何%というのを出したほうが成果としてはいいんじゃないですかと聞いてるんですよ。58.44%の内訳がこうですというふうに、こっだけお金使ってやるわけじゃないですか。それを僕は毎年言ってるんですけども、去年は調べれますと言ったと思うんです。調べれないことなんですかとお聞きしてるんですけど、どうでしょう。

奥本副委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 システムでは期日前投票者数については集計できるんです。ただ、全体の分については手押しの判こですので、それを全て集計するにはだいぶ時間がかかるのと、人手も相当かかると思います。ですので、一旦の参考としては、期日前投票については全年代の方が投票されてますので、それを集計して年代別に出すことはできるかと思えます。それについては作業を進めたいと思います。

奥本副委員長 杉本委員長。

杉本委員長 でけへんことをぎゃあぎゃあ言うつもりないんですけど、期日前投票でも集めれるんやったら集めていただいて、増えていってるからね、今、期日前投票も。その選挙に行ったら、みんな判こでやっていただいているんですけども、これももっとペーパーレスと何だかんだ言ってんやったら、あれもそういう仕組みにして、もう来た時点でそれで登録とできたら統計すぐ取れるんじゃないのと思うんですけども、できる範囲でいいので、去年はやりますと言っていたら今年出てなかったんで質問させていただきました。来年はちゃんと出るようによろしく願いいたします。

以上です。

奥本副委員長 それではここで、杉本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時50分をお願いいたします。

休 憩 午後2時40分

再 開 午後2時50分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

2款総務費の51ページから54ページの地方創生関係の質疑に入ります。質疑ありませんか。
松林委員。

松林委員 私、51ページの地方創生臨時交付金事業費の、備考で言いますと一番上から4段目の感染症拡大防止事業（新型コロナウイルス対策室）というところで、これ成果報告書でさせていただきます。18ページです。ここでまず自宅療養者等に対する生活支援ということで、これコロナ陽性、または濃厚接触者となった場合の外出自粛とか、また自宅待機となった場合、その場合、食料とか生活必需品、支援依頼をすれば自宅の前に置き配をしてくれるそういう支援やと思うんですけども、この支援の受付というんは平日のみ対応されるということかどうかいということをお伺いいたします。

そしてまた、もう一つその成果報告書の下段にありますところでございますけども、その他感染症拡大防止に要した経費ということでPCR検査キット、そしてまた抗原検査キット、これPCR検査キットは340個、抗原検査キットは100個とこのような形になっておりますけれども、このようなキット、こういった場面でどのような形で使われるのかと、そこをお伺いいたします。

以上です。

杉本委員長 鬼頭室長。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室の鬼頭です。よろしくお伺いいたします。

まず1点目、生活支援について平日のみの置き配かということなのですが、平日のみの配達をさせていただいております。

続きまして、PCR、抗原検査キットの使用方法なのですが、こちらのほうが市役所機能を止めないための感染拡大防止のために検査を職員に対して行っております。職場で陽性者発生時に席が近い者などに実施していただいたのと、家族の方で濃厚接触者や学級閉鎖にいられたクラスに所属する子どもがいらっしゃる職員の方に検査を実施してまいりました。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 最近、私の身近でもコロナに感染したよという方がいらっしやいまして、それがたまたま家に、ちょっと買物行かんとどうやらもう都合が悪いんやと、そのときが祝日とか土曜日、日曜日だったりする場合もありまして、これ行政のほうには職員の休日とか等々いろいろ事情はあると思うんですけども、やはり土日、祝日の対応という受付も、そこらもまた今後考慮いただければなと思います。よろしくお伺いをしたいなと思います。

そして、PCR検査キット、それから抗原検査キットなんですけども、私自身も抗原検査キットを薬局に購入に行ったこともありまして、自宅にも持つんですけども、これ職員に使われるということなんですけども、コロナの患者が発生した場所、そこに関わる職員が使うということなんですけども、これもう少し行政のほうでも、実際にちょっと不安やと、抗原検査キットを不安やからちょっと使って確認してみたいという方もいらっしやると思い

ます。職員だけではなく、実際、市民のほうからもそういう要望もあったんですけども、行政のほうからそういうような、本当に不安やいう方に対してお配りをしていただけたというような、要請があればそういうこともまた考えていただきたいなど。これはもうお願いだけです、この2つは。

以上です。

杉本委員長 できますか。要望でいいですか。1個目もいいですか。両方とも要望でいいですか。

松林委員 要望です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。私、繰越明許について聞きたいので、事前に委員長に許可を得て、資料を委員の皆様に見ていただきながらということでもよろしくお願ひいたします。

この繰越明許ですね。令和3年6月15日に議会のほうに報告がございまして、その段階で令和3年度事業の令和2年度からの繰越しということで一覧がございまして。その際、昨年11月に改選がございましたので、その段階では委員の中にもそのことを承知しておられない方もいらっしゃるということで、分かりやすく私のほうで数字を拾ってまとめてまいりました。

それで、繰越額、総額、私、地方創生臨時交付金事業で引っ張り出してきたのが9事業で、合計7,614万2,690円ということで繰越しがされたわけでございまして。それぞれの繰越しに対して、その決算がかなりずれがある。非常に、出退勤ICカード化事業におきましては、繰越しが1,341万9,000円に対して決算が722万4,250円ということで差額が619万4,750円出ているとか、またペーパーレスシステム導入事業におきましては600万円の繰越しに対して760万4,388円というところで、これは160万4,388円というマイナスの差額が出ているわけです。トータルして大体この事業の中でいろんな組替えがされてるのかなというふうには思っているわけなんですけれども、こういった繰越明許で出された数字を組み替えることができるのかということをお聞きさせていただきたいんです。1点目、そちらのほう全体的なことになって申し訳ないんですけれども、お願ひいたします。

2点目が決算書の53ページなんですけれども、感染症予防対策員配置事業1,580万1,652円。こちら当初予算で874万2,000円、これは学校の会計年度任用職員を雇って、その感染症予防のための人を配置してくださるということで、この874万2,000円は1学期分だったと思うんです。その後、6月補正で2学期分と3学期分ということで1,141万2,000円、合計2,015万4,000円が予算として計上されているはずなんですけれども、実際に執行が1,580万1,652円ということで、その差額の理由を教えてくださいませんか。

3点目が、決算書には記入がないんですけれども、移住・就業・起業支援事業補助金というのが令和3年度の予算のほうで計上されています。これは当初予算で100万円計上されてたんですけども、こちら決算報告書のほうに記載がないんです。ということは未執行かなと思うんですけれども、その未執行の理由を教えてくださいませんか。3点お願ひします。

杉本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目でございます。繰越計算書の地方創生臨時交付金で6月に繰越しとして計算書で報告されている額と決算額が違っていると、それぞれの事業の額というのが変わっているのではないかということのお間違いだと思います。これ、令和3年度においてそれぞれの事業を執行する際にですけれども、各事業において契約差金により不用額が出ているという状況がございました。この地方創生臨時交付金、この交付金を有効に活用するという事で、その目内で予算を振り替えてそれぞれ事業を執行したということでございます。特にスマート自治体推進事業などでは増額となっておりますけれども、こういった事業に振り替えて有効に使わせていただいたということでございます。

この予算の振替えについて可能かという点につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の目内の予算振替えについては、県を通じて国にも可能であるというふうに確認をした上で執行させていただいております。

以上でございます。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。

先ほどの梨本委員のご質問の2番目ですね。学校教育課の感染症予防対策員配置事業におきまして、補正予算も含めまして2,015万4,000円の予算だったところを、実際には1,580万1,652円ということになっております。その理由なんですけれども、学校現場と相談いたしまして、実際のところ、その感染症対策員として必要な人数、事業を進める中で出てきたところなんですけれども、そちらと当初見込んでいた人数とのギャップがあったというのが大きな要因でございます。その他細かい要因ではあるんですけれども、例えば雇いきれなかったというのも一部あるようです。

以上です。

杉本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3点目でございます。移住・就業・起業支援事業の件でございますけれども、これは地方創生移住支援事業、国の移住支援事業の中で、県と市が県内の企業等の人材不足の解消及び地域課題の解決や県内の移住・定住の促進を図るために東京圏から移住し、県内で就業または起業しようとする方に対しまして移住支援金を支給するという事業でございます。令和3年度、執行がないということでございますけれども、申込みがございませんでした。ホームページを見て問合せなどはいただいておりますけれども、その支給要件、例えば東京の23区からの転入であるということであつたり、この支給金に賛同した企業に就職することが要件となっておりますことから、そういう要件が合わなかったということであつたということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 じゃあ順番に1つ目から、今のその課長の説明で、この目内での予算振替えが可能やとい

うことは、これは法的に認められてるということは私も理解してるんです。ただ、これ6月の繰越明許で出してもらったやつ、これに関しては報告だけですけれども、一旦やっぱり議会に報告してもらってる以上は、そこから大きく数字が入れ替わると、私も議員として何でなんやろうというふうに思うわけです。私の想定ですよ。多分こうやったん違うかなというのは、昨年の3月の年度末にこの地方創生臨時交付金が急遽国のほうから付いて、それを振り分ける中で、そこまで細かく、何でこれ僕が言わんとあかんのかなと思うんですけれども、細かくでけへんかったというような事情があったのかどうかということをお聞かせしてもらっておかないと、実際にこんな繰越明許が大幅にこうやって中で組替えされるとなると、本当に議会の審議は何なんだろうと、議員の中には議会軽視じゃないかというふうに考えられる方もいらっしゃると思うんですね。ですから、その辺の事情をもう一回、できるということなんだけれどもこういう事情でこういうふうになったんだということを、もう一回分かりやすく説明していただけますか。1点目は以上です。

2つ目です。必要な見込人数、これちょっとギャップがあつて、雇いきれないということもあったということをございました。これもちょっと厳しいことを言わせていただくと、その当初はある程度概算であっても、この補正というのはある程度、私、確定値が出てくるもんやと思うんですよ。その当初の予算に基づいてある程度こういう数字がきちっと必要だということの上で上がってくるもんだと思うんですけれども、そこにちょっとギャップがあつたと言われると、見込みのところをもっとやっぱりしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますし、逆に雇いきれなかったという部分に関して言うと、それで各学校に何か支障が起きてないのかという心配も起こりますので、その辺り問題がなかったのかということをお聞かせいただけますか。

3点目の、申込みがなかったということで、今回、予算未執行で計上できなかったということをございますけれども、これ今までできたことあるんですか。その経緯として、これ毎年上がってる中で、1人60万円やったかな、2人で100万円やったか、2人で100万円ですよ。これ、今までずっと上がってる中で、本当にこれちゃんと執行できんのかというところ、議会としても予算を認めてるわけですから、できる方向の努力をしていただきたいと思しますので、今までの経緯とその辺りどんなふうと考えてらっしゃるか教えていただけますか。よろしくをお願いします。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

ただいまの梨本委員のご質問の繰越しについてですが、予算の要求時の見積りベースで各課で積み上げてる予算額と、あと実際、執行した分で契約、入札したりして差金があり出てるのが一番大きいのが原因だと思っております。しっかりもっと精査した要求が必要やないでしょうかというご意見もよく分かってます。その中で、今回は、地方創生臨時交付金で100%、10分の10の補助でございますので、一旦不用で国へ返すというのもどうかという中で、実際必要な事業として今後見込める事業、例えばスマート自治体推進事業などに振り替えたというのが経緯でございます。ですので、ご意見はもちろん分かっておりますが、返す

というのも市としてもどうかという部分もありましたので、このような形になっております。

以上でございます。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 梨本委員の2番目の質問にお答えさせていただきます。まず、6月補正の段階でもうちょっと精度の上がるというか、もうちょっときちっとしたものが出ないかというご意見でございました。おっしゃるとおりではあるんですけども、実際には6月補正の予算は4月に計上させていただくこともありまして、若干のずれが出てくるとは考えております。

それから、その雇いきれなかった分について影響がないかというご質問だったと思うんですけども、今、影響はなかったということで聞いております。

以上です。

杉本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

3点目でございます。移住支援金の件ですけれども、これまでにあったかどうかということにつきましては、これまでは申請は受けてはおりません。ただ、周知というところでございますけれども、奈良県のホームページ、市のホームページというのはもちろん載せさせていただいておりまして、あと東京のほうで移住支援などを行っている東京のふるさと回帰支援センターというのがございまして、そちらにも葛城市の情報というのは、その都度電話をいただいたりとか、こちらから資料を送ったりとかいう形で情報交換させていただいておりまして、今年ですけれども、この東京圏から葛城市へ移住したいというようなことでご相談を1件受けさせていただいているのがございます。3か月経ってからの申請ということもございますし、今年度は県の申請がもうちょっといっぱいになったということもございます。県の実績ですけれども、令和3年度でしたら5件の世帯の申請を受け付けて締め切られたという経緯もあります。ですので、ちょっと枠が限られてるということもあるのかなというところもあるんですけれども、今年度受け付けている方についてはなるべく早く申請をさせていただいて活用していただけるようにということで進めております。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 それぞれ答弁ありがとうございました。それぞれ大体分かりましたが、地方創生臨時交付金事業の場合、これトータルすると、合計のところ差額として729万7,700円出てるんですけども、これもちゃんとうまく使いきれたというか、単費を使わんような形できちっと組み替えてやられたということですね。分かりました。こういうような事業は非常に特殊なケースだと思うんですね、こういった10分の10のこういう補助金が付くような事業。ほかのところではしっかりとした数字が出てくるものと思いますので、またその際も丁寧な説明を議会のほうにさせていただきますように要望だけしておきます。

それから、感染症予防対策員の配置の件も承知しました。確かに4月の段階で予算組むとなると、概算のところも大きいとは思いますが、私も本当にこれ、学校教育課だけじゃなくて、もう全ての課に、いつも言ってますように、本当に緻密な予算査定、計上して

査定して、そういった中でしっかりと執行していただければこういったことを言うこともないかと思しますので、これに関してもできるだけ頑張っていただきたいということでお願いしておきます。

3番目の移住の件ですね。本当に頑張ってくださいとしか言いようがないんですけども、チャンスやったと思うんです。令和2年度とかは都会の方が働き方がリモートワークになって、帰ってきたいとか田舎に住みたいとかいう方も非常に多かったように思っておりますので、そういったチャンスをしっかりとつかんで、葛城市に魅力を感じてもらう方が1人でも市民の方が増えるような、そういったところの取組をまた更に充実させていただきたいということでよろしく申し上げます。

以上です。

杉本委員長 板橋理事がさっきおっしゃった、6月の補正を上げるには4月でやるんでなかなかというお話だったんですけど、じゃあ9月議会の補正でよくないかと思ったので、後でまた理由を教えてください。なぜ6月なのか、9月でいいんじゃないでしょうかと思っちゃったので、そういう意味じゃないという理由が抜けてるような気がします。

(「2学期があります、9月まで」の声あり)

杉本委員長 だからということですか。というのを言ってほしかったという感じですね。

ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの松林委員の関連でちょっとお聞かせください。感染症拡大防止事業の生活支援のところでございます。生活支援、感染者及びその家族、濃厚接触者も含めてなんですか、配食でしたか。ちょっとどういうことを支援されるのかというところからお聞きしましょうかね。

それと、感染者世帯数に対して、この支援をされた世帯数、それも分かたら聞きたいですね。恐らく、どういう流れでそういうふうになるのかも知りたいんですけども、感染者の数、世帯数というのは市としては把握されてないというご答弁になんのかなというふうに思うんです。公表されてる葛城市何人とかというの、あれは県のデータであって、市は全くそういう情報は入ってないということなんかというようなことも併せてお聞きしたいな、1点目ね。

2点目は、繰越明許ということで、ペーパーレス会議システム、53ページですね。私、日本語、分かりにくいので、予算のとき詳しく説明していただいたかと思うんですけども、ペーパーレス会議という、そもそもこの事業を行っていただく目的、成果等を教えていただきたいなど。まず、この2点。

杉本委員長 鬼頭室長。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室の鬼頭です。

まず、生活支援の内容についてでございます。新型コロナウイルス感染症と診断されて自宅で療養されている方、もしくは濃厚接触者となり外出を自粛されている方で、ご家族、ご親族の支援を受けることが困難な方につきまして、食料品、衛生用品をご自宅の玄関先に置

き配するという事業になっております。こちらにつきましては、陽性者になられた方に保健所から連絡が入りまして、葛城市はこういう生活支援の事業をしておられますということを県のほうから情報提供がありまして、それを聞かれた市民から市役所のほうに連絡が入るという形になっております。支援の内容につきましては、食料品を1日3日分と衛生用品、消毒用のアルコール、トイレトペーパーなどということで、食料品と衛生用品を合わせてお届けしてしておるとい内容のものであります。

感染者数を把握しておるかということについてですが、奈良県のほうが県内の感染された方の市町村別、年代別、性別のデータを出しておられますので、そこから葛城市が何人新規陽性の方がいらっしたかということについては把握をしております。ただ、この生活支援につきましては、陽性者の方だけでなく濃厚接触者の方も含めてということになりますので、一概にその数字を比較して、どれぐらいの方が生活支援を申し込んでいただいているかということは比較しにくいような状況であります。葛城市のこちらが昨日現在の累計の感染者数ですが、6,429人となっております。生活支援につきましては、12月13日火曜日17時現在で1,250世帯、4,504人の方にご利用いただいております。

以上です。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

ペーパーレス会議システム導入事業でございます。こちらの目的といたしましては、コロナウイルスの感染予防対策といたしまして、紙をなくすということと、テレビ会議システムを使って会議を行うということを目的に導入をいたしております。

この現状ですけれども、庁内におきましては、ペーパーレス会議用に購入いたしましたそのタブレットを利用いたしまして、現在、部長会、新型コロナウイルス対策本部会議、また業者選定委員会、法令審査会、各種PT会議や勉強会などの会議においては全てペーパーレスにより実施をいたしております。

効果というところがございますけれども、紙の削減というところはもちろんでございますが、資料を紙で残す必要がなくなっているのではないかとということであったり、資料自体がタブレットで見ますので、カラーで見やすい資料となったということでもありますとか、また資料の更新ですとか修正というのが素早く対応できるというところに効果があるのではないかとこのふうに今、見ております。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。私、何が聞きたかったかということ、1,250世帯にこの生活支援をいただいたと。感染者はトータルで6,429人やと。6,429分の1,250がこの支援率やということですか。もうそれしかないもんな、比較するの。分子と分母から言うたら。これ、感染者の数がダブる場合があんのんか。ということは、以下ということやね。世帯数から言うたら、1件で3人に感染してはったら1件としか見いひんもんね、生活支援の場合は。どちらにしても、その6,000分の1,200、要するに5人に1人ぐらいしかその生活支援をしてもらっ

てない、行き届いてないというたら語弊ありますけど、いやいやあえて私はそんなんしてほしくないねんと言わはる人は別として、もう少しそういう、市長がせっかくこういう生活支援策を立ててくれはったのに、知ってたら利用すのにとということが私にとってはあってほしくない。知らんかってんとか聞いてないとかいうのが私あってはならんというか、できるだけなくしてほしいというふうに思うので、周知の仕方については、保健所が葛城市の感染者の方に連絡をするときには、こういうサービスがあるから市役所へ言うたらサービス受けられますよという案内をしていただいているというのんは、その方法としてはそれで周知していただいているかとは思いますが、知ってたらそんなサービスを受けたのにと、後からそういうことのないようにしてほしいなど。伝わりきれないん違うかなという不安がちょっと私あるので、せっかくの支援ですので、非常にええことやと思います。聞いてたら、これ1回に3日分まとめて持ってきてくれはるから、日曜日に届かんでも、金曜日に持ってきてもうたら土日分は十分ちゃんと賄えるというそういうことで、外出せんでも生活できるという応援の方法としては非常にいい支援やなというふうに思うので、まだ今後もそういうことを引き続いてあるというふうなことも想定しとかなあかんと思いますので、周知徹底のほどよろしく願いをしておきたいと思います。

それから、ペーパーレス会議システム導入、これさっき言わはった、コロナで会議の開催を、集まるのを避けるためにリモートによる会議をするんだという目的やと思うんです。リモートによる会議をすることによって、データ等もタブレットに紙ベースやなしにデータとして送ってリモートで会議する。結果的にペーパーレスになるというふうな流れかなと思うねんけども、このタイトル見たらペーパーレス会議と書いてあるから、ポツも入ってないし、何かコロナと入ってくるから、これ何のための何の目的かなと。ペーパーレスのためのリモート会議と違うやろうと素朴な疑問を感じたので、そもそも論からいくと、コロナによる人が集まりにくいこういう状況の中でリモート会議を開いたらペーパーレス化につながるという効果が現れるという事業やと私は認識してるんです。

そこで、議会改革特別委員会におきましても、議会も同じような思いで、このことについていろいろと委員長、ご苦労願って視察もして、メーカーも呼んで、ところが市のその体制が先行していただいて議会が遅れてると、早うからいろいろとああだこうだと言ってたのに、もう市はちゃんとそういう体制を整えられたと。その議論の中で、いやいやちょっと待ってくださいよと、議会のペーパーレス化なんてすぐにできませんよ、事務量も増えるからというふうなことが議論の中であつたので、いやいや先行してペーパーレス化やってはんねから、慣れてくれてはって、さっきの話じゃないけど、資料づくりも、これをするによって事務も簡略化できんねんというのと、いやちょっと慣れんからなかなか進まんというのとちょっとずれがあって、私はこのペーパーレス会議、ペーパーレス化というのは非常に進めていただきたいんですけども、両方というか、議会も並行して進めていかなんかなというふうに、それ議長にこんなん言うてええんか分からんけども、というふうに感じたので、ちょっとそのずれてるところだけもう一回説明お願いしたいと思います。生活支援も市長のほうからありましたら。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 委員ご指摘のとおり、その周知には努めていきたいと思えます。この食料品、衛生用品支援は、実はデルタ株を前提として準備した支援でございました。ただ、実際にはオミクロン株の感染者に非常にご利用いただいたということでございます。ある種、テレビでもNHKでも取り上げていただいたので、その辺が周知されたところも1つあるのか、それと明らかに感染者の数が爆発的に増えたということがあります。委員がご指摘になったところで若干食い違うところがありますが、6,000人という感染者は世帯数でないということだけはご理解いただきたいと思えます。それと、この支援につきましては、感染者と濃厚接触者も対象とした支援でございますので、実際のお受けになった1,200世帯よりかは、これの何倍も実際の需要といたしますか、ご利用いただく権利はお持ちだったと考えております。ただ、この制度設計の中で、ご親族やお知り合いの方で支援が受けられない方、それはもうできましてはやはりお知り合いの方で協力いただけて買っていたら。でもどうしてもその支援が受けられない、孤独感を味わって、本当にしんどい中で何もできない、まさにそれが行政として支えるべき立場の人たちだと認識しておりますが、私は葛城市民のその認識が非常に高度なご理解をいただいた中でのご利用実績であったのかと、非常に良心的なご利用をいただいたのかなという理解もしております。ただ、まだしばらく感染症等のご利用があると思えますので、周知徹底は図っていきたくて考えております。

以上でございます。

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

ただいまの増田委員のご質問のペーパーレス会議システムと議会改革の流れのその違いというんですか、その整合性をどうするのかというような意味での質問であると思えます。

まず、市のほうで先行して入れましたペーパーレス会議システムにつきましては、この新型コロナウイルス対策の庁内環境の整備という点からテレビ会議システムとセットで導入いたしまして、先行するというよりは、まず環境整備のほうをやっております。その中で、議会との整合性というのは今後お話をさせていただきながら、運用面で全く今、違う形になっておると認識しております、市側のほうはいわゆる行政のネットワーク、LG回線で運用してまして、議会のほうの運営はまた議会の今ような委員会とか本会議の中でどのように活用されるかという点でまた違う部分もあると思えますので、今後、お話しさせていただきながら、ハード面は同じように見えるんですけども、システム面もソフト面でも違う部分もありますので、これから協議して話し合いを進めていけるものであると考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 生活支援については、市長おっしゃられてるのはごもっともでございますし、私が先ほど言いましたように、6,400の分母に対してということは最大数であって、1世帯2人とかいう換算からいくと、世帯数はこの分母6,400が恐らく4,000とか3,500ぐらいになって、そや

から3,500件、3,000件とかということから見たら感染世帯のうちの4割から5割ぐらいの方が利用していただいたのかなと。そういう面からみると、ご満足なんか、いやいや市長が言うてはるように、更にもっと周知して、こういう市民の方に手助けになる事業については、もっともっと普及活動したいと言っていたと思いますので、それを望むところでございます。実際問題、濃厚接触者、もう大体、家1件、塊で外出禁止が取りあえず5日間ぱーんと出てくると。5日間身動き取れんという不自由さを先に察知して、そういう生活支援に目を向けたということに対しては、私は高く評価をさせていただきたいと思います。ほかのことは大概できて、外出して食べるもんを調達することができひんというのは、その不安というのは、これはもう当事者じゃないと分らん苦労やと思うので、心配事やと思うので、それをフォローしたということに関しては、もうそういう経験者じゃないと分らんありがたさがあると思うので、ぜひとも今後ともよろしく継続的にお願いを申し上げたい。

それから、議会と、あんまり市が先にタブレットを導入してとねたんでるわけでも何でもないんですけども、いろんな議会がこういうペーパーレス化を進めるためのタブレット導入ということの心配事の中に、一番私が懸念したんは、職員がこの議会がペーパーレス化、タブレット化をすることで仕事に大きな負担がかかるというふうな懸念材料のご意見も頂戴したので、それは気の毒だなと。あんまり無理にこの議会の資料をペーパーレス化してくれという無理なお願いをしてもあかんというふうなことがさきの会議の中で議論としてあったので、それなら先にこういうペーパーレス化、市役所のほうで、庁舎のほうで事務方でペーパーレス化、情報のデータ化を進めていただいた後に、議会がそういうデータを利用したペーパーレス化の会議なり資料の運用をしたらええのかなと、こういうふうに思ったので、しっかりと先行してペーパーレス化、ペーパーレス会議かちょっと分らんけど、進めていただくようお願いしておきます。文句言うてんのと違いますので、よろしく申し上げます。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 私のほうからは、決算書52ページの2款1項13目地方創生臨時交付金事業費の市内消費活性化事業、報告書で言うたら19ページです。これについては、当初で多分5,000万円の予算をつけてると思うんですけども、これの効果ですね。検証ですね。955万3,255円という大幅に決算の歳出のほうが減ってるというところで、その事業の検証をお聞かせいただきたいのと、あと先ほどの梨本委員との関連にもなるんですけど、地方創生臨時交付金なので、やっぱり国からのやつを返すというのも、組み替えてというのも、僕もそれもよく分かります。ただ、この内容なんですけど、例えばこれもう一回報告書のほうで言うたら20ページ、販路拡大支援事業ですね。多分、フリーペーパーを製作して出されたと。これのいうたらどれぐらいの効果があったかというところ、それも教えていただきたいなというところがございます。

以上、2点申し上げます。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願ひいたしま

す。

ただいまの市内消費活性化事業のことでお答えさせていただきます。新しい生活様式に示されているキャッシュレス決済の利用や、消費環境を後押しすることによりまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域経済の支援、及び市内事業者がキャッシュレス決済に対応することで、自立的かつ持続的な経営につなげることを目的に実施をいたしました。

成果といたしましては、今回のキャンペーンで新たにキャッシュレスを導入された事業者が a u P A Y で 7 店舗、d 払いで 9 店舗増えましたことや、これまでキャッシュレスを利用されていなかった消費者にキャッシュレスを利用してもらえる機会となり、利用者総数につきましては、d 払いではキャンペーン前が 3,447 名から、キャンペーン中は 4,649 名、それから a u P A Y につきましては、キャンペーン前が 2,665 名から、キャンペーン中 4,359 名に増加いたしました。また、売上につきましても、d 払いではキャンペーン前より 196% 増、それから a u P A Y ではキャンペーン前より 384% 増となりました。しかし、周知の期間が少し短かったということもありまして、市内の事業者の登録数が想定より伸びなかったことと、利用者が想定より少なかったことにより、想定額より低い執行となりました。しかし、後日、最大 25% の還元が受けられることが消費につながり、売上総額は 4,725 万 4,792 円で、その分の経済効果をもたらしたと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

2 点目の販路拡大支援事業でございます。こちらの事業は、委員おっしゃいましたとおり、市内の飲食業者をはじめといたします様々な市内業者を広く募集を行いまして、この事業の趣旨に理解していただける業者ということで、店舗等に関する情報を掲載したフリーペーパーというのを製作いたしまして、市内の全世帯に配布いたしまして、市内外の施設等にも設置することにより、コロナ禍で消費が冷え込む中、市内の事業者での消費喚起と販路の拡大を支援するという事業で行いました。協力いただいた事業者というのは 134 店舗ございました。全体の印刷部数というのは 2 万 3,000 部印刷いたしまして、各世帯 1 万 4,330 部は各世帯に配布するとともに、県内の大型消費施設のほうにも約 10 か所ほど 6,500 部配布させていただいております。

これの効果というところでございますけれども、クーポン券というのもの中に付いておりまして、こちらは任意で事業者のほうで賛同いただけましたらクーポン券を付けていただいているということでしたし、冊子を持たずに来店されるお客様もおられるということで、数字での効果というのはなかなか出すことというのが難しいところではございますけれども、フリーペーパーの一番最後のところにアンケートというのを付けさせていただいております。あなたのお勧めの葛城市にあるお店を教えてくださいということで、これ委託業者が回収されているんですけども、そのアンケートの結果 199 投票、78 店舗について回答がありまして、その店舗については事業者のほうで後ほど取材に行っていたりとかし

ている中では、フリーペーパーを見て来られたという方も多くおられたという声を聞いていただいております。また、このフリーペーパーを配らせていただいている目的、もう一つ別の側面もあるかなというふうにも考えております。市内の飲食店ですとかサービス業、事業者の写真を付けて紹介をさせていただいたりもしております。各世帯にも配布させていただいておりますので、市民の皆様にとりましては、これまで知らなかった店舗などがあればたくさんの方の事業者の紹介の場になったのではないかなというふうにも考えておりますので、またクーポンを利用されてる方もおられますので、クーポンも付けさせていただいておりますのでお店に出向くきっかけとなっただけなのではないかなというところでは、販路拡大ということでの一定の効果はあったというふうに感じております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。キャッシュレス決済のほうなんですけど、やっぱり課長言うてくれはったように、期間が短かったというのと、ほんでやっぱり店舗ですよ。恐らくその店舗数が、例えば道の駅とかやったらそこで買われる方、ほんならキャッシュレス決済しようかとかいうのは分かるんですが、やっぱり店舗数がかなり少なかったん違うんかなと僕は思って、十何店舗、ほんで a u P A Y、ほか今やったら P a y P a y とかももちろんあるし、その限定というところもなかなか伸びひん原因やったんかなというのもあります。これが、ある一定成功なんかどうか分からないですけど、これがでも当初予算のときに5,000万円付けてはったからね。そやからのその辺のどういうふうな具合で考えてたというのを、やっぱり読めへんところもあったんかちょっと分からんですけど、やっぱりこれだけ地域の経済を回すんやというのが5,000万円やったんかなと思うので、そやからちょっとその辺の見解は教えてもらいたいなというのを、市長、答えられますか。

それと、販路拡大支援事業、これもやっぱりさっきの組替えで、フリーペーパーを作ってるやろうかなということはずごくよく分かるんですけど、ある店舗やったら入ってないところもあるんです。いうたら、ここ何で入ってないんやろうなとか。逆に、さっき僕全然気づかんかったんですけど、ある側面でその事業者の方、こういうサービス業でもこの写真付けるからこういう業者があるねんということ、その目的は知らんかったんであれやったんですけど、例えばうちの会社のほうも入ってたんですね。僕、ちょっと自分担当違うから知らんかったんですけど、ああ載ってるわと思ったぐらいなんです。一切それに対しての問合せはないですわね、そこからね。蓮花ちゃんのシール、めっちゃ余ってるんですよ。だから、その力入れていかはるところは多分飲食店やったん違うんかなと僕そのときは思うてたんですけど、さっき聞いたら側面は、そうやっていろんな事業者を知ってもらうということもあったということやったので、その辺で理解をさせていただきました。僕は、もうあそこは飲食店がやっぱりしんどい中やっていると重点的にするためのフリーペーパーなんかと勝手にそう思ったので、そういう側面もあるということで理解はしました。市長、ほんなら、そのキャッシュレスの。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。この事業自体を当初設計したときには、5,000万円で果たして足りるのだろうかという、ある種担当のほうに不安を抱いてたところがございます。それは県内でもほかの町がやっていたその状況を考えますと、予算をオーバーするような結果が出ておりましたので、これは市内の方だけではなく、市外からも全ての人を対象とした事業になりますので、非常にその数字が読みにくかったというのがあります。それともう一つは、葛城市の場合は大型店舗を削除したんですね。やはり小さなお店を対象とさせていただいたということも大きかったのかなと思っております。それともう一つは、ソフトバンクを外した。a uとドコモのキャッシュレスだけを使用したというのがあります。ソフトバンクのほうは若干その手数料がかかったということが、a uとドコモが無償でやれましたのでそちらのほうだけにしたという、その選定の仕方にあったのかな、それと期間の短さにあったのかなと。全体としては非常に予算オーバーをしたくないというような意思がどっかで働いたのかなということもあります。その辺の見込み違いといいますかが、最終的な予算額に対しての決算額の差として現れたと感じております。ただ、事業全体といたしましては、地方創生臨時交付金事業でございますので、使えなかった財源はほかの分野で有効に使わせていただいたというところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。まあまあ読みにくかったというのは確かにそうやと思います。でも、ある程度やっぱり多分この事業をやることによってその経済が回ったということはもう事実なんですよ。そやからそこをきっちり市長も言うてもらいたかったなと、これは事実ですね。そやから、これをやることによって、さっきの25%ぐらいの売上のアップもあったしということころは、やっぱりそれはあると思います。ただ、読み間違えてるし、そこら辺はオーバーしたらどないしようかなということころもあったということで、これはまた教訓にさせていただいて、しっかりとまたこれからの地域の活性化に向けてということころでまた予算を組んでいただきたいなと、これに教訓にさせていただいたらええかなと僕は思っております。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の西川委員との関連にもなりますけれども、質問させていただきます。

52ページの2款総務費の1項総務管理費、13目地方創生臨時交付金事業費ということで今やってるわけですがけれども、52ページの市内消費活性化事業ということは、先ほどから市長のご答弁もありましたからなんですけれども、私自身はこの予算の時点で反対しておりました。1つは高齢者の方々に非常に使いにくい、非常に限定されるということですね。それから市外の方にも、これは葛城市のお金が市外の方のポイントとして付けられると。市内の事業者の売上には貢献するということでもありますけれども、そういうことをもって、これは私としてはいかがなもんかなということで批判してきたところなんです、質問として伺いたいのは、この当初5,000万円予算を立ててました。1,000万円不足という結果になってます

から、その残り4,000万円ですね。これ、目の中で多分ほかへ振り替えられたと思うんですけども、どこへ振り替えられたのかということについて伺います。問題意識としては、私はこの地方創生臨時交付金というのは、コロナ対策、そのための経済生活支援、そしてコロナ後の事業を見据えた様々な取組、とりわけスマート自治体という方向、こういうところに主に使われてるわけですけども、問題はその比率なんですよ。どうも葛城市は、この市民に対する給付がちょっと弱いということを市民の方々かなりご意見いただきました。特に商工業者の方々に対する直接的な支援、これも少ないということがあったので、この5,000万円が給付ということに、あるいは経済対策に使われたんだったらまだいいんですけども、この5,000万円の、差額の4,000万円の行方はどこへ行ってるのか。これについてちょっとお伺いしたいと思います。

それから、2番目ですけども、この市内消費活性化事業の下に、予算のときにはウォーキングプロモーション事業ということで印刷費100万円が計上されておりました。ところがここには、決算には全くその事業が書かれておりませんので、多分その事業はなされなかったかなと思うんですけども、これ近場で観光ということですから、コロナのときに近場で観光していただくためのウォーキングプロモーションということもあったし、住民の健康ということもあってこういう事業だったんだろうと思いますけど、これはどうなったのかということについて伺います。

それから、54ページになります。事業で言いますと電子決裁システム導入事業と、これ繰越明許ということで昨年度から引き続きということですけども、現状、電子決裁ということが葛城市全体でどれだけ進捗してるのか、このことについて伺います。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。よろしくお願いたします。

市内消費生活事業の回答をします。高齢者等のスマホ操作に慣れていない方、もしくはこれを機会にキャッシュレス決済にチャレンジしようと思う方への支援といたしまして、消費者向けの説明会を1回開催いたしました。8名の方が参加していただきまして、出張スマホ教室としまして4回開催し……。

(発言する者あり)

杉本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問、当初5,000万円あった分が決算額で変わってる分がどこに振り替えられてんのかということなんですが、地方創生臨時交付金の計画上は当初5,000万円で、計画上で予算上も5,000万円なんですけども、年に計画変更も認められてますので、その中でこの事業とか特に指定してるのはなくて、全体の事業の中で振り分けた形で交付金を配分したということで対応してます。それで、交付金全て補助対象に充てるという形にさせていただきます。

谷原委員 地方創生臨時交付金事業の中ですか。

高垣企画部長 そうです。そのとおりです。

谷原委員 分かりました。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。

ウォーキングプロモーション事業ということでご質問いただいております。当初、コロナ禍で増えるウォーキング客に対しまして、自然豊かな葛城二上山麓の豊かな自然を満喫するコースを設定し、葛城市の魅力を伝えるマップづくりをするということで予算計上させていただいておりましたが、市長が提案されました（仮称）西の山の辺の道構想に香芝市、御所市、五條市も参画していただくことになりまして、広域で山麓の魅力を発信できる道を造り、そのマップを製作することになりました。そこで、その担当者会議にて協議を重ねましたところ、担当者が現地調査を行い、地元の魅力を調べた上で、長期運用に堪え得るルート策定を行い、その上、マップづくりをするという結論に至ったため、今年度の観光マップ製作は中止といたしました。

以上でございます。

杉本委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 総務部、安川です。

電子決裁システムの活用状況についてでございます。令和4年9月1日現在の電子決裁の決裁率につきましては、令和3年度につきましては文書管理システムに登録された全文書5万9,581件のうち4万5,247件、全体の75.94%が電子決裁で処理されており、今年度につきましては、9月1日現在で全文書の3万1,258件のうち2万5,417件、全体の81.31%が電子決裁で処理しております。また、システム導入からの電子決裁率の累計が77.74%と高い率を維持しており、行政起案の決裁や収受文書の供覧の4分の3が電子決裁で処理されている状況であることから、今後、年を追うたびに事務の効率化やペーパーレスによる省スペース等の効果が出てきているものと考えております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の市内消費活性化事業の件ですけれども、この件についてはこの事業全体にその4,000万円が使われているということなんですけれども、言ってみれば、給付事業としたら、この中には給食費ですね。給食費についての給付、それから先ほど来、出ています家庭でコロナ感染した方に対する生活用品の給付ということで、令和3年度の地方創生臨時交付金の、要は給付事業が近隣の市町村と比べて葛城市は大変少ないということで、非常に市民の方からいろいろと聞いております。例えば、事業者に対してもそうなんです。事業者に対しても、例えば市内の飲食店、非常に窮地に陥ったところに対するいろんな取組についても、先ほどありましたように、周知期間が短かったので地元のところではなかなかそういう店舗が広がらなかった。ポイント還元も一部見ましたけれど、これもなかなか進まなかったということがありまして、一方でこの同じページにあります接種したら1,000円の500円券掛ける2枚配ると、これについては利用率が92%を超えるということで、

やっぱり地域振興券のほうが実際には住民の方にも使いやすいし、近隣の市に聞いてみても、中小零細企業、特に飲食店なんかは非常に恩恵を受けたということを聞いてますので、私としてはこの市内消費活性化事業というのがやっぱり見込み違いになったなど。近隣市のと比べて、非常に葛城市のやり方に対しては、私は市民の方々から直接いろんなご意見も伺いましたので、今後こういうことはぜひまた頭に入れていただいて、コロナ対策まだまだ続くかと思っておりますので、よろしくご検討をお願いしたいと思っております。意見になります。

2つ目の電子決裁システムですけれど、かなり上がってきたということで、この点については評価したいと思いますけれども、ここら辺も議会と行政のコミュニケーションだと思うんですけども、葛城市は本当に住みやすいまちで、市民の方々にもかなり高い給付、いろんなところで他市にないことをやっております。したがって、コロナのときに臨時交付金を、他市と比べて例えば電子化が遅れているのであればそれに使いましょうという判断は私はあると思うんですね。給付を抑えてこれは電子化に使いたいという判断は私はあると思うんですけども、そこら辺の本心ですよ。今後、例えば地方創生臨時交付金がまた来ました。それに対してどういう割り振りでこれを使っていくかということについては、議会とよく議論していただいたら、我々も市民の声も言うこともできるだろうし、行政の今の現状課題も分かってしっかり予算が使えるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりましたウォーキングプロモーション事業です。これ、予算を決めてるわけですよ、議会で。実際、ルートもあったわけでしょう、二上山のということで。それを市長が、確かに令和4年度の予算のときに聞きました、西の山の辺の道の構想があるということ。私も賛成ですよ。しかし、ウォーキングコースというのは、幾つかの小さいコースがあつていいわけです。例えばいろんな地方へ行きましても、こういうルート、こういうルート、こういうルートということで観光を組むことがあるわけですから、そのこと自体は事業として決めたのであれば、ぜひこういうことを形にさせていただきたかったなど。途中で市長の一存でこれは変わってしまったというの、私が議会としてこれを決めて、二上山のウォーキングコースどうなのかなと期待もしてたところがありますので、これについてはちょっと遺憾の意を表明させていただいておきます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。結構、皆さん、ありますか、まだ。関連、ちょっと時間短縮に、もうだいぶサービスしてるので短縮で。一番短縮できやすそうな梨本委員、行きましようか。

梨本委員。

梨本委員 ほんなら、もう手短に。今、西川委員も谷原委員もおっしゃられてるこの市内消費活性化事業なんですけれども、当初5,000万円で1,000万円切るような額しか使えなかったということなんですけれども、本当に予算の使い方、ちょっと私、お金の使い方に細かいこと言いますけれども、もともとこれは新型コロナウイルス対策室の予算なんですよ、当初予算。途中から商工観光課に変わってるわけですよ。予算を当初で上げるときは、やっぱり担当課でこ

の予算をこんなふうに使ってこんなふうにするねんということを、気概を持って予算を上げてきてほしいんですよ。そうせんかったら、途中で課が変わって、こんな使い方、8割使えてないなんて言われて、議会でそんな説明されても、やっぱり我々としても戸惑うわけです。市長も説明されましたし、実際にこんな落ち込んでる地域経済の支援策、こんな一地方自治体でどこまで効果があるのかというところもありますので、その計画の立て方も含めてまたご検討いただいたらいいと思うんですけども、ここに関してはそれぞれ委員の思いがあると思いますけれども、私も本当にここはしっかりと考えていただきたいというところをお願いしておきます。

もう1個、それとまた、これは新型コロナウイルスワクチン接種促進事業のほうなんですよ。これ、3,614万5,289円使われてる。これ、事務費が891万8,789円使われてるわけですよ。ということは、4分の1は事務費なわけですよ。これが例えば経済活性化でそのことを使うことによって市内の業者を活性化させようということでも目的とされてるんやったら、そういう事務費を使う必要もあるんかというふうにも思うんですけども、これは接種促進じゃないですか。接種促進で何でこんな事務費いっぱい使うて、その経済の活性化と混同したような事業になるんかというところが僕には分からないんですよ。そこに関しては、例えばもう少し接種促進をするために1,000円配るんであれば、もっと別のやり方をやれば、事務費、余計なお金使わなくて済んだかもしれないというところは私の中に非常に残ってるので、その辺りの考え方の説明だけしていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

杉本委員長 短くはなかったですね。

溝尾副市長。

溝尾副市長 いろんな議員の方から、商品券にせえだとか、地域振興券にせえだとか、事務費に使うとか使えだとか、いろんなご意見あって、今回については地域振興券みたいな形ですね。1,000円配らせていただいて、そこについてはお金を、事前に買うだとか、ネットを使えない人でも使えるだとかいうのに考慮させていただいてやっています。ですので、それについては事務費はもうかかるものだと思っています。それを、例えばクオカードを配るだとか、ほかの自治体でもやっておりましたけど、1,000円を配るとかという方法なら事務費は減るのかもしれませんが、それこそ市外のものに使われるんじゃないかという意見もございます。ですので、今回については市内で使っていただくということでこの事業をやらせていただいたということでございますし、それについてご意見があると思いますし、ほかの方法をやったってそれについてはご意見があるかと思しますので、どれが一番正しいのかというのはないかと思えますけど、今回の事業についてはそのような形でやらせていただいたということでございます。

杉本委員長 梨本委員、今のでよかったですかと。

梨本委員 いや、よくないです。よくはないんです。だから言ってるように、経済安定化機能を発揮させるんやったらそれでいいんですけど。でも今回は、これは接種を促進じゃないですか。だから、接種を促進するのにどうお金を使った方がいいのかということを考えてやってくださってるんであれば私は理解できるんですけども、どうもそこがごっちゃごちゃに

なってる感じがするんですよ。市内で使ってもらうためにというところの目的やったら、この下の市内消費活性化事業とあまり変わらんわけですよ、やってることはね。だから、その辺をきちっと整理して、市内消費活性化事業は商工観光課、これは商工観光課ということで振られたわけでしょう。でも、こっちは新型コロナウイルス対策室でやってるわけじゃないですか。そしたら、やっぱり商工観光課というよりも、やはりそういった接種促進をどうすれば効率よくやっていただけるかというところに注力していただかんと、ここでまた事務費をたくさんかけてそういうふうなお金の使い方されるんやったら、この890万円あったらまたほかのこともできたん違うかなと私は思ってしまうので、その辺の考え方、ちょっと他市町村の事例を挙げたらまた申し訳ないですけども、他市町村はどちらかというところそういう使い方をされたように私は聞いてますので、その辺の比較としても今後の検討をしていただきたいということで、お願いいたします。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 項目としてここに入っておる理由というのは、当初、ワクチン接種するに当たりましては、足をどうするのかという議論がありました。それはタクシーで来ていただけるのか、特に高齢者の方というのは交通機関を利用するということが非常に大変ですので、その案として1つまず出てきたのが公共交通の無料の話、それともう一つはタクシーチケットはこの事業の対象にはなりませんので、それに代わるタクシー代として何か渡す方法はないのかというところで、いろんな議論をしながら作り出したものでございます。その中で、商品券といいますか、地元のお店で使っていただける、ある種、効果も複数の効果が認められるような手法を選んだというところでございます。ですので、あくまでこの1,000円をお配りするというのは、そういう来ていただくことに対する費用である。その費用をどのような形でお渡しすればいいのかというところでの検証した結果がこの事業になったわけで、ですので、この分類がワクチン接種の促進の事業費として上がってるということです。高齢者も含めまして、ワクチン接種に来ていただくということは非常に大変なことやったと思います。来ていただく、帰りのときにはそれとは別にタクシーを実は準備しておるわけなんですけども、来ていただくときのその費用弁償としての在り方と、複数の事業効果が出ないかという中でこの手法を選んだというところでございます。ですので、コロナのワクチン接種推進事業としての扱いになっておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 梨本委員。

梨本委員 もう市長からもご説明ありましたので、私もこれ以上言いませんけれども、実際にこれスタートした段階では間に合わなかったわけですよ。ですから、初めに打たれた方は、いつ来んねん、いつ来んねん、これというような意見もあったわけですよ。ですから、そういったことも含めて、やっぱり接種促進をするのであれば、目的に合ったような予算の使い方ということをしっかりともう一度、原課のほうで慎重に決めていただければもうそれで結構でございますので、しっかりと今後はそういったことも含めた検討をよろしくお願ひしたいということで、以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 先ほどのフリーペーパー、西川委員の発言のありました販路拡大のことなんですけども、昼間ちょっと食事とりに寄せてもうたんですが、そこにフリーペーパーに載ってるお店へ行ったんですけども、8月末日をもって閉店という形で、こんな水を差すようなことを言うて申し訳ないんですけども、確かに成果、効果はあると思うというような形でおっしゃっていただいたんですけども、店舗に登録していただく方は何か基準があったのかなという、何か一定の基準、みんながみんなここに載せていただけるわけではないので、何か基準があったのかなということ。

そしてもう一つは、54ページ一番下の三密防止対策事業ということで、これは成果報告書の21ページですか。18番、三密防止対策事業、スポットビジョンスクリーナー式の購入ということで、これスポットビジョンスクリーナーというたら目の異常を早期発見することができる屈折検査機器やと思うんですけども、これ教えてほしいんですけども、スポットビジョンスクリーナーがなぜ三密防止の対策につながるのかなという、ここがちょっとどういう見解が教えていただけますか。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

先ほどの販路拡大支援事業の中での事業者の選定の基準というところだったかと思えます。まず、仕様書のほうでは、市内の飲食店、理容店、美容店及び小売店とし、大手チェーンを除くということで条件は付けさせていただいている中で、その事業者につきましては市内のそういった今申し上げたような事業者をすべてリストアップといたしますか、センサスですとか商工会を通じまして、市役所のほうで400店舗ほどは一番最初契約する前にリストアップさせていただいております、それ以外にも業者のほうで、タウンページであったりとか現地による飛び込み訪問であったりとかという形、それとインターネットでの検索ということで、事業者についてはでき得る限りリストアップをさせていただいた中で、この事業の趣旨に賛同していただける方ということで、134店舗の方をフリーペーパーということで掲載させていただいたという流れになっております。

以上でございます。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしく願いいたします。

松林委員のご質問ですが、スポットビジョンスクリーナーは、おっしゃっていただきましたとおり、乳児の目の屈折異常を調べる機器でございます。通常は目の検査は健診前に自宅のほうでお母様方に行っていただいて健診に来ていただくということでしておりますが、家でどうしてもできなかった乳児につきまして、健診時に看護師が、ランドル管といって紙のような眼科で置けるCの形をしたものを持って手で動かしたりとかして検査のほうはさせていただいております。それが1人当たりの検査時間が5分前後、また乳児の機嫌の悪いときには5分以上の時間がかかっておりました。そのため、それでスポットビジョンスクリーナー

を用いることによって、乳児の目に5秒程度、焦点を当てると5秒から10秒程度で検査ができるということで、健診や教室など各事業を実施する際の三密防止、または滞在時間の短縮が大幅に実現することができております。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 スポットビジョンスクリーナのほうは検査対象者の両目を測定すると、今までは大分時間もかかり誤差もあったたんやけども、正確に僅かな時間で判定できるということで、早期治療につながるということで、これ実際何歳ぐらいの健診でされるのかということをお教えいただきたいということ。

そして、先ほどの販路拡大につきましては、400ぐらいの市内事業者に当たって、また飛び込みとかいろんなそういうような形で精査しているということで、全部が全部、134店舗かな、これが精査した上での店舗やということで理解しました。

先ほどのスポットビジョンスクリーナの件、ちょっと。

杉本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 葛城市健康増進課では、3歳半健診で行っております。対象者は360名ぐらいで、令和3年度につきましては、必要な乳児に対してのみ行いますので92名でございました。令和4年度からは全乳児につきまして行っております。

以上です。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 ちょっと言い忘れてましたけども、フリーペーパーのこの関係なんですけども、どっちみちそういうような形でしていただければ、私、今日思うたんですけども、こういう当然フリーペーパーも出していただいて、そしてまたある一定期間ホームページで宣伝していただけたということも僕は大事なと、このように思いました。

スポットビジョンスクリーナのほうですけども、本当に目の異常というのを、ここらを早期に発見できる優れた屈折機械だということで認識しております。今後、早期発見につなげていただきまして、早期治療につなげていただきまして、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員長、どうぞ。

奥本副委員長 3点お伺いいたします。

まず、51ページ、広域連携事業（地方創生）（商工観光課）、18節負担金補助及び交付金、広域相撲観光事業負担金です。当初予算150万円に対して執行50万円という形になっております。そもそもこれ、大和まほろば相撲連絡協議会ということで、香芝市、桜井市とともにやってらっしゃる事業なんですけども、まずこれ50万円というのは何に使われたかということをお伺いしたいと思います。

2点目、53ページ、中ほどの出退勤ICカード化事業（繰越明許費）（人事課）になってますけども、報告書で見ると、保育所、学童保育所、幼稚園、小学校、中学校等26か所の施

設に I C カード対応タイムレコーダーを設置するということですが、これ今後、市の行政の中にもこれが導入されていく、もしかしてもう導入されてるかもわかりませんが、その確認と、この26か所で720万円の予算がかかっているんですね。これはあくまでもイニシャルコストだと思うんですけども、ランニングコストというのはどれくらいかかるのか。導入しなかったときに比べて何が経費削減につながっているのか。やっぱりこんだけのお金をかけてるので、何がどれくらいの金額が削減につながりましたということをお示してください。

最後、3点目、54ページ、これも中ほど、PR映像配信事業で17節備品購入費、庁用備品購入費とありますけども、このPR映像というのはどんなことを作られたのか、どこに対してそれをアピールされてるのかということをお示してください。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしくお願いいたしますます。

広域連携事業の広域相撲観光事業負担金ということで、商工観光課では当初予算より50万円の計上させていただいております、50万円執行させていただきました。

内容としましては、相撲発祥の地であることを広く周知することを目的に、相撲にゆかりのある葛城市、香芝市、桜井市の3市で大和まほろば相撲連絡協議会を運営しております、各市からの各50万円の負担金で運用しております。

事業内容の主なものとしましてはデジタルスタンプラリー事業ということで、事業費29万5,070円でございます。相撲ゆかりの地や道の駅などの各サイトをヒントにキーワードをそろえてスタンプを集めると、3市提供の地酒プレゼントに応募できる大和まほろば相撲ゆかりの地おうちでスタンプラリーを実施し、相撲発祥の地の周知につなげました。全体の参加者が922名、それからプレゼント応募者が550名ということでございます。

それから、2つ目としまして、サイクリングルート掲載事業といたしまして、事業費94万2,245円を使っております。オリジナルの大和まほろば相撲サイクリングルートということで、各市を巡るコースと3市の総合コース、計4コースを作成しまして、サイクリングアプリに掲載することで近隣のサイクリストの呼び込みにつなげました。成果としましては、ツール・ド・ニッポンというアプリの相撲の聖地巡りをクリックされた方が1万42件ございまして、相撲の聖地を巡っていただいたと考えております。

以上です。

杉本委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

出退勤 I C カード化事業ですけども、全ての職員へ導入するのかというところですが、今回の出退勤 I C カード化事業は、普段パソコンを使用しない業務に従事している職員を対象といたしました。事務職員につきましてはほぼ1人1台パソコンが配備されており、出退勤管理は既にデジタル化されております。今後は I C カードの出退勤以外の利用方法、全ての施設へのタイムレコーダー設置費用等も勘案しながら、全ての職員への導入の可否も研究し

ていきたいと思っております。

それから、ランニングコストでございますけれども、I Cカードリーダー26台、I Cカードデータ書き込み機、データを集約するターミナルソフトの保守料といたしまして、年間42万円を想定しております。現在は瑕疵担保期間中でございますので、契約は今後やらせていただきたいと思っております。

それから、費用面のことでございますが、勤怠管理を行う職員のデータ入力作業、確認作業、毎月タイムカードを作成する業務がデジタル化により縮減されております。また、I Cカード使用により出退勤記録が効率化されました。また、共用パソコンの使用回数減少により接触機会の減少につながっておりますが、なかなかその費用がどれくらい削減されたかというのはちょっと算定できていない状態でございます。

以上でございます。

杉本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

P R映像配信事業ということでございます。こちらの活用でございますけれども、1つは市民から募集いたしました市民情報特派員が「かつらぎてれび」でいろいろな情報を配信するというところに、P R動画に対して使うということと、あと市で製作いたしましたP R動画で使用いたします撮影用のタブレットと映像配信用のパソコンというのを購入いたしております。まずこの「かつらぎてれび」でございますけれども、市民が主役の市民メディアということで、地域の人やものやまちなどを取り上げまして魅力を発信するというところと、市民に寄り添った市民目線での情報発信していただいているという番組でございます。配信の内容でございますけれども、いろいろな市内の公園での撮影、取材であったり、また市庁舎総合窓口ができたときにはその取材をしていただいたりですとか、あと市のイベントですね。また、市民が活動してくださっているいろんなプロジェクトを取材していただいております。ユーチューブで配信をしていただいております。大体、月1回から2回程度配信をしていただいております。配信の際には市のホームページやL I N Eのほうでお知らせをしております。

また、市で製作いたしましたP R動画でございますけれども、新採職員の募集のP R動画であったりですとか、歴史博物館の展示会のP Rであったりですとか、また、去年は奈良テレビのCM大賞の撮影などを市の職員が行ったりしております。職員向けの研修につきましては、それも動画で撮らせていただきまして、出席できなかった職員に対してもその動画配信というところで利用しているというところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。まず1点目の広域相撲観光事業負担金、内容をお伺いすると、デジタルスタンプラリー、それからサイクルルートの作成ということでした。ただこれは要するに、相撲の大和まほろば相撲連絡協議会の負担金ということですね。その事業はそちらのほうでやってらっしゃった事業ということで、葛城市独自でやってないということによる

しいんですよ。実はこの間、ほかの2市が何をやってるか私調べたんです、今年度。そしたら、香芝市は香芝の相撲の聖地を自転車で巡るというのを、これ実はホームページにアップされてます。さっきのサイクルルートのやつのタイアップ版やと思うんですけども、香芝市内のこのサイクルルート上にあるお店の紹介とか、いろんな文化財の紹介とか事細かく紹介されてます。桜井市は何されてるか。桜井市は、相撲関連の商品開発募集ということでされてるんですよ。いずれもそれぞれの市には大和まほろば相撲連絡協議会というページを独自に作って情報発信、なおかつ自分のところ独自の事業をやってらっしゃる。それに比べて葛城市、やっぱりせっかく相撲館まであるんやから、普段から相撲観光の主軸としてアピールしていきたいとおっしゃってるんやったら、ちょっとこれ押しが弱いんじゃないかと思うんです。その辺り、どう考えてらっしゃるんですかね。だから、協議会にその負担金と出すのはそれはそれでいいんですけども、やはりそこで葛城市独自で、やはりこの相撲は土俵もあって相撲が取れるとかそういうのをアピールすることがいっぱいあると思うんですよ。せっかく何でそれをやらないのか、それを教えてください。

2点目、出退勤ICカード事業、これは市内の庁舎職員に関してはパソコンのほうを使ってらっしゃるので、そこでデジタルの管理されてきているということなので、それは了解いたしました。ただ、私、最後言ったのは、データ入力作業が縮減されたということをおっしゃいましたけども、その縮減とこのシステムの投資金額が見合ってるのか。要するにこれを十分にペイできてるんか。今、この722万円インシャルコストで投資して、なおかつ年間42万円のランニングコストがかかってくるということですので、それ果たして大丈夫なんかなという気はします。そこだけもう一度詳しくお願いします。

それと最後、庁用備品購入費のところ、「かつらぎ・てれび」のそちらのほうの経費と市で独自にそういうプロモーション映像を作成するというので、これは了解いたしました。お願いしておきたいのは、今現状ユーチューブだけということですけども、それ以外のSNSでいろいろ発信できますよね。そういったところもまた考えていってもらって、せっかくお金かけて作るんやったら、いろんなところで葛城市というところをアピールできるようなところに持っていってもらったら、そんなにお金はかからへんことだと思うんです。そのコンテンツさえできれば。やっぱりせっかく作ったやつを有効活用できて、なおかつそれが観光なり、職員を新しく採用する応募増とか、そういうところに増やしていってもらったらと思いますので、その辺の予定があるのかどうか、最後教えてください。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

先ほどの件なんですけれども、その負担金だけを出しているものではございませんで、職員も3市そろって協議をして事業計画をつくって事業実施をしてというところで連携で進めさせていただいている事業でございます。いずれの事業につきましても、先ほど紹介いただきましたサイクルルートのことも、それから商品開発の件も、葛城市のほうでも期間限定の事業ということでホームページに掲載することもしておりましたが、サイクルルートのことはできてなかったんですけども、商品開発につきましてもホームページでも掲載しており

ましたけれども、閲覧者に混乱を来さないようにということで、事業終了後に閲覧できないように期間を定めて公開しておりました。ただ、おっしゃっていただいていますように、大和まほろば相撲連絡協議会そのものについてのページがございましたので、早急にページを作成させていただくように検討していきます。よろしく申し上げます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 大和まほろば相撲連絡協議会のほうは、多分、3市の共同のページやと思います。協議会でするので市独自で作るということは多分あり得ない話でございますので、3市の協議会で作るページやと思っております。

それと、相撲発祥の地ということでやってる事業としましては、相撲館としての事業を葛城市の場合は主にやっております。例えば、令和3年度ですと、これは東京オリンピックと関係するんですけども、東京オリンピックの聖火をある一定のときに来ていただいているというやり方もしておりますし、特別展等のそういうふうな企画もしております。ですので、大和まほろば相撲連絡協議会でやるというのは、あくまで3市が共同でやる事業でございますので、単独市でやる事業というのは、その単独市の予算の範囲内でやるべきものだという認識を持っております。コロナ禍から脱出できましたら、まさに今またインバウンドのほうが開業しております。また今月からかな、海外からのインバウンドの予約も入っておりますので、この2年半に受けたダメージをいち早く回復できるように頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

杉本委員長 植田課長。

植田人事課長 費用面のことでございますけれども、職員の業務が効率化されたというところでございまして、なかなかその金額的なものは出せませんが、まずタイムカードで管理してたときは、原課でその出退勤の入力から始まりまして、それぞれの今、会計年度任用職員の全てタイムカードを手入力いたしまして、そこからの賃金の支払いということになっておりますので、それに係る職員の時間外勤務等も削減できると思います。ちょっと金額的にはなかなか難しいと思いますが、業務時間の短縮とかその辺で効果が上がってくると思っております。

以上でございます。

杉本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

ユーチューブ以外でもというところでございます。葛城市の魅力をいろんな手法で発信していくということにつきましては、必要なことであるというふうに考えております。その中で手法につきましては、これからいろいろ研究させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。まず相撲の件ですけど、今最後、市長がご答弁されて、協

議会のホームページとおっしゃいましたけど、私、調べる限り見当たらないんですよ。検索サイトのほうにインデックスされてないのかもわかりませんが、どこを探しても見当たりません。ほんで、各市町村で香芝市と桜井市のほうは、ご覧になってないのかもわかりませんが、市のホームページの中にわざわざ大和まほろば相撲連絡協議会というページを設けて作ってらっしゃるんですよ。その辺、ちょっとご認識違うかと思いますので、1度ご確認いただきたいと思います、そこは。

あと、ICカードですね。民間の会社やったら、こういうシステムを導入するに当たって、どれくらいの、細かなコストの算定まで分からんでもいいんですよ。例えば今おっしゃっているように、会計年度任用職員が1人やったら1人が1日何時間かけてましたと、それが年間累積したらこれくらいの金額やから、それに比べたら今回このシステムを入れることによってある程度費用が削減できますと、大体そういう話になるんですけど、それがなかったんで聞いてるだけで、大体それ見越してらっしゃるということであればそれで結構です。細かな金額を出せと言ってるわけじゃありませんので。

あと、市の映像プロモーションをほかのSNSでやっていくのは検討されるということなので、ぜひともそれはいろいろいろんなところで葛城市というのをアピールできるようにお願いしておきたいと思います。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

どうぞ。松林委員。

松林委員 私、これ51ページの下から、備考は3つ目ですね。感染症拡大防止事業（学校教育課）ということで、これは成果報告書では18ページになるのかな。18ページ、感染症拡大防止事業、これ学校教育課で消耗品費の内訳、そして医薬材料費の内訳を教えてくださいということ。

そして、もう一つです。もう一つは、54ページの備考欄は下から2番目です。感染症予防対策事業199万円、成果報告書は21ページになります。ここでは避難所用テント購入、避難所用テント150張り、591万円です令和2年度は購入してはいますが、今回は199万円ですが、テント何張り分購入されたのかということをお教えください。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの感染症対策の消耗品費とそれから医薬材料費について説明させていただきます。

まず消耗品費なんですけれども、こちらは何かといいますと、主なものとしてはハンドソープ、あるいは消毒液、消毒用ペーパー、また飛沫ガードであったり、非接触体温計、フェイスシールドなども入っております。大体、大きな小学校、新庄小学校、磐城小学校におきましては年間約四十四、五万円、忍海小学校、新庄北小学校、當麻小学校におきましては約15万円ぐらい年間使っております。新庄中学校、白鳳中学校で45万円ぐらい、あと幼稚園につきましては大体15万円ぐらい年間使っております。

次、医薬材料費なんですけれども、こちらにつきましては、先ほどの消毒液というのは物

品用のドアノブ拭いたりする消毒液でして、こちらの医薬材料費で上げさせていただいている消毒液は手指の消毒液、こちらがほとんどになっております。その他、歯科検診用で、使い捨てのプラミラー、鏡ですね。あれ使い捨てになっておりまして、そちらも購入させていただいております。

以上です。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。よろしく申し上げます。ただいまの委員のご質問についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、避難所における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのテント購入でございましたが、購入した数につきましては50張りでございます。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 これ、たしか令和2年度消耗品費は56万円でしたが、令和3年度は303万円のほうに上がってます。そして、医薬材料費についても令和2年度は40万円が、今回75万円ほどになってます。この上がった、その理由ですね。テントにつきましては、具体的にテントを想像すれば分かるっちゃあ分かるんですけども、どのような使い方をされるのか。そしてまた、実際問題、テント購入は総額で総体的に何張り購入される予定なのか、そこを教えてください。

杉本委員長 どういうことですか。

松林委員 令和2年度は150張り、今回50張りということで、最終的に何張り購入される予定なのかということをお教えてください。

杉本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 令和2年度につきましては10月から消耗品の購入をスタートしておりまして、その分少なく出てる、あるいは令和3年度につきましては若干品目を増やしたりということもありまして、令和2年度に比べて令和3年度は多くなっているということでございます。

以上です。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 生活安全課、津本でございます。

こちらのテントでございますが、こちらについてはワンタッチ式のパーティションという形になっておりまして、上に専用のルーフを付ける形となっております。これについては、各そのテントごとでもうそこで密閉型ということになっておりますので、その分で隔離できるということになっております。

あと、それと今後の購入ということですけども、令和3年度では50張り購入させていただいております。

杉本委員長 将来的にということですね。

松林委員 令和2年度が150張りでしょう、ほんで令和3年度は50張りということですね。最終的に200張りぐらいの予定をされておられるのかということです。分かりまへんか、分からなかったらもうあれですけど。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 学校教育課の消耗品費、医薬材料費、コロナ感染に対応していただいたということで了解いたしました。

テントにつきましては令和3年度50張りということで、令和2年度と合わせて200張りということで、パーティションタイプやということで、隔離するというそういう意味合いと。了解です。

杉本委員長 津本課長。

津本生活安全課長 津本でございます。今の分のご質問についてお答えさせていただきます。

今現在、令和2年度150張り、令和3年度で50張りということで、合計200張りということでございます。こちらについては災害が起きたときに避難所で使用させていただく形になりますので、その場に使用したときにはその分をまた補っていくということとなっております。

以上でございます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 どうも聞いてますと、全部で200張りの計算をしておるところでございます。この辺の購入に当たった経緯といたしますが、災害が重なったとき、コロナ禍でほかの災害と重なったときを想定したものでございました。これからコロナのこの感染状況がどうなるかということにもよりますけども、ある種このテントというのは、このコロナ禍が終わった後でも有効に利用できるものやと判断しております。当然、避難所等ではプライバシーの問題がございますので、例えば家族でそのテントに入らせていただくようなことも考えられます。ですので、当面の間は今の200張りでは思っておるんですけども、更に感染状況がもし悪化というようなことがあればまた増えることもあるかもわかりませんが、現状では今の200張りという思いでございます。それと、将来的にはそのような使い方をという考え方で購入させていただいております。

杉本委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

柴田委員。

柴田委員 51ページの感染症拡大防止事業の商工観光課の分なんですけれども、成果報告書では市民の方への蔓延防止のために市内の飲食店や事業者へアクリルパネルを配布したということなんですけど、これの数を教えていただきたいのと、対象の事業者の件数ですね。それを教えていただいてもいいでしょうか。

あと、医薬材料費というのは何なのかという。

杉本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。よろしく願いいたします。

配布方法といたしましては、市内の飲食店130店舗に対しましてアクリルパネルの配布の案内を令和3年4月14日にお送りしまして、その中で希望があった99店舗の飲食店に対しましてパネルの大きさを大中小用意しておりましたので、その希望の大きさと枚数をお申込みいただき、令和3年4月19日より順次、商工観光プロモーション課まで取りに来ていただい

てお渡しした次第でございます。枚数につきましては、大が169枚、それから中が140枚、それから小が173枚、合計482枚配布させていただきました。

医薬材料費につきましては、アルコールを5本を購入させていただきました4万1,580円を執行させていただきました。

以上です。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。ということは、案内を送って必要な人はそれに何か返答があって取りに来ていただいたということなんですけど、それは期間限定というか、何日までに来てくださいねというのがあったのかどうかというのを。私はこっちのアルコールのほうの、私も企業というかしてまして、あったんですけど、取りに行けなかったんですね。そしたらもう期限が切れてしまってもう行けない状態だったんですけど、そういう方がいらっしゃるのかどうかと、期限が切れても対応していただいていたのかなというのをちょっと聞きたいです。

杉本委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

まず、ただいまご質問のあったアクリルパネルにつきましては、申込み期間が令和3年4月16日から5月14日までの間に申込みをいただきまして、配布期間といたしましては令和3年4月26日から5月25日までの間に配布をさせていただきました。

それから、消毒液につきましては、商工会に協力をいただきまして、商工会のほうでアルコール液の配布のほうはお願いしております。その配布の期間は令和3年6月7日から令和3年6月30日までの間をお願いしておりました。

以上でございます。

杉本委員長 柴田委員。

柴田委員 そうですね。商売していると、なかなかその期間内にいろんなことを対応できない場合もありますので、その期間が1つ限られたら、また再度何かやっていっていただけるような対応をしていただけたらなど。今後もコロナは続くと思いますので、そういう対応をよろしく願いしたいと思います。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。次は3款民生費及び4款衛生費の審査を行いますので、入替えをお願いいたします。なお、午後5時から会議を再開いたします。

休 憩 午後4時47分

再 開 午後5時00分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3款民生費及び4款衛生費の説明を求めます。

吉井会計管理者。

吉井会計管理者 会計管理者の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3款及び4款のご説明をさせていただきます。決算書の64ページをご覧くださいと思います。3款民生費でございます。全体といたしまして70億6,792万1,282円の支出でございます。また、1億6,341万6,385円を繰越いたしました。

1項1目社会福祉総務費では7億662万8,158円の支出でございます。主な事業といたしましては、65ページでございます後期高齢者医療事業といたしまして3億6,916万2,000円の支出でございます。

67ページをお願いいたします。2目国民健康保険医療助成費におきましては、国民健康保険医療助成費繰出金といたしまして2億1,285万333円の支出でございます。

3目後期高齢者医療保険医療助成費におきましては、後期高齢者医療保険医療助成費繰出金といたしまして9,475万5,689円の支出でございます。

4目障害者福祉費では、12億3,049万9,275円の支出でございます。主な事業といたしましては、68ページにあります自立支援給付事業といたしまして8億138万6,663円の支出でございます。

次に、70ページをお願いいたします。5目老人福祉費におきましては、5億4,033万4,620円の支出でございます。主な事業といたしましては、71ページでございます敬老事業で8,472万3,429円の支出でございます。

次に72ページをお願いいたします。6目介護保険料助成費におきましては、介護保険料助成費繰出金といたしまして4,360万4,160円の支出でございます。

7目いきいきセンター管理運営費におきましては、3,132万3,525円の支出でございます。主な事業といたしましては、73ページでございます、いきがい対策事業といたしまして1,661万1,103円の支出でございます。

8目福祉推進費におきましては、1億524万8,495円の支出でございます。主な事業といたしましては、福祉総合ステーション管理運営事業で8,032万7,437円の支出でございます。

74ページをお願いいたします。9目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費におきましては、2億7,485万3,773円の支出でございます。

2項1目児童福祉総務費におきましては、4億2,699万3,970円の支出でございます。主な事業といたしましては、76ページ、児童扶養手当事業で1億5,571万3,290円の支出でございます。

次に、77ページをお願いいたします。2目児童措置費におきましては、13億6,324万1,743円の支出でございます。主な事業といたしましては、児童手当事業で6億6,990万7,667円の支出でございます。

3目保育所費におきましては、4億621万2,405円の支出でございます。主な事業といたしましては、78ページの市立保育所運営事業で1億7,182万9,808円の支出でございます。

次に、79ページをお願いいたします。4目児童館費におきましては、3億2,813万894円の支出でございます。主な事業といたしましては、児童館・学童保育所運営事業で6,635万5,462円の支出でございます。

81ページをお願いいたします。5目ひとり親家庭等福祉費におきましては、2,549万7,076

円の支出でございます。

6目地域子育て支援センター事業費では、1,290万7,280円の支出でございます。

82ページをお願いいたします。7目子ども・若者サポートセンター事業費におきましては、1億1,568万4,275円の支出でございます。主な事業といたしましては、84ページにございませぬ、子ども若者育成支援事業で6,194万6,993円の支出でございます。

8目子育て世帯生活支援特別給付金事業費では、人件費と子育て世帯生活支援特別給付金事業を合わせまして5,772万4,274円の支出でございます。

次に、9目子育て世帯臨時特別給付金事業費では6億8,422万2,088円の支出、10目のひとり親世帯臨時特別給付金事業費では1,534万8,000円の支出でございます。

86ページをお願いいたします。3項1目国民年金事務取扱費におきましては、1,229万9,600円の支出でございます。

4項1目生活保護総務費におきましては、人件費と事業費を合わせまして3,205万3,283円の支出でございます。

次のページになりまして、2目扶助費におきましては、生活保護費支給事業といたしまして3億4,750万8,366円の支出でございます。

5項1目災害救助金につきましての支出はございませんでした。

次に、88ページをお願いいたします。続きまして、4款衛生費でございます。全体といたしまして、13億8,748万9,139円の支出でございます。

1項1目保健衛生総務費では、3,352万8,811円の支出でございます。

2目予防費におきましては、3億73万3,504円の支出でございます。主な事業といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの接種事業で1億6,407万2円の支出でございます。

91ページをお願いいたします。3目生活衛生費におきましては、犬の登録及び狂犬病予防注射事業といたしまして47万4,688円の支出でございます。

4目健康づくり推進事業費では、3,173万464円の支出でございます。

92ページをお願いいたします。5目母子保健事業費では4,114万362円の支出、6目保健施設費では1億3,811万3,275円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、新庄健康福祉センター管理事業で1,546万6,669円の支出でございます。

94ページをお願いいたします。7目環境衛生費におきましては、4,868万9,714円の支出でございます。

96ページをお願いいたします。8目火葬場費におきましては、火葬場管理事業といたしまして3,393万3,686円の支出でございます。

2項1目清掃総務費におきましては、2,910万1,863円の支出でございます。主な事業といたしましては、下のページに移っていただきまして、清掃総務管理事業といたしまして272万4,356円の支出でございます。

2目塵芥処理費におきましては、6億5,774万7,162円の支出でございます。主な事業といたしまして、98ページにございませぬ可燃ごみ処理事業で3億7,140万990円の支出でございます。

す。

下のページに移っていただきまして、3目し尿処理費におきましては、6,997万4,663円の支出でございます。主な事業といたしましては、葛城地区清掃事務組合負担金で5,290万7,034円の支出でございます。

100ページをお願いいたします。4目地域循環型社会形成推進事業費では、リサイクルプラザ運営事業、管理事業合わせまして232万947円の支出でございます。

以上で、3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いましたが、まず3款民生費に関する質疑に入ります。質疑はありますか。

谷原委員。

谷原委員 じゃあ、質問いたします。ページ数でいくと65ページになるのかなと思うんですけども、実は予算で上がったものがちょっと見当たらないので、このことについて伺います。3款民生費、1項社会福祉費の1目社会福祉総務費なんですけれども、予算書の中には、その12節に委託料として社会福祉法人に対する監査業務についての予算が上がってたと思うんです。予算のときに聞きましたら、市内事業者の社会福祉法人に対して外部監査を入れるということで、そのための予算が計上されてたと思うんですけども、それがこの決算では見当たらないので、これについてどうなのかということについて伺います。

それから2番目ですけども、74ページになります。3款民生費、1項社会福祉費の8目福祉推進費で福祉総合ステーション管理運営事業ということですけども、予算のときにもこの社会福祉協議会に対する交付金と及びその指定管理料、ゆうあいセンターに対する指定管理料についてもいろいろと意見を述べさせていただいたんですが、今回この13節使用料及び賃借料の中に券売機賃借料とか電話交換機設備賃借料というのが入ってるんです。これはゆうあいセンターの中のことだろうと思うんですけども、なぜこれが賃借料と入っているのか、指定管理料を支払っているのであれば、その指定管理業者が支払うものではないのかというふうな気もしますし、電話交換機設備賃借料というのは、これもちょっとよく分からないので、このことについて説明をお願いします。

ちょっとページが戻りますけど、68ページになります。3款民生費、1項社会福祉費の4目障害者福祉費であります。その68ページの、事業費で言いますと地域生活支援事業の中で、12節委託料とあります。ここに地域活動支援センター委託料、あるいは相談支援事業委託料とありますし、18節には地域活動支援センター負担金というふうなことがありまして、これら合わせると大体4,000万円となるので、このセンターというところ、あるいは相談事業所だろうと思うんですが、これは幾つそういう対象のセンターがあるのか、このことについて伺います。3点です。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

3つとも社会福祉課の質問であったかと思えます。

まず1点目の社会福祉法人監査業務委託料についてでございます。こちらについては、決算のほうに上がってないということで令和3年度は実施しておりません。この理由につきましては、監査業務につきましては基本的に奈良県のほうと一緒に監査業務を行うというようなどころになっておりまして、その監査がコロナによって令和3年度については全て延期というよう形になっておりました。それに伴いまして、市のほうも一緒に行かせていただくというようなどころの中では延期させていただいたほうがいいのかというところの中で、令和3年度については実施のほうができなかったというところで、決算には上がっていないというところでございます。

2点目でございます。ゆうあいステーションの券売機及び電話交換機設備賃貸料についてなんですけども、これも当初の指定管理の委託料の取決めの中で決まっていた内容でして、これについては市のほうで負担するというような取決めというところで決めさせていただいているところでございます。

続きまして、3点目の障害者福祉費の地域生活支援事業の相談支援事業委託料と地域活動支援センター委託料というところでございます。地域活動支援センター委託料というのは、向聖台會當麻病院のほうのまんだらトポスという施設で委託させていただいております。障がいをお持ちの方が社会活動であるとかレクリエーション的な形で集える場所の設営というところで、長い期間そちらで委託して行っている事業でございます。

あともう一つ、相談支援事業なんですけども、これは市内、市外合わせて6か所委託のほうを行っております。まず1つは、このまんだらトポスというところはその地域活動支援センターと相談支援を兼ねて両方やっております。あと、葛城市の社会福祉協議会、それと市内で葛城育成会というのがございます。そこが市内3つの事業所で委託しております。あと市外のほうで、大和高田市にあるんですけども、なつつという事業所、あと香芝市のどんぐりという事業所、あと香芝市にあるShakeという事業所のほう、この6つを委託相談事業所として委託させていただいております。それぞれ身体障がい者、知的障がい者の方、精神障がい者の方、それぞれがその事業所に行って相談していただくような形で、6つの委託先を整備しておるところでございます。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず最初に、社会福祉法人の監査については、予算のときに質問しましたら、令和2年度は4法人が延期、それで7つ予定と。ということは、令和3年度その7つについては更に延期ということになったと。これはコロナということだということでした。法人監査、会計監査両方やるということなので、必要な監査だろうと思いますが、時期が時期だということでそういうことになったということは了解いたしました。

それから、ちょっと順序は逆になりますけど、地域活動支援センター委託料についても分かりました。ありがとうございます。

もう一つの券売機と電話交換機の設備賃借料ですけれども、指定管理の取決めるときにそういうふうになったということで、どういう経過があったか分かりませんが、ちょっと

と私は不自然だなという感じを受けます。特に、電話交換機、これ100万円程度のあれになってますけど、交換手がいるのか自動なのか分かりませんが、新庄庁舎でも交換手がついて大体年間500万円程度です。これ、ゆうあいセンター100万円かかっているわけで、何で要るのかなど。それぞれ、例えば社会福祉センターが入っている事務所、それから障がい者の作業所とか、幾つか事務所はあるけれど、直にそれぞれの団体が電話を引けば交換するようなことないんですよ、建物の中で直通で行けばね。何でこんなのが入っているのか、これ歴史的経過も含めて、これは指定管理料を公開のときにどういうことなのかということも、毎年100万円ほど賃貸料が発生してますので、これについては意見だけ申し上げておきます。

以上です。

杉本委員長 よろしいですか。

谷原委員 いいです。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

増田委員。

増田委員 まず67ページですね。国民健康保険特別会計繰出金、ここで聞いてええんかな。後期高齢者医療保険特別会計繰出金、ここの報告書の中でも若干ご説明いただけてますけども、この算出根拠といいますか金額、こういう金額になっている理由を教えてください。

それから70ページ、これは障害者福祉費の中の扶助費、身体障害者紙おむつの給付費、これこちらの報告書を見てますと1名となっているんですよ。障がい者の方でお家で生活されている方の人数に対して1名、その数私も分からんのやけども、それなりの人数の方おられると思うんですけども、1名というのはちょっと違和感あるので、その辺の理由等も教えていただきたい。

杉本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願いたします。

国民健康保険医療助成費繰出金についてご説明いたします。

これは、国民健康保険の基盤安定に係る繰出金でございます。これにつきましては保険税軽減分と保険者支援分の2つがございます。軽減分につきましては保険税の低所得者と法定軽減分、7割、5割、2割の軽減分について一般会計から繰り出すものでございます。その費用については、県費4分の3がございます。もう一つの保険者支援分ですけれども、これは軽減対象となる世帯の被保険者数を基に算定されるもので、これも一般会計から国民健康保険特別会計のほうに繰り出しをするものでございます。これは国が2分の1、県が4分の1の負担がございます。

続いて、後期高齢者医療保険医療助成費繰出金でございます。これは、後期高齢者医療の基盤安定事業に係る繰出金でございます。こちら後期高齢者医療保険料の軽減分における歳入の不足を一般会計から補うものでございます。こちらについては、県が4分の3負担がございます。

以上でございます。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

先ほどの質問でございます。紙おむつが1件というところの違和感というところのご質問だったかと思えます。この紙おむつ事業につきましては、いろんな制度で紙おむつを支給させていただく制度がございます。障がいのほうにつきましては日常生活用具給付というところの中でおむつのほうをまず前提として支給させていただくと。その上で65歳以上の方については地域包括支援課にありますおむつのほうを優先させていただくと、その制度に至らなかったといえますか、そこの対象にならない方で市の単独でさせていただいている紙おむつの給付事業に係る方が現在1名になってるというようなところで、紙おむつ全体としましてはもう少し人数はいてるんですけども、この事業で使ってるおむつの方は1名というようになってございます。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。軽減措置を講じる必要のある方に対する不足分については、こういう一般会計から補てんせなあかんという決まりの下に実施をされてるという解釈ですね、この両方ともね。

それから、65歳以下の方の障がい者はここでやってるけども、それ以上の方は別のところで紙おむつ支援はやってるので、要するにそういう65歳以下の人は1人しかおらんかったと、こういうふうに解釈をしました。それにしても、もうちょっと分母的にそのぐらいしかいやはらへんのかな、もっといはって、要するにお届けてしてほしい方が知らなかったということが一番私気になるので、そんなことはないというふうに説明いただいたら安心するんですけども。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

説明のほうは足りてませんで、申し訳ございません。まず、障がいのほうでは日常生活用具給付等事業というところの中でおむつを給付させていただいている事業がございます。まずそこにその今の対象の方が当てはまるか当てはまらないかというところで見させていただいたら、ほとんどの方は必要な方はそちらで見ることができるんですけども、その中でちょっと条件に合わない方についてこの下の紙おむつ事業でさせていただいているということなので、特に漏れ落ちるといふようなところはあんまりないかなというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。同じようなもんが2つあって、こっちに当てはまらんかったらこっちが使えるねんと、よく似たもんがあっちにもこっちにもあると。私、どういう意味で言うてるか分かりますか。嫌味で言うてるんですよ、これ。同じようなもんがあっちにもこっちにもあると。もう固めたらと、逆にね、と思うんです。また、65歳以上の人には65歳のところで日常生活支援というのがあるということなので、非常にもうそれはこういう支援の充実を図っ

ていただいているのは結構なんですけども、ちょっとあっちにもこっちにもややこしいなというふうに感じました。もう感想だけです。

杉本委員長 それ、そんなに似てるもんなんですか。僕あんまり詳しくないから分かんないですけど、そんな一緒のもんが、今の聞いている話やったら、同じもんが2つあるみたいなイメージなんですけど、そんな似てるもんなんですか。

山岡社会福祉課長 まず、その日常生活用具給付等事業というのが国の補助金の付く制度でございますので、そちらをまず見させていただいて、そこでほとんどいけるんですけども、そこにかからない方の、どちらかという救済という言い方があれなのかもわからないですけども、もうちょっと緩めた中で、市の単独で見れるような制度を市独自で持ってるというのが、今のこのおむつの支給事業というような形になりますので、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

杉本委員長 じゃあ、こうある中で、溢れてるところを拾ってる制度ということですよ。

山岡社会福祉課長 そうですね。

杉本委員長 ここを一緒にせえというのがイメージなんですけど、それはできないということなんですよね。もうこれをなくしたら……。

(「制度に基づいて」という声あり)

山岡社会福祉課長 給付させていただいている事業でありますので、同じ紙おむつなんですけども、支給の大本がちよっと違うというようなところになります。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

奥本副委員長。

奥本副委員長 3点お願いします。

まずは、66ページ、生活困窮者自立支援事業の19節扶助費、住居確保給付事業給付金なんですけども、これ予算のときに令和2年4月に要件が緩和されたので増額が見込まれるということでこの予算付けになったかと思うんですけども、実際3割しか使われてないんですよね。この原因というのは何なのかというのを教えてください。

2点目、70ページ、老人福祉費の老人福祉事業、11節役務費の徘徊高齢者等賠償責任保険料、これも昨年の予算のときにひとつ、真新しいというか、目玉事業ということで紹介させていただいてまして、50名程度を想定してるということだったんですけども、低調に終わってるということの、この辺、利用が伸びなかったのはなぜかということをお聞きします。

次、3点目、76ページ、母子生活支援施設措置事業(子育て福祉課)、19節扶助費、母子生活支援施設措置費、これが予算に対して100万円ぐらい増えてるんですけども、これが世帯数として私は予想が少なかったと思うんですけども、この増えた理由を教えてください。

以上、3点お願いします。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願ひいたします。

住居確保給付事業給付金の金額が予算と比べて3割程度になっているところのご質問だったかと思ひます。この住居確保給付金というのは、住居を喪失、または喪失するおそ

れのある生活困窮者の方に対しまして、就職に向けた活動をする等の条件で一定の家賃を支給するというような事業でございます。この事業につきまして、当初は離職、廃業から2年以内の方が対象だったんですけども、令和2年の4月にコロナ感染症に配慮したような形で、休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況になった者も対象となるというところで、令和2年度の時点で補正させていただいて、また令和3年度についても相当の金額を見させていたんですけども、その原因というところでは、我々も見てたんですけども、やはりその制度が変わった段階で、一旦その対象の方が皆さんはけたという言い方はあれなんですけども、そこで一旦はそういう方がほとんど対象になられたのかなと。コロナは続いているんですけども、その辺の中で若干人数的には増えてるところはございますが、一旦落ち着いてきたのかなというようにところの思いでございます。また、相談には結構来られてるんですけども、やはりこれも所得の要件等ございまして、ちょっと聞かせていただいたら、ちょっと対象にはならないですねというようなご相談は結構受けさせていただいているところがございます。ただ、そこで申請に至ったのが結局この13件あるんですけども、それだけになってしまったというようにところがございます。

以上でございます。

杉本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願いたします。

副委員長お尋ねの徘徊高齢者等賠償責任保険料だったと思うんですけども、こちらにつきましては、ご承知のとおり令和3年度から事業が始まっております。開始当初ということもありまして啓発不足もあったかと思うんですけども、令和3年度の開始当初は20名参加いただきまして、令和3年度末には24名、微増ですが増えております。こちらのほうは広報等でも周知はしておりますが、ケアマネジャー、あるいは民生委員にお伝えしまして、今後啓発に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

杉本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課の新澤です。

ただいまご質問のありました母子生活支援施設措置事業についての金額についての説明をさせていただきます。

この事業につきましては、配偶者のいない、またはDV被害により配偶者から逃げている女性及びその子どもを一時的に母子生活支援施設に移送させ、安全の確保とその後の自立を促す事業でございます。その事業につきまして、予算の時点では2件の措置のほうをしております。その件数が、年度末、年度内におきまして1件増えましたので、その方の措置費を補正させてもらいまして、増額して執行しております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 ありがとうございます。まず1点目の住居確保給付事業給付金でしたね。これが安心したのは、この周知方法に問題があってこの3割で終わったのかというふうに懸念してたん

ですけど、そうじゃなかった、一応周知していただいた上で、申請を受け付けたけども要件に満たしてなかった方がいるということで安心いたしました。やはりこういう形で市の経済状況激変緩和の対応で緩めたにもかかわらず、やっぱり苦しいという方もいらっしゃるかも、できるだけその辺の方が制度を利用できるようにまた周知はお願いしたいと思います。

それから、その次の徘徊高齢者等賠償責任保険料で、令和3年20名、24名ということで、想定50名ということで、対象者は何かを利用してらっしゃる方でしたよね。SOSネットワークに加入されて、だからもう対象者は分かっているので、周知の方法はこれもう簡単だと思うんですよ。だからもう一回、本当にこれが必要かどうかというのはちょっと聞いていただいて、今、周知不足かもしれないとおっしゃってたので、その辺りはもうこの対象者が分かっている状況なんで簡単にできると思いますから、もう一度聞いてあげてほしいと思います。

それから、母子生活支援施設措置費、1件増えたということで、今、近年、DVに関する問題が非常に上がってて、なかなかどこに相談していいかと分からない状況で、相談すると相手に分かるんじゃないかということをおこして相談できない方もいらっしゃいます。この事業もできるだけ、もしかしたらほかにも潜在的にいらっしゃるか分からないので、うまく広報をしながら分からないように対応してあげたらと思います。だからもっと予算あってもいいかなと私は思うんですけども、それはまた次の話で、ありがとうございました。

杉本委員長 ほかに質疑ありませんか。

西川委員。

西川委員 お疲れさまです。ちょっと時間も結構迫ってますので、端的にお話しします。

報告書のほうでお話しさせてもらおうと、29ページ、障害児通所支援というところなんですけども、これ決算書のほうで言うたら69ページの扶助費に当たると思うんですけど、障害児通所給付事業の扶助費、これ今現在、利用者数とかいろいろ書いてくれてあるんですけど、この施設数というのは葛城市にどれぐらいあるか、それをまず教えてほしい。

それと、決算書の76ページの認定こども園整備事業ということで、これ幼稚園が入園数が少ないから補正で上がってきたというやつなんですけど、これ今現在、幼稚園型でやってきたあると思うんですけど、今あんだけ急いでやったのに、ちゃんと今現在、教室数にちゃんと100%というか、それぐらいの人が入ってんのか、想定どおり入ってんのか、それをお聞かせ願いたいです。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

障害児通所給付事業に係る市内の事業所の数でございます。この報告書に書いてます事業名ごとに各個数言わせてもらいます。児童発達支援につきましては市内で3事業所、医療型児童発達支援というのはこちらは市内にはございません。あと、放課後等デイサービスにつきましては、市内に7つの事業所がございます。あと、保育所等訪問支援につきましては、1つの事業所がございます。

以上でございます。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

76ページの認定こども園の整備事業につきましては、昨年度に委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費をもちまして、言っていただいたように認定こども園の整備をいたしました。

中身の運営のことでよかったかと思うんですけれども、現在、園児数のほうは、1号が98名と2号が21名というところで運営しております。2号といいますのは、今まだ現在、3歳、4歳、5歳児の受入れだけを行っております、幼稚園の1号も含めまして順調に運んでいるものと思っております。お願いします。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。まず、認定こども園のほうなんですけど、順調に、あんだけ急いでやって、ほんで今、一応その人数は満たしてちゃんと運営できていってるというところで、それについては安心したんですけど、やっぱりその予算の組み方ですよね。これやっぱりもっとちゃんと見通した上できっちりやっていかんと、これ市長にもう一般質問のときに1回言うたと思いますけど、やっぱり足らんから幼稚園児が埋まらんかったから認定こども園にするわ、ほんで補正で出してくるわ、これはちょっとやっぱり見通しが、これからの子どもたちの、いうたら保護者の方々のライフワークとか考えた上での施策を取ってもらわなあかんの違うかなというところは言うときたいと思います。

それと、この障害児通所支援の件なんですけども、児童発達支援は市内に3事業所、ほんで、放課後デイサービスは7つというところなんですけど、これ第2期の障がい児の計画ありますよね。その中で、要は葛城市にこんだけ要るよというところの、あと施設がどんだけ要るかというところについてお聞かせ願いたいのと、あと医療型児童発達支援というのは、これ多分、医療ケア児の話なんですかね。やっぱりそれが1つもないというところについては、今、第2期にそのことがうたわれてるかどうか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。先ほどの西川委員の質問でございます。

障がい児福祉計画の中で、その事業数というようなところは示させていただいておるんですけども、なかなかこちらの指定につきましては県のほうで指定しておるところでして、市としてはこれぐらいあればというような思いの部分はあるんですけども、なかなかその辺がもう事業所が開設されましたら、特に我々としても事業所がもう開設されたんだなど。その利用というところではかかわりがあるんですけども、開設に当たって特に市のほうが何か数とかいうところで何かお話するというようなところは今のところ特にないような形で、あくまでも計画は希望というようなところの意味合いが強いのかなというようなところで考えております。

あと、医療型児童発達支援の部分なんですけども、こちらもなかなか重度の方を見るところで、奈良県全体を見渡してもやっぱり事業所数というのは少ないというようなところでございます、その辺をどういう形で確保していくかというところは、これからの障が

い児施策としての課題としてはなっていくんかなと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。認定については、やっぱり県のほうの話になると思うんです。補助についても多分、県のほうになってくるのかなというところ、施設の建てるところ。ただやっぱり実際に住まれているのは、この葛城市内に住まわれている方なので、やっぱりその辺は葛城市としても力を入れていかなんところの1つやと思ってます。医療ケア児の支援についてもお話も聞くんですけど、親御さんの負担がかなり大きいというところも聞こえてくる場所もあるんです。そやから、これについても葛城市としても何かしらの推進というか、何か手だてを打っていかなあかんの違うかなというところで、意見としてお願いしておきます。

以上です。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

松林委員 手短にさせていただきます。私は68ページ、備考欄で地域生活支援事業、これ成果報告書の27ページ、意思疎通支援事業、聴覚障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通訳者を設置することにより意思疎通の円滑化を図ったということで、手話通訳者の派遣と設置とあるんですけども、この設置というのは特定の決まった場所に配置をすることなのか、ちょっとはっきり派遣と設置ということで決まった場所に配置をしていただけないのかなということです。

それともう一つは、79ページで、これは成果報告書の35ページなんですけれども、成果報告書で市立保育所管理事業（子育て福祉課）ですけども、ここ成果報告書の35ページの下から2番目の当麻第1保育所施設管理費が令和2年度は290万円で、令和3年度429万3,000円と、約130万円ほど増額になっているこの内訳です。何でこんだけ増額になったんかということをお教えください。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの質問でございます。意思疎通支援事業の手話通訳者設置というところでございますが、こちらにつきましては、手話通訳者のほうを新庄庁舎に毎週水曜日午後1時から午後5時まで、これは社会福祉課の窓口に設置させていただいているのと、あと毎週金曜日、当麻庁舎のほうに同じく手話通訳者の方を午後1時から午後5時まで設置させていただいて、ろう者の方のいろんな手続等の対応をしていただいているというところでございます。

あと、手話通訳者の派遣事業というのがございまして、こちらにつきましては、ろう者の方が例えば病院とかそういう、基本的には公共的な窓口の補助であるとか、そういうときに手話通訳者を派遣させていただいて、窓口で一緒に対応していただくというような事業が派遣事業となっております。

以上でございます。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

光熱水費が全体的に上がったものと、修繕で昨年度行ったものがあるんですけども、ちょっと確認させていただいて後ほどお答えさせていただきます。お願いいたします。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 手話通訳者、ここ令和2年度と令和3年度を比べると、令和3年度は筆記者もそうなんですけども、全体的に利用者数が増えておるんですよ。ここら増えた理由というのは、令和3年度からこの事業というのは始まったのかなと私は思うんですけども、そういうことです。ほんで、新庄庁舎に水曜日と當麻庁舎に金曜日に配置をしていただいているということで、ちょっと増えた理由は、わかりますか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

利用の増えた理由でございますけども、これはやはりコロナワクチン接種の手続というところで、やはりろう者の方、どういう形でというのが分からない中で、結構やっぱり窓口に来られる回数というのが増えておりまして、恐らくその部分の影響で増えているのかなと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 コロナの影響で手続等増えたということで理解しました。

施設管理費については、またよろしくお願いします。

以上です。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

申し訳ございませんでした。當麻第1保育所のほうですけども、令和3年度につきましては空調の入替えをいたしまして、そちらのほうが大きな費用となっております。お願いいたします。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 令和3年度に空調の入替えということで増額していると、了解しました。

杉本委員長 もうすぐ午後6時ですけど、まだありますか。あるんやったら言うてください。僕はいいです。柴田委員もさっき手を挙げられてて、もういいんですか。

柴田委員 はい。

杉本委員長 よろしいですか。

谷原委員、どうぞ。

谷原委員 じゃあ、簡単に行きます。69ページなんですけども、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費の、事業で申し上げますと下から2つ目の障害者及び介護者各種手当事業ということで、19節扶助費の中に特別障害者手当と障害児福祉手当、これ成果報告書については両方足した人数しか載ってないので、別々に教えていただけませんか。特別障害

者手当と障害児福祉手当、それぞれの人数をお願いいたします。

それから2つ目になりますけれども、これは保育所関係のことになります。78ページにはなりますけれども、3款民生費、2項児童福祉費の3目保育所費の中の人件費に関わる場所です。これは78ページのところに職員手当等の中に管理職手当というものが入っております。これは公立保育所の保育士、そこで働いている方の管理職手当ということですが、これ対象が何人おられるのかということですね。ほんで、前回一般質問で奥本副委員長が、市長が所長になってるといふことでもありますので、それが入ってるのか。市長にはそういうのは払われてないのかということも含めて、ちょっとお聞きいたします。

それから最後でありますけれども、81ページです。3款民生費、2項児童福祉費の6目地域子育て支援センター事業費ということですが、ここにある人件費、一般職給料というふうになってるんですが、ここではパートタイム会計年度任用職員が中心のようですが、ここの中に保育士資格を持っておられる方がどれだけおられるのかということについて、3点お伺いいたします。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの成果報告書の障害者及び介護者各種手当事業のうちの特別障害者手当等と、この等には2種類ございます。その部分の内訳でございます。特別障害者手当につきまして、人数は36名、事業費のほうは1,192万……。

(「金額はいいです」の声あり)

山岡社会福祉課長 いいですか。特別障害者手当では36人と障害児福祉手当が25人になっております。

以上でございます。

杉本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課、中井でございます。

78ページにあります管理職手当というところです。こちら、人事課の配当になってるんですが、分かる範囲になるかと思いますが、管理職手当は現在、職員の4名でございます。現場の職員4名となっております。お願いします。

杉本委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課、新澤です。

谷原委員の質問にお答えさせていただきますけれども、人件費、一般職の給料については人事課のほうになりますけれども、こちらのほうも分かる範囲内でお答えさせていただきますけれども、今現在、子育て支援センターのほうにおりますのは会計年度任用職員6名になっておりまして、職員のほうの保育士の分は含まれておりません。会計年度任用職員については、全て保育士資格を持っておられる方で行っております。

以上です。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初のところの特別障害者手当についてお伺いします。児童のほうじゃなくてね。これは、例えば介護認定を受けて障害者手帳を交付された2級以上の方で、

在宅で見られる方で、該当する所得要件もありますけれど、そういう方でこの36名おられる方にそういう方はいらっしゃいますか、葛城市では。分かればですよ。分からなかったらまた後でお伺いします。これ、追加でお聞きしておきます。

それから、もう一つのところでですけど、保育所については管理職手当については分かりました。また、地域の子育て支援センターの件についても保育士で当たってるということ、分かりました。これについてはあと最後に意見は言いますが、まずこの件だけ、1件だけ質問をお願いします。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

ただいまの特別障害者手当の方の内訳ということなんですけど、今、手元に資料がございませんので、どういう方というところについては一旦調べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 最後のところから意見だけ申し上げますけれども、ほかの自治体でも、例えば介護を受けるようになった、重度になった、施設に入らずにご自宅でずっと介護されてる方がいらっしゃると。その方に対してはその障がいの程度が重い場合に要件として当たる場合は手当が出されてる例もありますので、葛城市はどうなのかということをお聞きしました。葛城市はどう考えるかということもあると思うんですけれども、実際としてどういう運用になってるかということ、また分かりましたらお願いいたします。

それから、2つ目でありますけれども、これは私は来年度の予算にも関係してまいることになるのであれなんですけど、葛城市では保育士がなかなか定着しないということがこの間の議論の中でも問題になりました。そのために魅力ある職場づくりということで、原課では風通しのいい職場であるとか、あるいは様々なところで処遇改善も含めてやってこられたんですが、私としては、女性活躍ということもありますので、保育士の場合、女性が多い職場ですから、なぜ所長まで、保育所長として常時その職場から様々な活動に支援もできる、管理もできるというふうな体制が葛城市はないのかなと。これは生きがいというやりがいという点でも、そこで働いている方にとっては大変大きいことだと私は思うんです。だから、これについてはぜひ考えていただけたらなというふうに思っています。

もう一つは、子育て支援センター、私繰り返し言ってるんですが、実はこの葛城市、こども・若者サポートセンターは大変充実しております。予算も1億円を超えて厚いスタッフを付けておるんですが、こども・若者サポートセンターにつきましては、どちらかという課題のあるお子さんですね。課題をお持ちのお子さんに対するサポート、これは非常に手厚いし評価が高いんですが、子育て支援センターというのはいわゆる未就学児をお持ちの共働きの家庭に対して広く支援をするということで、今、いろんな自治体でその取組が進んできております。そこでおられる方、施設も常時開く施設もできておるんですが、そこでのセンターをやっておられる方は、大体、保育所で管理職をやった方がそのセンターもそこで引き続き活躍する、お父さんやお母さん方の保育ニーズ、土日などの一時預りも含めてやっておら

れる。それが非常に進んできて、葛城市はその面で非常に遅れてるということを、若い親御さんから私、よく聞きます。葛城市はとても子育て支援が充実してると来たけれども、確かに障がい児の子と、それから課題のある子、これは非常に手厚いんです。ところが、普通に保育所に通わせて土日しかゆっくりできない、平日は働いてというお父さん、お母さん方が土日にも雨の日でも遊べる、交流できる、そういう施設がないということで、そういう声が非常に大きくなっているんで、これはちょっとまた決算のときにそういう状態を指摘させていただきまして、本当に葛城市の施策に生かしていただけたらと思いますので、ご意見だけ申し上げておきます。ちょっと長くなりまして申し訳ありません。

杉本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようですので、3款民生費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了します。なお、明日15日午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

延 会 午後6時01分